

東彼杵町都市計画マスタープラン

【改訂計画】

令和7年3月
東 彼 杵 町

目 次

第1章 はじめに

1. 都市計画マスタープランとは	1
(1) 都市計画マスタープランの役割と位置づけ	1
(2) 本計画改訂の背景と目的	2
2. 都市計画マスタープランの構成	3
(1) 計画の構成	3
(2) 計画の目標年次と対象区域	4
3. 都市づくりに関する社会潮流と上位関連計画	5
(1) 都市づくりの視点と社会潮流	5
(2) 主な上位関連計画の整理	6

第2章 東彼杵町の現況と課題

1. まちの概況	17
(1) 広域的位置づけ	17
(2) 自然環境と歴史的環境	18
(3) 人口の動向	19
(4) 産業の状況	21
2. 都市づくりの現況	25
(1) 都市計画区域	25
(2) 土地利用	26
(3) 都市施設	29
(4) その他施設	36
(5) 防災	38
(6) 歴史・文化遺産と景観	39
(7) 低炭素社会・循環型社会の形成	40
3. 東彼杵町のまちづくりアンケート調査	41
(1) 調査の概要	41
(2) 調査回答者の属性	41
(3) 調査結果の概要	43
4. 都市づくりに向けた本町の課題	50
(1) 人口構造について	50
(2) 地域産業について	50
(3) 土地利用について	51
(4) 都市基盤（施設）について	51
(5) 防災について	52
(6) 自然環境と景観について	52
(7) 循環型社会について	52

第3章 全体構想

1. 基本目標等の検討	53
(1) 都市づくりの将来像と基本理念	53
(2) 将来目標人口の設定	55
(3) 都市づくりの基本目標	56

2. 将来都市構造	59
(1) 拠点の設定	59
(2) 連携軸の設定	60
(3) ゾーンの設定	61
3. 都市づくりの分野別方針	63
(1) 土地利用の方針	63
(2) 都市施設等の整備方針	67
(3) 安全・安心なまちづくりの方針	74
(4) 景観形成の方針	75
(5) 環境保全の方針	76

第4章 地域別構想

1. 地域区分	77
2. 彼杵地域のまちづくり方針	79
(1) 地域の概況	79
(2) 地域の主な課題	80
(3) まちづくり方針	81
3. 千綿地域のまちづくり方針	86
(1) 地域の概況	86
(2) 地域の主な課題	87
(3) まちづくり方針	88
4. 西部自然地域のまちづくり方針	92
(1) 地域の概況	92
(2) 地域の主な課題	92
(3) まちづくり方針	93
5. 東部自然地域のまちづくり方針	96
(1) 地域の概況	96
(2) 地域の主な課題	97
(3) まちづくり方針	98

第5章 計画の実現に向けて

1. 協働のまちづくり	101
(1) 役割分担	101
(2) 推進体制の強化	103
2. 都市計画マスタープランの運用	104
(1) 計画の進行管理と見直し	104
3. 実現の方策	105

■参考資料

1. 用語の解説	107
----------	-----

第1章 はじめに

1. 都市計画マスタープランとは

(1) 都市計画マスタープランの役割と位置づけ

都市計画マスタープラン^{*}とは、平成4(1992)年の都市計画法の改正により創設された、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、住民に最も近い立場にある市町村が住民の意見を参考にして、まちづくりの将来ビジョンを確立し、地域の実情に応じた「まち」の姿を定める計画です。

このため、都市計画マスタープランは、地域の特性や課題を把握し、総合計画^{*}をはじめとする上位計画や関連計画の内容を踏まえ、町民の意見を反映して策定するものであり、都市の将来像や土地利用をはじめとする都市施設^{*}の整備方針を明らかにし、概ね20年後を想定した都市づくりの総合的な指針となるものです。

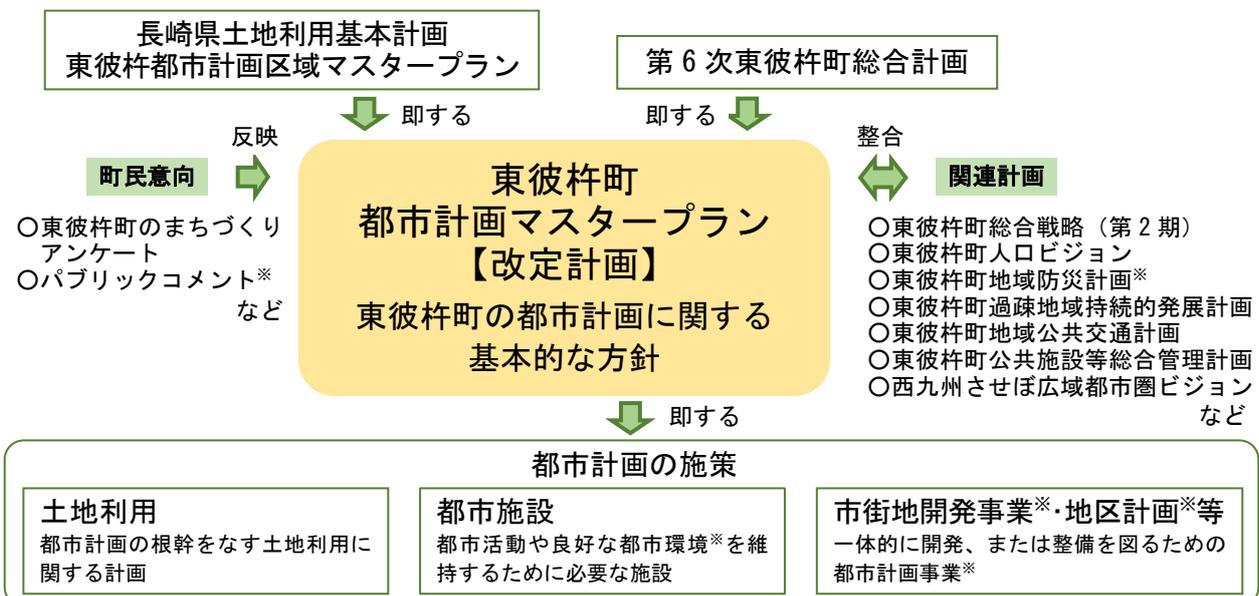
以下に、市町村の都市計画に関する基本的な方針の役割を示します。

◆都市計画マスタープランの役割

- 都市全体のまちづくりや各地域における土地利用の具体的な指針となるもの
- 今後の都市計画の決定・変更の指針となるもの
- 都市整備に関わる施策の体系的な指針となるもの
- 都市計画に関し、住民の理解や協働^{*}のまちづくりを促進するもの

「東彼杵町都市計画マスタープラン【改訂計画】(以下、「本計画」という。)」は、「長崎県土地利用基本計画」、長崎県が広域的な観点から都市計画の方針を定める「東彼杵都市計画 都市計画区域^{*}の整備、開発及び保全の方針(東彼杵都市計画区域マスタープラン)」、東彼杵町(以下、「本町」という。)が策定する「第6次東彼杵町総合計画」を上位計画として定めており、これらに即すとともに、各種の関連計画と整合を図りつつ、都市づくりの方針として定めます。

◆都市計画マスタープランの位置づけ



(2) 本計画改訂の背景と目的

本町では、平成 7 (1995) 年 8 月に「交流から定住への農村都市計画」を都市づくりのテーマとした現行の「東彼杵町都市計画マスタープラン (以下、「現行計画」という)」を策定し、およそ 30 年にわたって町の「都市づくり」に係わる施策を総合的に取り組んできました。

現行計画の策定後、本格的な人口減少・高齢化の進行、地球規模の環境問題の顕在化、頻発する自然災害に対する安全・安心意識の高まりなど、本町を取り巻く自然・社会環境は大きく変化してきました。

この間、国においては、全国的な人口急減・少子高齢化という課題に対して「まち・ひと・しごと創生総合戦略[※]」を策定しました。本町においても、平成 27 (2015) 年 10 月に「第 1 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、続いて令和 2 (2020) 年 3 月には改訂版となる「第 2 期東彼杵町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。

本計画の上位計画においては、これまで平成 27 (2015) 年 3 月に本町の実情に応じて東彼杵町都市計画区域マスタープラン (第 1 回変更) が変更されています。また、本町がめざしていく普遍的な姿として設定する、まちの将来像を「小さくても、誇りを持って輝くまち」と定め、まちづくりの取り組みを進めるために共通して心にとどめておく、基本理念を「ずっと暮らし続けたいまちづくり ～こどもたちの笑顔のために～」とした「第 6 次東彼杵町総合計画[※]」を令和 6 (2024) 年 4 月に策定しています。

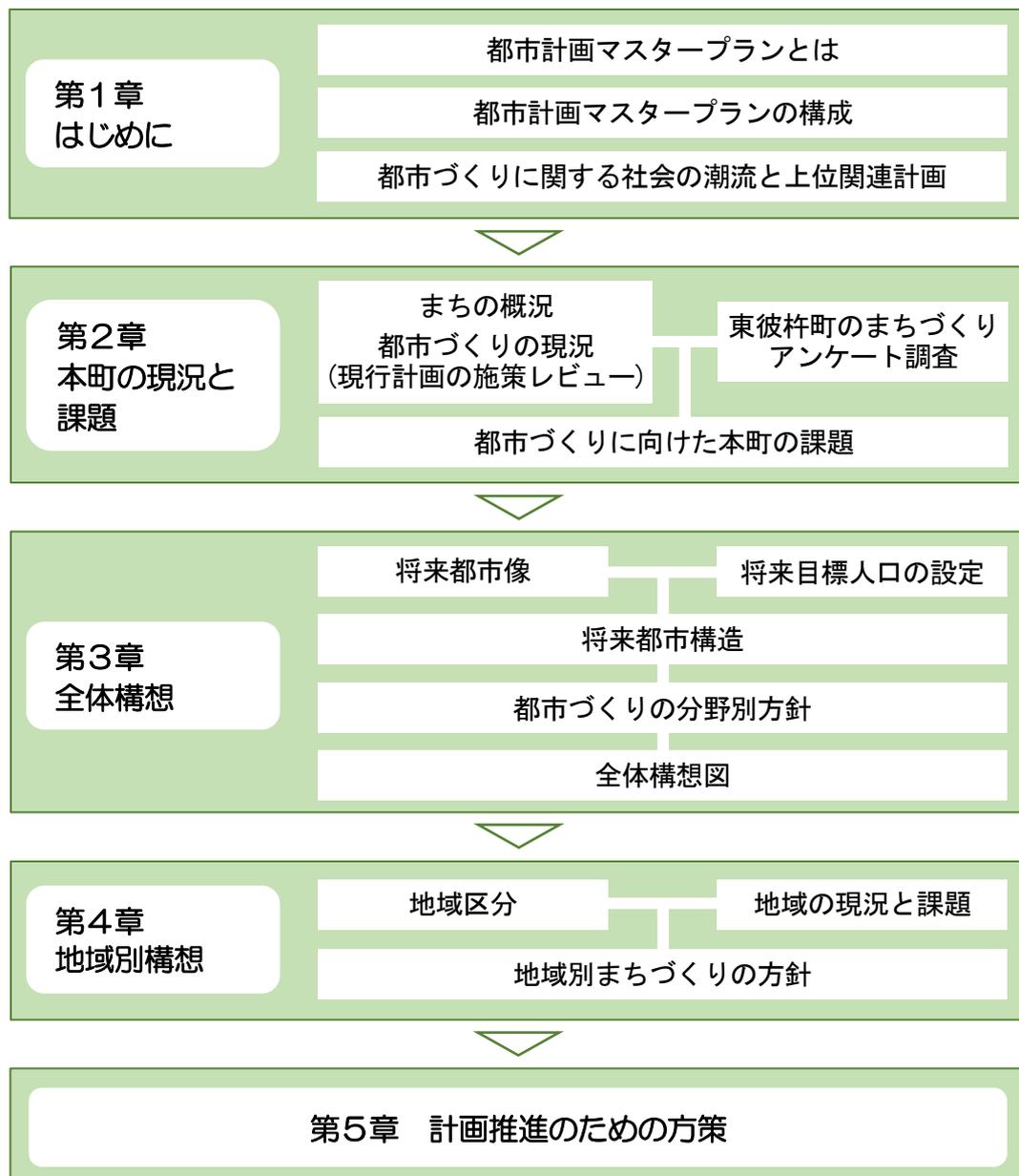
このような背景のもと、本計画は、上述の社会的な時代潮流の変化や東彼杵町のまちの変遷を踏まえ、現行計画の改訂を行うことを目的とします。

2. 都市計画マスタープランの構成

(1) 計画の構成

本計画は、以下の図に示すとおり、第1章では本計画の目的や役割、目標年次[※]・対象区域及び社会の潮流・上位関連計画を示します。第2章では、現行計画の施策レビューを踏まえたまちの現況分析を行い、住民のまちづくりアンケート調査の結果を考慮した上で、都市づくりに向けた本町の整備課題を抽出します。第3章では、全体構想として、都市づくりの理念や都市全体の将来都市像を示し、将来都市構造[※]や都市づくりの分野別方針、都市づくりの主要な取り組みを示します。第4章では、地域ごとに身近なまちづくりの目標や取組の方向性などを示します。そして、第5章では、計画を推進するための協働[※]のまちづくりなど、行政・住民等の役割や計画の進行管理の方針を示します。

◆東彼杵町都市計画マスタープラン[※]の構成



(2) 計画の目標年次*と対象区域

本計画の目標年次は、前回計画に基づき、おおむね20年後の将来のあるべき姿を展望することとし、令和7(2025)年度から20年後の令和26(2044)年度とします。また、上位計画である「第6次東彼杵町総合計画*」の目標年次を令和15(2033)年度までの10年間としていることから、総合計画の改訂作業開始の翌年の令和15・16年度に本計画の見直しを行うこととします。なお、計画期間の途中であっても、本町を取り巻く社会経済情勢の変化を見据えて、必要な場合は見直しを行うものとします。

計画対象区域は、都市計画区域*外を含む東彼杵町全域とします。

◆総合計画と都市計画マスタープランの目標年次

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	
	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	
総合計画	第6次東彼杵町総合計画 改訂作業										計画期間10年 改訂作業										計画期間10年 改訂作業					
都市計画マスタープラン	改訂作業			本計画 見直し										計画期間20年										改訂作業		

◆計画対象区域



3. 都市づくりに関する社会潮流と上位関連計画

(1) 都市づくりの視点と社会潮流

本町を取り巻く社会情勢や国の政策や法改正など、社会や市場に対して大きな変革を与える社会潮流について、本町が持続的な成長を実現していくにあたり、特に重要性を増すと思われる事象・要素を整理し、社会潮流として以下に掲げます。本計画において、都市づくりに関する課題とともに、これらの社会潮流に対応したまちづくりを検討することが必要となります。

◆都市づくりの視点と社会潮流

都市づくりの視点	都市づくりに関する社会潮流
「都市構造※」 <ul style="list-style-type: none"> ● 将来都市構造における各拠点等の具体化 ● 町内交通の円滑化、安心・安全に資する道路環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人口減少・超高齢社会、生産年齢人口減少への対応 ○ コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造の推進 ○ 新たなモビリティサービス（MaaS※等）の推進 ○ シェアリングエコノミー（共有経済）※の普及・拡大
「都市居住」 <ul style="list-style-type: none"> ● 地区特性に沿った住環境形成 ● 空家・空き地への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人生100年時代の到来による生活の質の向上 ○ テレワーク※等による場所や時間にとらわれない柔軟な働き方の推進 ○ 顕在化する空家・空き地問題への対応
「都市施設※」 <ul style="list-style-type: none"> ● 土地利用の規制・誘導 ● 都市の緑の確保・適正配置 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路空間等を有効活用した滞在・交流空間の創出 ○ 公園の新たな価値を見出す柔軟な管理・運営の取組 ○ 経済活性化のに向けた観光促進のための都市施設整備
「都市空間」 <ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境の保全と都市環境※の形成 ● 環境負荷の低減 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 豊かな緑と海を臨む都市環境の形成（山と海の保全、グリーンインフラ※の推進等） ○ 地球温暖化※対策への貢献（環境負荷の低減） ○ 生物多様性の保全のための取組
「都市防災」 <ul style="list-style-type: none"> ● 災害に対する備え ● 防災機能の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 頻発する大規模災害による防災まちづくりへの関心の高まりと都市の安全性の確保 ○ 自然災害に対応した法改正に基づくまちづくりの考え方の見直し
「都市経営」 <ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な都市運営 ● 町民参加・町民協働 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 持続可能な開発目標（SDGs※）の推進 ○ 社会資本（インフラ※）の老朽化・維持管理 ○ 地域や民間が主体の取組の推進（地域主体のまちづくり、民間活力の導入等） ○ 地域の多様な主体が参加した地域共生社会の形成 ○ コロナ禍を契機とした都市の危機管理

(2) 主な上位関連計画の整理

①第6次東彼杵町総合計画※（令和6年3月策定）

「第6次東彼杵町総合計画」（以下、「総合計画」という。）は、基本構想の計画期間を令和15(2033)年度までの10年間、前期基本計画の期間については令和6(2024)年度から令和10(2028)年度の5年間としています。

基本構想では、まちの将来像や基本理念など、10年間のまちづくりの考え方や取り組み目標といった方向性などを定め、前期基本計画では、将来像や目標の実現に向けた具体的な取り組みの方向性や実際に取り組む内容などを示しています。以下に、総合計画の概要を示します。なお、前期基本計画の概要では、本計画と関連する取り組みを抜粋して示します。

◆第6次東彼杵町総合計画の概要：基本構想

まちの将来像

小さくても、誇りを持って輝くまち

- 一人ひとりを大切にする思い
- 東彼杵町らしさを大切にする思い
- 未来に向かって挑戦し続ける思い

基本理念

ずっと暮らし続けたいまちづくり
～こどもたちの笑顔のために～

今、私たちが感じている「ずっと暮らし続けたい」気持ちを10年後も思えるように、また、未来を担うこどもたちへと東彼杵町の未来をつなげていけるように、私たち全員がまちのこれからをともに考え、課題を乗り越え、今あるものを大切に守り、新たなことに挑戦していくことで、未来に向かって1歩ずつ前に進んでいくことが大切です。

人口目標

令和15(2033)年の人口目標を6,500人とします

2033年のひと・まちの姿

快適な暮らし
にぎわうまち

分野：
生活環境
産業
自然環境 都市基盤

- 誰もが安心・安全に暮らせる生活基盤を整備し、住みごこちの良いまちで誰もが豊かに暮らしています。
- まちの特徴を最大限に生かした持続可能な産業が地域で活性化し、にぎわいと活気のあふれるまちになっています。
- 豊かな自然や環境を守り、快適な都市基盤をつくることで、東彼杵町らしい美しい風景や景観が維持されています。

豊かなこころ
温かいまち

分野：
保健 医療 福祉
教育 スポーツ 文化
共生 協働

- 一人ひとりを大切にされた教育環境のなか、子どもたちをはじめ誰もが夢や希望をもって心豊かに成長しています。
- 町民誰もが支えあいの心を持ち、いつまでも安心して暮らせる福祉のまちになっています。

つながるひと
持続するまち

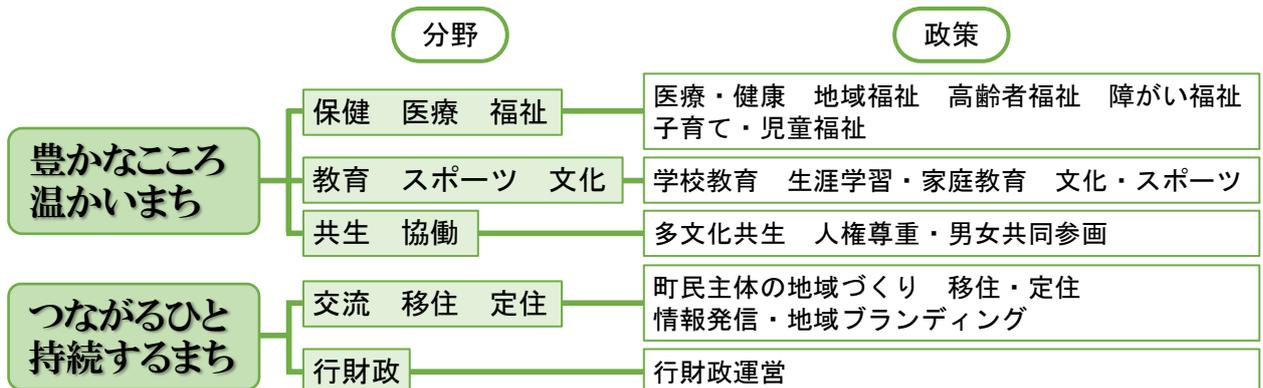
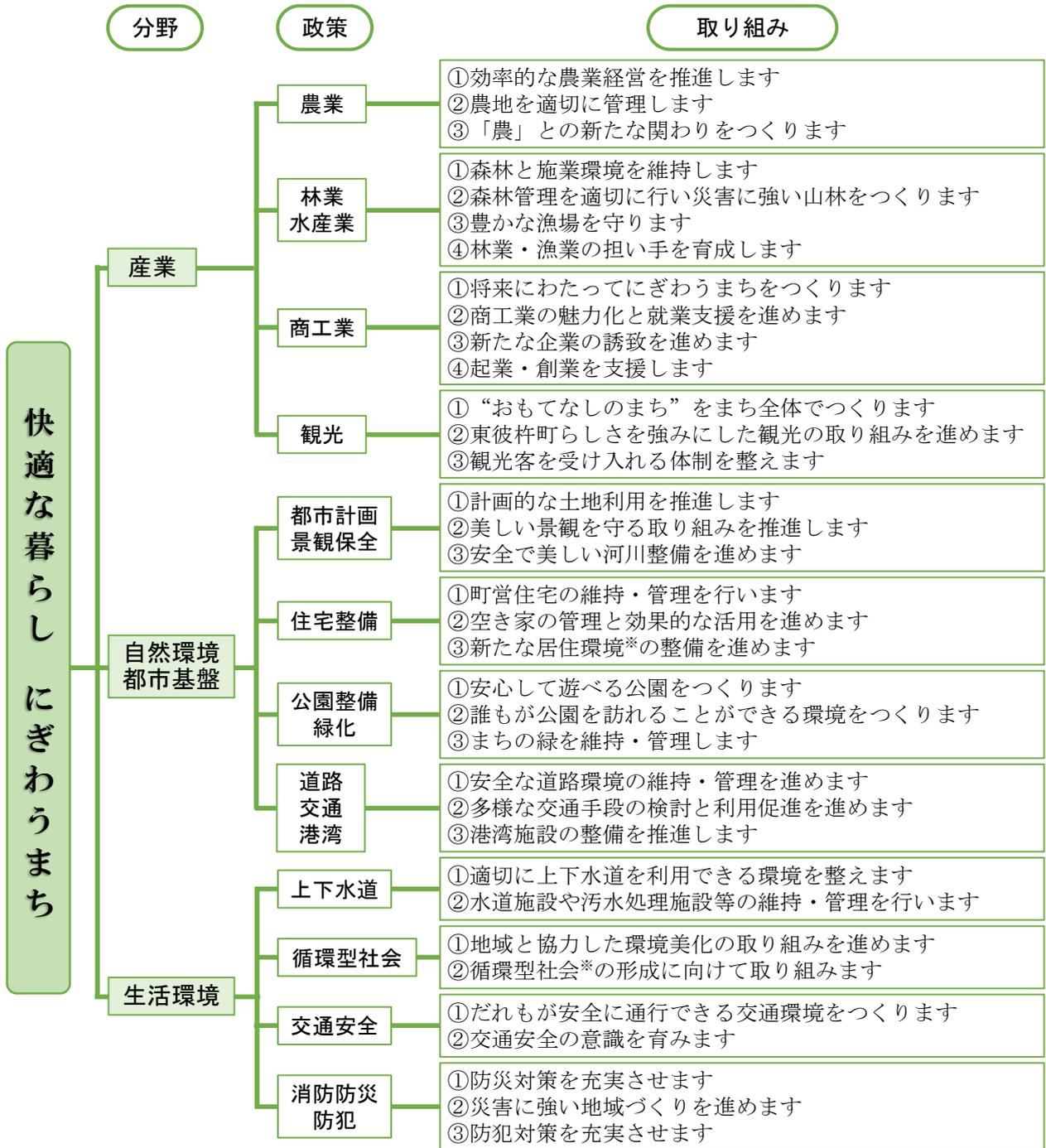
分野：
交流 移住 定住
行財政

- 様々なコミュニティの中でつながりやふれあいが生まれ、町内外での交流が活発なまちになっています。
- 町民に寄り添った行政サービスを将来にわたって維持することができるまちになっています。

まちづくりの分野共通の考え方

SDGs※の推進とDXの推進

◆第6次東彼杵町総合計画の概要：前期基本計画



②東彼杵都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（第1回変更）

「東彼杵都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下、東彼杵都市計画区域マスタープランという。）は、本町の都市計画区域*の実情に応じた都市づくりを進めるため、平成27（2015）年3月に長崎県により策定されています。以下にその概要を掲げます。

◆東彼杵都市計画区域マスタープランの概要

基本理念

- 広域交通を活かした、生活利便性の向上と産業の振興を促す都市づくり
- 豊かな自然環境と調和し、快適に定住できる都市づくり
- 「そのぎ茶」などの産業の活性化を促し、茶畑などの風情を守る都市づくり

地区ごとの市街地像

- 町役場周辺地区：住民の日常生活を支える生活交流の拠点として、魅力ある市街地形成を図る。
- JR 千綿駅周辺地区：周辺住民の日常生活を支える生活交流の拠点として、一定の都市的サービスを楽しむ生活空間の形成を図る。
- 東そのぎグリーンテクノパーク：長崎自動車道東そのぎインターチェンジや彼杵港、長崎空港へのアクセス*機能が充実した産業の拠点としての形成を図る。

主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用

主要な用途の配置の方針	商業・業務地	○町役場周辺は中心的な役割を担う商業・業務地として位置づける
	工業地	○東そのぎグリーンテクノパークは産業を支える工業地として位置づける
	住宅地	○中心市街地*の住宅地は利便性の高い住宅地として位置づける ○郊外部の住宅地は良好な住環境を有する住宅地として位置づける
土地利用の方針	優良な農地との健全な調和に関する方針	○農業生産活動が行われている農地はその保全に努める ○都市的土地利用*を検討する際は農林漁業との健全な調和を図る
	大規模集客施設の立地誘導方針	○大規模集客施設については市街地の区域へ誘導し、集約型の都市づくりを推進する

2. 都市施設*の整備

①交通施設

基本方針	交通体系*の整備の方針	○広域道路の整備を促進し、周辺との連携・交流を強化する ○生活道路の整備により、良好な都市的サービスの維持向上を図る ○高規格幹線道路*、市街地等の相互アクセス*を強化し、広域的な交通体系を確立するとともに、公共交通の利便性向上を図る ○安全な歩行者空間の確保など、バリアフリー*化を図る
	整備水準の目標	○概ね20年後には主要な道路体系を確立することをめざす ○本都市計画区域*における交通混雑の解消をめざす
主要な施設の配置の方針	道路	○長崎自動車道は広域ネットワークを形成する道路として位置づける ○東彼杵道路は交流促進型の広域道路として位置づける ○国道34号、国道205号は地域形成型の広域道路として位置づける ○県道千綿溪線は、生活密着型の幹線道路*として位置づける
	港湾	○地域に密着した地方港湾として位置づける
	鉄道	○JR大村線は地域に密着した鉄道として位置づける

②河川

基本方針	整備の方針	○治水対策の目標を定め、たうえで河川空間の利用状況や動植物の生育状況などを十分に勘案し、整備・保全を図る
	整備水準の目標	○河川整備計画に基づくものとし、都市における安全性・快適性の向上を図る
主要な河川の配置の方針	二級河川彼杵川等7河川	○安全で快適な暮らしを支える重要な河川として位置づける

③下水道

基本方針	整備の方針	○計画的かつ効率的に他の汚水処理手法と一体的に公共下水道 [※] 整備を推進し、都市環境 [※] や住環境の向上を図る
	整備水準の目標	○概ね10年後の汚水処理人口普及率は95%を目標とする
主要な下水道の配置の方針		○公共下水道は市街地やその近傍を対象として計画的に改築更新を行う

④その他の都市施設[※]

基本方針		○効率的かつ合理的なごみ処理を推進する ○ごみ処理施設について、「長崎県ごみ処理広域化計画」に基づき、広域的な佐世保・県北ブロック（佐世保市、平戸市、松浦市など3市4町）において、将来的に5施設以内に集約化し、広域処理を図る
------	--	---

3. 市街地開発事業[※]

主要な市街地開発事業の決定の方針		○既成市街地 [※] において密集市街地の改善を図る必要のある地区等においては、必要に応じて市街地開発事業の活用を図る
------------------	--	--

4. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

基本方針	自然的環境の整備又は保全の必要性	○自然環境については保全に努め、自然とのふれあいの場としての活用も図る ○公園は規模、目的などを勘案し、機能的な配置を図る
	環境保全系統の配置方針	○大村湾県立公園は今後とも美しい自然環境の連続性を維持する ○絶滅危惧の野生動植物等の生息生育地はその環境の保全に努める
主要な緑地の配置の方針	レクリエーション系統の配置方針	○大村湾県立公園の海岸域は海洋レクリエーションや憩いの場として位置づける ○河川公園「やすらぎの里」は自然・レクリエーションの拠点として位置づける
	景観構成系統の配置方針	○大村湾県立公園の海岸線と自然景観はその保全に努める ○丘陵地に広がる森林は緑地として、保水・土壌浸食防止機能として、その保全に努める
実現のための具体的な都市計画制度の方針	緑地保全地区 [※] 等の決定目標及び決定方針	○良好な自然的景観を有する市街地内の樹林地、水辺地などは必要に応じて風致地区 [※] 等を定め、良好な都市環境の形成を図る

5. 都市防災に関する方針

基本方針

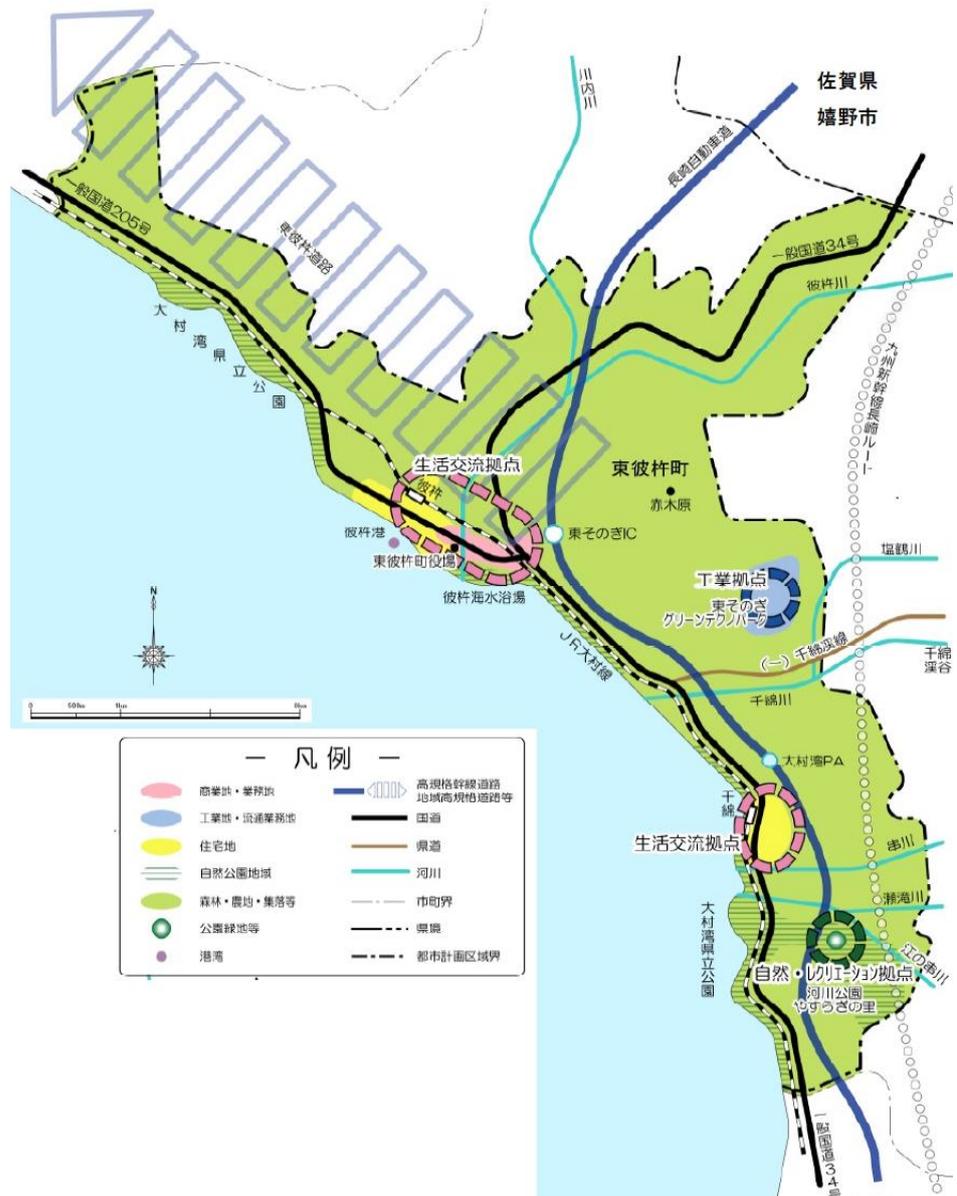
○都市防災については、「長崎県地域防災計画※」や「長崎県水防計画」と連携を図り、都市防災のための施策等を行っていく

6. 景観に関する方針

基本方針

○都市景観、自然的景観、歴史的景観など地域特性を生かした景観の保全や形成を推進する
○景観計画※に沿って、良好な景観形成を図る

将来都市構造図



③西九州させば広域都市圏ビジョン（第2期）

「西九州させば広域都市圏ビジョン（第2期）」は、西九州北部地域等の5市7町（長崎県佐世保市〔連携中枢都市〕・平戸市・松浦市・西海市・東彼杵町・川棚町・波佐見町・小値賀町・佐々町・新上五島町、佐賀県伊万里市及び有田町）が行政区域の枠を超え、将来に向けた地域経済・社会の一体的かつ持続的発展を図るため、第1期ビジョンを見直し、計画期間を令和6年度から令和10年度まで（毎年度所要の変更有り）の5年間として令和6年3月に改訂されています。

◆西九州させば広域都市圏ビジョンの概要

目指す 将来の姿

「あなたが かえるまち 西九州」 ～変える・還る・替える～

- 「変える」＝暮らしや地域をより良く変える
- 「還る」＝他の地域に出たとしても再び圏域に還る場所がある
- 「替える」＝圏域内に住まいを替える

（将来目標設定の考え方）

- 圏域の人口目標に加え経済の向上を目標として、人口が減少しても豊かに暮らせる圏域づくりを目指します。

将来の圏域 人口の目標

西九州させば広域都市圏の目標人口

「令和22（2040）年41.3万人以上」

- 構成市町が策定している人口ビジョンをもとに、圏域の令和22（2040）年の目標人口を41万3千人以上と設定します。



施策の体系

役割

●圏域全体の経済成長のけん引
（目指す圏域の状況）
産業が活発化し、圏域の経済状況が向上
圏域内総生産額：1,564,805百万円/年
→現状値より向上

●高次の都市機能^{*}の集積・強化
（目指す圏域の状況）
施設、アクセス^{*}機能等が充実し、圏域の魅力が向上 公示地価：77,017円/㎡
→現状値より向上

●圏域全体の生活関連機能サービスの向上
（目指す圏域の状況）
住民サービスが高まり、圏域の暮らしやすさが向上 圏域人口の社会動態：▲1,603人/年
→現状値より向上

施策

○産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略のための体制整備
○産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成
○地域資源を活用した地域経済の裾野拡大
○戦略的な観光施策
○その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策

○高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築
○その他、都市機能の集積・強化に係る施策

○生活機能^{*}の強化に係る政策分野
○結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
○圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

④第2期東彼杵町総合戦略（第2期東彼杵町まち・ひと・しごと創生総合戦略）

「第2期東彼杵町総合戦略」は、第2期東彼杵町総合戦略は、「東彼杵町人口ビジョン」を踏まえて、本町の抱える地域課題を解決し、人口減少と地域経済縮小の克服、さらにはまち・ひと・しごとの創生と好循環の確立に向けて、短中期的な目標や方向性、具体的な施策をまとめたもので、計画期間を令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間としています。

◆第2期東彼杵町総合戦略の概要

目指す方向

■今の町民に対する魅力を高めることによる転出の抑制と転入の促進

- 定住を促進するため、高齢者や障がい者、生活困窮者も含めた全ての町民が、「暮らしやすい」と思える環境を整備していきます。
- 住民に魅力的なまちづくりを町外にアピールすることで、移住の促進にもつなげます。

■本町の独自性を活かした転入の促進

- 本町独自のまちづくりを目指すことで、他の類似都市との差別化を図り、U・I・Jターンなどの新たな地方移住を促進します。
- 本町は自然・歴史・伝統文化などの地域資源に恵まれており、このような地域資源を町内外へ情報発信することにより、本町の良さを積極的にアピールしていきます。
- 小さなまちだからこそできる取り組みとして、町民の意見が町の行政に反映される仕組みづくりを目指します。

■地域力を活かした結婚・出産・子育ての支援

- 企業・行政が一体となった地域ぐるみで結婚や子育てを積極的にサポートし、若者が本町で結婚し子どもを育てようと思える環境づくりを目指します。

施策の体系

基本目標

施策

基本目標-1：

- 東彼杵町にしごとをつくり、安心して働けるように

- 施策 1-1：基幹産業である農業の活性化
- 施策 1-2：豊かな資源を活かした林業・水産業の活性化
- 施策 1-3：就労の受け皿となる商工業の振興
- 施策 1-4：新たな起業・創業の支援
- 施策 1-5：美しい景観を活かした観光産業の創出

基本目標-2：

- 東彼杵町への新しいひとの流れをつくる

- 施策 2-1：移住者の受け皿となる住宅の確保
- 施策 2-2：様々な体験を通じた移住希望者への魅力発信
- 施策 2-3：まちの魅力を活かした交流の促進

基本目標-3：

- 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- 施策 3-1：地域力を活かした出会いの機会の創出
- 施策 3-2：安心して出産できる環境整備
- 施策 3-3：地域で子どもを育てる取組の支援
- 施策 3-4：教育環境等の魅力向上

基本目標-4：

- 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしをまもるとともに、地域と地域を連

- 施策 4-1：町民の声が生きるまちづくり
- 施策 4-2：将来にわたる安心の提供
- 施策 4-3：満足度の高い暮らしの提供
- 施策 4-4：美しい景観や環境保全、文化の継承

⑤東彼杵町過疎地域持続的発展計画

東彼杵町過疎地域持続的発展計画は、持続的発展の基本方針として「第6次東彼杵町総合計画^{*}」の目指すべき将来像「小さくても、誇りを持って輝くまち」を掲げ、「第2期総合戦略」との整合性を図りつつ、個別の政策に取り組んで行くものとしています。計画は、計画期間を令和4年度から令和7年度までの4年間とし、令和5年に続き令和6年3月に一部変更しています。以下に、関連する施策を抜粋して掲げます。

◆東彼杵町過疎地域持続的発展計画の概要

■移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の対策

移住・定住

- 移住・定住を促進するため、住宅整備を進めるとともに、転入者への支援策を拡充する
- 子育て中の地域おこし協力隊員による情報を積極的に発信していく
- 移住・定住を促進するため廃校舎を活用したワーケーションなどの取組みを検討する
- 家賃や遠距離通勤経費の支援等の支援策を講じた移住定住の促進と転出の抑制を図る

地域間交流・人材育成

- 農産物や特産品を生かした住民主体等のイベント開催を支援する
- 地域資源の活用を協働^{*}して行い、交流人口の拡大と移住希望者の増加を図る
- 宿泊型農業体験や町民農園などの活用による都市部などとの交流拡大を図る

■産業の振興

農業

- 農道の維持管理や農業用水利施設等を保全するための改修や改良などを行う
- 日本一そご茶のブランディングを進め、販路拡大を図る
- 農業用機械や施設の導入等に対する支援とスマート農業への転換を目指す
- 担い手を育成・確保するため、多様な担い手への新たな補助支援制度を創設する
- 所得額の高い施設園芸は、JAと連携したリース事業による施設導入を目指す
- JAと連携し、安定的かつ大量に出荷できる産地体制づくりを図る
- 収入減に対応するため、農業経営収入保険制度の加入を推進・支援する
- 有害鳥獣被害^{*}の解消を図るため、猟友会と連携した効果的な捕獲や駆除の実施、猟友会の組織運営、対策機器の購入などを支援する
- 遊休農地等を活用した町民農園の設置による交流人口の増加と自給自足的な農に携わる人材育成に努める
- 生産者支援のため、農地情報・農家情報等を基礎にしたデータベース化を図る

林業

- 林道等の長寿命化^{*}や東彼杵郡森林組合の施業環境改善に向けた支援を実施する
- 効率的な施業を推進するため、機械設備の導入・更新やスマート林業^{*}の普及を図る
- グリーンツーリズム^{*}ほか山林が持つ多面的機能を最大限に発揮できる事業に取り組む
- 私有人工林の担い手への集積を進め、必要に応じて町森林経営管理事業を実施する

水産業

- 漁港護岸の整備や航路浚渫を図り、地域漁業に向けた新規漁業就業者の育成を図る
- 水産資源の確保や漁場環境の改善に努め、施設整備・設備導入等を支援する
- 密漁や違反操業に対し、漁場監視活動を支援する
- 漁家所得向上に向けた施設の整備や道の駅との連携を図る

商工業

- 経営改善の普及や創業者に対する支援を行い、商工業の活性化を図る
- 小規模事業者指導事業に対する支援を行い小規模企業経営の安定と健全な発展を図る
- きめ細かい経営指導や制度の普及を推進し商工業者の経営及び技術の改善向上を図る
- 工場設置に対する支援制度などの情報発信を行い、企業誘致に努める
- 「彼杵の庄」の更なる顧客・関係人口拡大、町内農林水産物の販売促進、地域の賑わい創出のため、駐車場の拡大整備や加工施設建設への支援を行う

情報通信産業その他の産業の振興

- 工場新設・増設の際の課税免除などの支援や、雇用の場の創出、維持拡充についても積極的に取り組んでいく
- 廃校舎などを活用したサテライトオフィス等の推進について検討を行う

観光・レクリエーション

- 東彼杵町観光協会の財政的支援を図りつつ滞在時間を長くする観光ルートを創出する
- 本町の様々な魅力を集約した着地型旅行商品の開発及び販売促進に連携して努める
- 西九州させば広域連携都市圏の自治体と協同での観光振興に努める
- 持続可能な地域活性化を図るため、龍頭泉や公園施設の改修などを行う

■交通施設の整備、交通手段の確保

道路： 国道・県道

- 国道 205 号の渋滞緩和対策を引き続き要望していくとともに、「東彼杵道路」の早期事業化を引き続き関係自治体と連携して強く要望していく
- 県道 190 号千綿溪線の未整備の離合箇所について事業主体の県に対し要望していく

道路： 町道

- 優先度の高い路線から道路新設、局部改良などの改善を図り、利便性の向上を図る
- 路面の損傷や劣化等の著しい路線は、舗装整備、路面修繕や橋梁補修等を行い、安全で快適な道路交通網の確保を図る

道路： 農道・林道

- 適正な維持管理に努め、舗装の更新、部分的改良等を実施し、農道の長寿命化^{*}を図る
- 林道は、改良、維持補修等を行い、間伐・枝打等の保育管理や木材搬出等の効率的な施業の確保と利便性及び安全性の向上を図る

交通

- 地域公共交通計画に沿った町営バスや地域コミュニティ自動車の運行による交通網の整備やデマンド交通^{*}などの自由度が高い新たな公共交通ネットワークの構築に努める
- 町営バス運行の安全性及び機能性向上を図るため、車両基地の整備を行うとともに、バス・駅待合所施設の整備や改修を行う

■生活環境の整備

水道施設

- 未普及地域の解消を図るとともに、老朽管の更新や導水管、送水管などの基幹管路の耐震化^{*}、浄水場施設の改修・更新などを計画的に推進し、事故や災害に強い水道施設の整備に努める

下水処理施設（生活排水対策）

- 下水道施設の長寿命化を図り、接続率の向上を図る
- 日常点検のデータを有効活用してライフサイクルコストの低減化を行い、施設全体の持続的な機能確保を図る
- 下水道計画が無い区域は、浄化槽設置費補助事業への町費補助の加算や浄化槽維持管理費補助事業を実施し、生活排水対策事業の推進を図る

廃棄物処理施設

- 廃棄物処理事業施設の計画的な維持補修・更新やし尿汲取り車等の更新を計画的に行い、ごみの減量化を図り、環境への負荷^{*}が少ない循環型社会^{*}を形成する

火葬場

- 施設本体や設備の定期的な保守点検や計画的な修繕等を行い安定的な稼働を確保する

消防

- 消防団員の確保とともに、消防設備の老朽化の状況を見ながら、適切な配備・更新を進める

防災

- 避難所の施設改修工事等を実施するとともに、防災情報提供システムの安定的な稼働を確保する
- 緊急時対応のため、第1次避難所に自家発電装置を整備する

公営住宅

- 町営住宅の長寿命化や居住環境^{*}の改善等を図るため、計画的な改修を行い適切な維持管理に努める

河川及び排水路

- 二級河川改修工事の整備促進について、今後とも引き続き要望していく
- 町管理の河川及び排水路内に堆積した土砂の撤去など適切な維持管理に努める

■集落の整備

- 人口流出の防止や定住促進、交流・関係人口の増加をめざす
- 地域住民の主体的・自立的活動の活性化に結び付くよう、地縁団体の活動支援を推進する
- 地域文化、スポーツ、まつり等の行事を通じて、これまで培われてきた地域コミュニティ活動の維持発展を図る

■地域文化の振興等

- 有形・無形の文化財は、保存活用に取り組む地域団体と連携し、保存して後世に伝える
- 文化財を活用した活動を支援し、地域住民が多様な芸術文化に触れる機会を創出する
- 東彼杵町歴史民俗資料館及び東彼杵町教育センター・文化ホールの改修などを計画的に実施し、適切な維持管理に努める

■再生可能エネルギー^{*}の利用の促進

- 新エネルギーの導入・活用を図る

⑥東彼杵町地域公共交通計画

彼杵町地域公共交通計画は、町民の安全安心な暮らしを支える、持続可能な公共交通ネットワークを構築することを目的に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、令和5年3月に策定しています。以下に、計画の概要を抜粋して掲げます。

◆東彼杵町地域公共交通計画の概要

地域公共交通の 目指す将来像

東彼杵町での快適生活を支える持続可能な公共交通

- 「暮らし」を支える公共交通
 - 高齢者等のおでかけのしやすさの確保（彼杵、千綿までの町内移動、大村・川棚・嬉野への広域移動）
 - 小中学生の通学の確保（町内移動）
 - 高校生の通学利便性の確保（彼杵、千綿までの町内移動、大村・川棚・嬉野への広域移動）
- 「交流」を支える公共交通
 - わかりやすく、利用しやすい観光交通

計画の基本方針

■基本方針1：公共交通体系※の利便性と持続性を高める

○町民が便利に利用でき、かつ持続性を高めていくため、公共交通体系の見直しに取り組む

■基本方針2：JR駅の交通結節機能※を高める

○JR 彼杵駅、千綿駅を中心としたにぎわいづくりも念頭に、駅へのアクセス※環境の強化や拠点性強化などに取り組み、駅の交通結節機能を高める

■基本方針3：公共交通の利用環境を高める

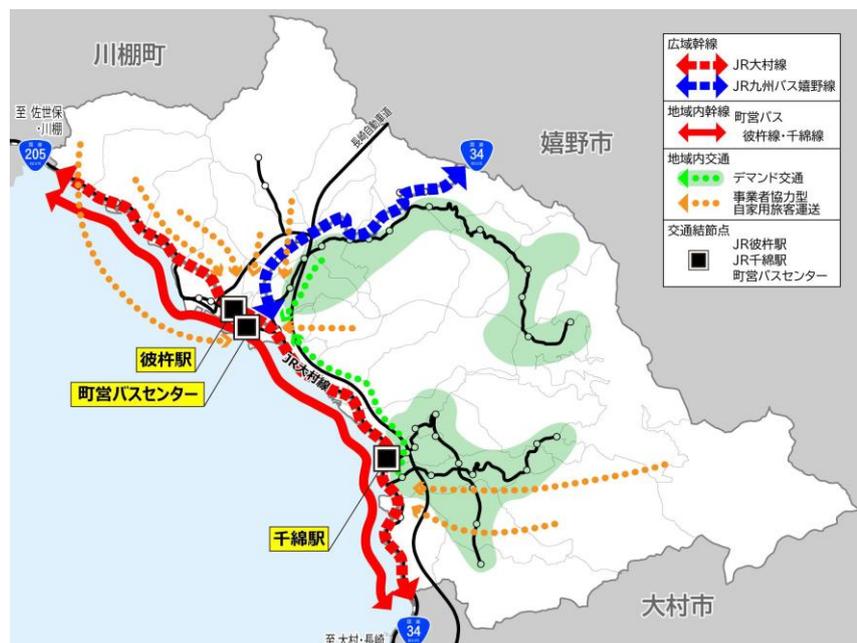
○公共交通を利用する際の経路検索や時刻検索、運賃支払、運行の遅れなどに対して、情報提供の充実や検索ツールの充実を図り、便利に利用できるように利用環境を高める

■基本方針4：公共交通の積極的な利用の啓発を推進する

○公共交通の維持・活性化、また地球温暖化※対策に向けた自家用車の利用抑制に向けて、公共交通に対する啓発や利用促進を推進する

将来公共交通ネットワーク

- 町民や来訪者の広域移動から地域内移動までの多様な移動に、各交通機関が役割に基づく階層性を持ち、交通結節点で円滑に接続する、持続可能な公共交通ネットワークを目指します。



第2章 東彼杵町の現況と課題

1. まちの概況

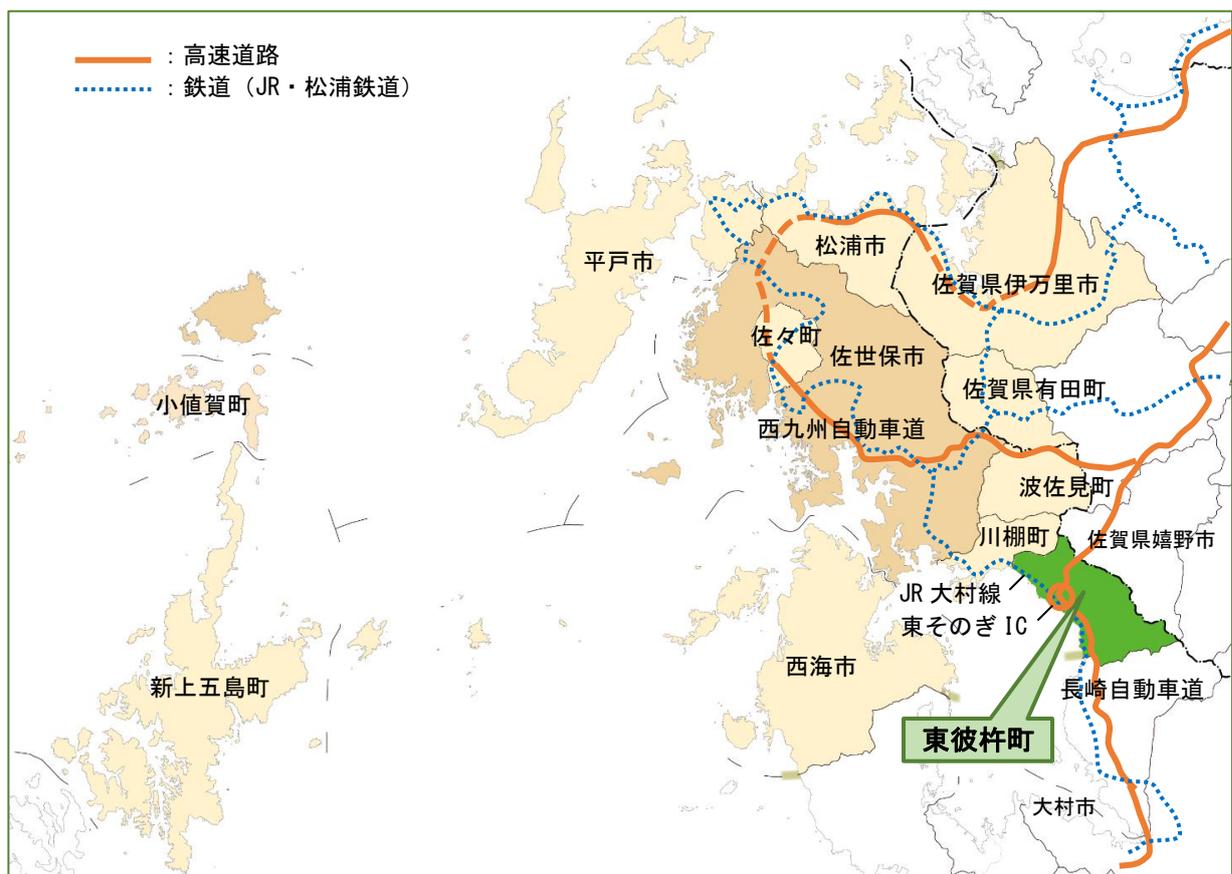
(1) 広域的位置づけ

本町は、長崎県のほぼ中央に位置し、西に大村湾、南東に大村市、北西に川棚町、北東は佐賀県嬉野市に接しており、総面積 74.29 km²を有しています。

本町には、長崎自動車道と国道 34 号・205 号の 2 つの国道が走り、国道の交差する地点には長崎自動車道東そのぎ IC が位置しています。また、大村湾の海岸線には、長崎・佐世保を繋ぐ JR 大村線が走り、隣接する大村市にある長崎空港にも車で 30 分と、周辺地域との交通アクセス^{*}に恵まれた町です。

本町を含む長崎県内 10 市町と佐賀県 2 市町では、国が提唱する「連携中枢都市圏構想」の趣旨や、今後のまちづくり課題を共有した上で、将来に向けた地域経済・社会の一体的かつ持続的発展を図るため、「西九州させば広域都市圏」の形成に取り組んでいます。

◆西九州させば広域都市圏



※図中の大村市・佐賀県嬉野市は広域都市圏外とする。

※資料：西九州させば広域都市圏ビジョン(第2期) 令和6年3月策定

(2) 自然環境と歴史的環境

①自然環境

本町の地形は、佐賀県境の国見岳（標高 816m）、大村市境の遠目山（同 849m）、川棚町境の虚空蔵山（同 608m）を主峰とする山々によって三面を囲まれ、概して平野部が少なく、斜面地には発達した棚田が見られます。

本町の年間の平均気温は 17℃前後、年間の降水量は 1,700～2,000mm となっており、内海である大村湾に面していることから、全般的に一年を通して積雪も少なく、温暖な気候に恵まれています。

②歴史的環境

本町は、長崎街道^{*}の宿場町として、また、平戸街道の起点として、彼杵宿や千綿宿が形成され、多くの商店等が建ち並び、人や物が行き交い賑わっていました。江戸初期から明治にかけては、五島近海で獲れた鯨の集積基地としても栄え、現在も町内にはこうした街道や鯨にまつわる歴史の面影が各所に残されています。

江戸時代では、大村藩の所領であったが、昭和 34 年 5 月に彼杵町と千綿村が合併し、現在の東彼杵町が設置されました。

(3) 人口の動向

①人口・世帯数の推移

本町の令和2（2020）年の国勢調査*人口は、7,721人、世帯数2,705世帯となっています。

これまでの総人口の推移をみると、戦後から昭和30（1955）年にかけて、一時的に14,000人近くまで人口が増加したこともありましたが、その後、高度経済成長期に入ると、都市部への人口流出が始まり、昭和50（1975）年から平成7（1995）年にかけて再び10,000人程度で推移し、その後、近年は7%前後の減少率で減少傾向が続いています。

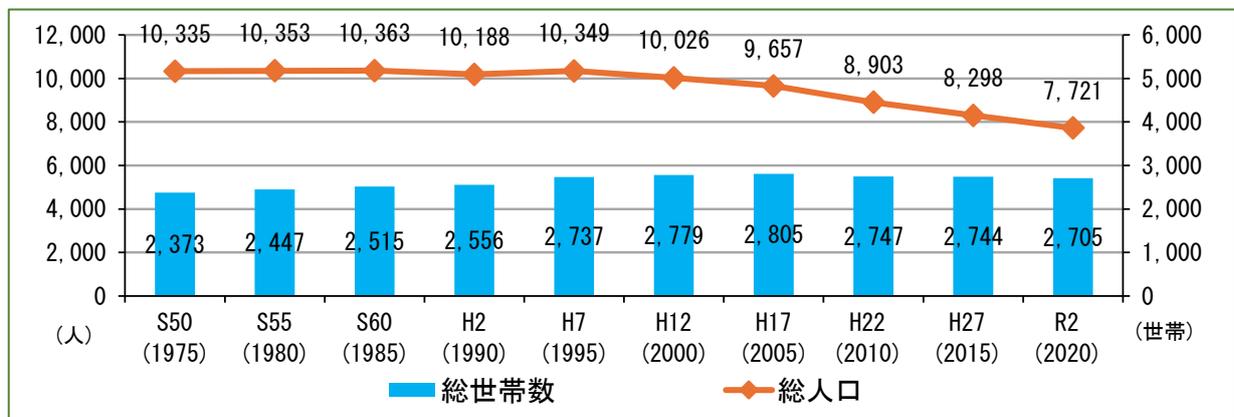
世帯数の推移については、平成17（2005）年までは一貫して増加傾向にあったものの、この年の2,805世帯をピークに減少傾向に転じています。また、世帯当たり人員についても一貫して減少傾向が続き、令和2年には3人を割り込んで2.85人/世帯となり、核家族*化や単身世帯が増加しています。

令和2（2020）年の都市計画区域*内人口は、総人口の91.3%を占める7,050人となっています。その推移をみると、総人口の減少と同様の減少傾向をみせており、特に平成22（2010）年から同27（2015）年にかけて構成比が増加しています。一方、令和2（2020）年の区域外人口は671人（8.7%）で、これまでの15年間で約4割の減少となっています。

◆人口・世帯数の推移

単位：人、世帯、人/世帯

項目	S50 1975	S55 1980	S60 1985	H2 1990	H7 1995	H12 2000	H17 2005	H22 2010	H27 2015	R2 2020
総人口	10,335	10,353	10,363	10,188	10,349	10,026	9,657	8,903	8,298	7,721
総世帯数	2,373	2,447	2,515	2,556	2,737	2,779	2,805	2,747	2,744	2,705
世帯当たり人員	4.36	4.23	4.12	3.99	3.78	3.61	3.44	3.24	3.02	2.85



※資料：各年国勢調査

◆都市計画区域内人口の推移

単位：人、%

項目	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
総人口	実数 9,657	8,903	8,298	7,721
都市計画 区域内人口	実数 8,545	7,889	7,570	7,050
	構成比 88.5%	88.6%	91.2%	91.3%
都市計画 区域外人口	実数 1,112	1,014	728	671
	構成比 11.5%	11.4%	8.8%	8.7%

※資料：各年国勢調査



②年齢階層別人口

近年 15 年間の総人口を年齢階層別にみると、年少人口（15 歳未満人口）は、総人口と同様に一貫して減少し、減少率はやや緩やかになったものの、令和 2（2020）年には 853 人、構成比は全体の 11.0%となり、今後も少子化の傾向は続くものと思われます。このことは、小・中学校の統合による通園・通学距離（時間）の増大や新しい世代の価値観や活力をまちづくりに吹き込む力の減少にもつながっています。

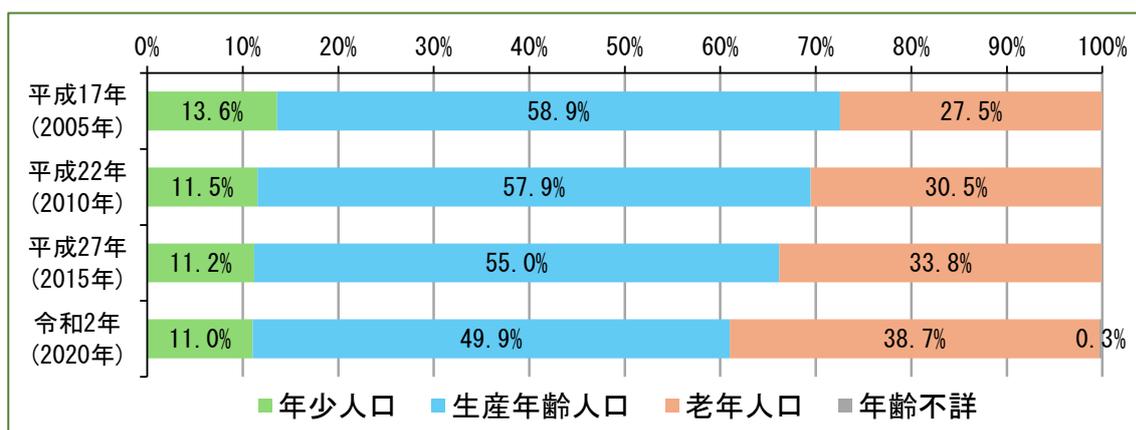
生産年齢人口（15～64 歳人口）も減少傾向が続き、令和 2（2020）年には 3,855 人、構成比は 50%を下回り全体の 49.9%となっています。これにより、担い手として地域経済の縮小や防災力の低下を引き起こしています。

一方、老年人口（65 歳以上人口）は、年々増加しており、特に直近の 5 年間の増加率は 1.33%とそれまでと比べて高く、令和 2（2020）年には 2,991 人、38.7%となっており、総人口が減少している中で高齢人口が増加していることは高齢化の進行を如実に物語っています。

◆近年の年齢階層別人口の推移

単位：人、%

項目		平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	増減率		
						H17～H22	H22～H27	H27～R2
総人口	実数	9,657	8,903	8,298	7,721	-7.81%	-6.80%	-6.95%
年少人口 (15歳未満)	実数	1,314	1,027	930	853	-21.84%	-9.44%	-8.28%
	構成比	13.6%	11.5%	11.2%	11.0%	-	-	-
生産年齢人口 (15～64歳)	実数	5,691	5,157	4,560	3,855	-1.88%	-2.32%	-3.09%
	構成比	58.9%	57.9%	55.0%	49.9%	-	-	-
老年人口 (65歳以上)	実数	2,652	2,716	2,805	2,991	0.48%	0.66%	1.33%
	構成比	27.5%	30.5%	33.8%	38.7%	-	-	-
年齢不詳	実数	0	3	3	22	-	-	-
	構成比	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	-	-	-



※資料：各年国勢調査

(4) 産業の状況

①産業別就業人口

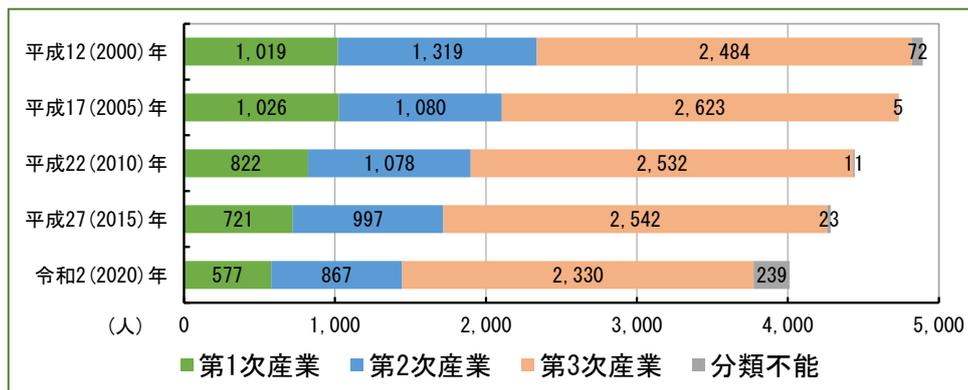
本町の産業の状況を産業別就業人口で見ると、総就業者数は人口と同様に一貫して減少傾向にあり、令和2(2020)年では4,013人となっています。特に、平成22(2010)年と令和2(2020)年に大きく減少しています。

これを産業別にみると、第1次産業就業人口は、本町の基幹産業を担う農業従事者を中心に減少を続け、令和2(2020)年には全体の14.4%にあたる577人となっています。第2次産業就業人口は、平成17(2005)年に大きく減少したものの、以降は漸減傾向で、令和2(2020)年には全体の21.6%となる867人となっています。第3次産業就業人口は、増減を繰り返しつつ、令和2(2020)年には大きく減少し、全体の58.1%を占める2,330人となっています。

◆産業別就業人口の推移

単位：人、%

項目	平成12(2000)年		平成17(2005)年		平成22(2010)年		平成27(2015)年		令和2(2020)年	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
第1次産業	1,019	20.8%	1,026	21.7%	822	18.5%	721	16.8%	577	14.4%
第2次産業	1,319	27.0%	1,080	22.8%	1,078	24.3%	997	23.3%	867	21.6%
第3次産業	2,484	50.8%	2,623	55.4%	2,532	57.0%	2,542	59.4%	2,330	58.1%
分類不能	72	1.4%	5	0.1%	11	0.2%	23	0.5%	239	6.0%
総就業者数	4,894	100.0%	4,734	100.0%	4,443	100.0%	4,283	100.0%	4,013	100.0%



項目	平成27(2015)年		令和2(2020)年		R2-H27 実数	
	実数	構成比	実数	構成比		
第1次産業	農業・林業	705	16.5%	566	14.1%	-139
	うち農業	697	16.3%	555	13.8%	-142
	漁業	16	0.4%	11	0.3%	-5
第2次産業	鉱業・採石業・砂利採取業	1	0.0%	2	0.0%	1
	建設業	393	9.2%	318	7.9%	-75
	製造業	603	14.1%	547	13.6%	-56
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	11	0.3%	14	0.3%	3
	情報通信業	11	0.3%	8	0.2%	-3
	運輸業・郵便業	206	4.8%	222	5.5%	16
	卸売業・小売業	557	13.0%	450	11.2%	-107
	金融業・保険業	43	1.0%	31	0.8%	-12
	不動産業・物品賃貸業	25	0.6%	26	0.6%	1
	学術研究・専門・技術サービス業	57	1.3%	56	1.4%	-1
	宿泊業・飲食サービス業	193	4.5%	193	4.8%	0
	その他サービス業	1,265	29.5%	1,191	29.7%	-74
公務	174	4.1%	139	3.5%	-35	
分類不能	23	0.5%	239	6.0%	216	
総就業者数	4,283	100.0%	4,013	100.0%	-270	

※資料：各年国勢調査

②農業

本町の基幹産業である農業は、圃場整備された平坦地の水田、海岸に迫る傾斜地を生かした棚田や段々畑等を基盤として水稻、お茶、肉用牛、いちご、アスパラガスなどを中心に栽培が行われています。特に、お茶については、長崎玉緑茶の生産量の大半を占め、「そのぎ茶」ブランドで親しまれており、平成 29 年度以降 4 年連続蒸し製玉緑茶の部で農林水産大臣賞を受賞するなど、全国的な高い評価を受けています。

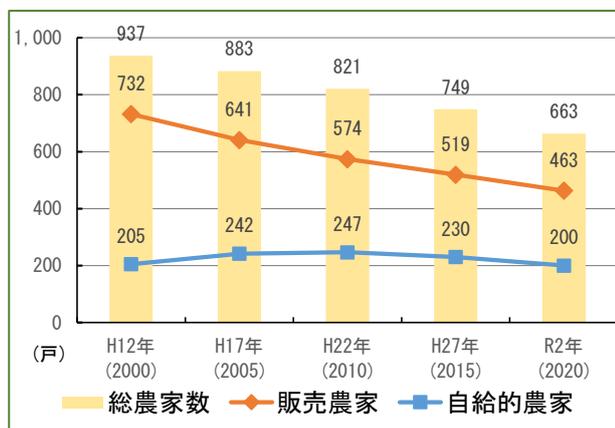
本町の農家戸数と耕地面積の推移をみると、両者とも総数は一貫して減少傾向を示しており、過去 20 年間の増減率をみると、農家数では兼業農家、経営耕地面積では田の減少が大きく、減少率は 3 割を超えています。結果として、自給的農家が総農家数の 3 割近くを占めるなど、相対的に非農家等の零細経営が多くなり、近年の農業を取り巻く環境の変化に対応できず、後継者不足や遊休農地化が進んでいます。

◆農家戸数と耕地面積の推移

単位：戸、ha

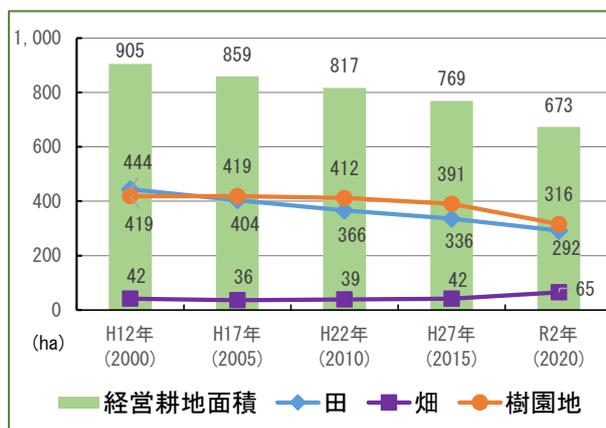
項目	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	H12-R2 増減率
総農家数(戸)	937	883	821	749	663	-29.2%
販売農家(戸)	732	641	574	519	463	-36.7%
専門農家(戸)	115	126	148	146	-	※27.0%
兼業農家(戸)	617	515	426	373	-	※-39.5%
自給的農家(戸)	205	242	247	230	200	-2.4%
経営耕地面積(ha)	905	859	817	769	673	-25.6%
田(ha)	444	404	366	336	292	-34.2%
畑(ha)	42	36	39	42	65	54.8%
樹園地(ha)	419	419	412	391	316	-24.6%

○農家戸数



※令和 2(2020)年調査より専門・兼業農家の調査項目を廃止したため、H12～H27 年の増減率を示す。

○経営耕地面積



※資料：世界農林業センサス、農林業センサス

③林業・水産業

本町の林業は、木材価格の一時的な高騰はあるものの、依然として低迷しており、年々林業従事者の減少や高齢化が進行しているため、林業作業の省力化や労働力の確保、作業道の整備による低コスト林業と収益性のある林業の推進が喫緊の課題となっています。

所有形態別に森林面積の推移をみると、近年ではほぼ面積の増減は無く、令和4(2022)年に僅かながら国有林の減少と私有林の増加があり、森林総面積では2haの減少となっています。

◆所有形態別森林面積の推移

単位：ha

項目	森林 総面積	国有林			私有林			
		林野庁	その他 官庁	民有林	独立行政 法人等	公有林	私有林	
令和元(2019)年度	3,956	774	774	-	3,182	-	156	3,026
令和2(2020)年度	3,956	774	774	-	3,182	-	156	3,026
令和3(2021)年度	3,956	774	774	-	3,182	-	156	3,026
令和4(2022)年度	3,954	766	766	-	3,188	-	207	2,980

※資料：各年度長崎県の森林林業統計

本町の水産業は、全国的にも稀な二重性の閉鎖性海域の大村湾を中心に零細な漁業が営まれています。漁場では、赤潮の発生や藻場の減少など、漁場環境の悪化による漁獲量の減少、経営体としては後継者不足、漁業者の高齢化などによる就業者数や経営体の大幅な減少が課題となっています。

◆漁業就業者数と漁業経営体数の推移

単位：人、経営体

項目	平成10年 (1998)	平成15年 (2003)	平成20年 (2008)	平成25年 (2013)	平成30年 (2018)	H10-H30 増減率
漁業就業者数	86	66	49	40	24	-72.1%
経営組織計	61	54	40	35	22	-63.9%
個人経営体	61	54	40	35	22	-63.9%
会社	0	0	0	0	0	-
漁業協同組合	0	0	0	0	0	-
漁業生産組合	0	0	0	0	0	-
その他	0	0	0	0	0	-

※資料：各年漁業センサス

④工業

工業について、本町では、工業振興の促進と雇用の創出・安定を図るため、工場等を新設又は増設した企業を支援する施策として、東彼杵町工場等設置奨励条例に基づく固定資産税の課税免除等を行っています。これまでの5年間の工業の状況をみると、製造品出荷額等の増加や従業者数の漸増がみられるものの、事業所数は16.7%の減少率で減少しており、新たな工場用地等の不足や労働力不足などにより、本町の工業は厳しい現状にあります。

◆工業の状況

単位：事業所、人、百万円

項目	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	H28-R2 増減率
事業所数(事業所)	18	17	16	17	15	-16.7%
従業者数(人)	610	583	614	669	664	8.9%
製造品出荷額等(百万円)	8,750	11,284	13,366	x	x	※52.8%

※令和元・2年の製造品出荷額等がxのため、H28～H30年の増減率を示す。

※資料：各年長崎県工業統計調査

⑤商業

平成14(2002)年に開業した道の駅「彼杵の荘」は、年間100万人を超える集客力を持ち、施設内は賑わいを見せています。しかしながら、古くからの商店や飲食店は、人口減少及び高齢化に伴う人手不足や担い手不足により廃業する事業所が多く、空き店舗となっています。近年では、移住者や若者がそうした空き店舗と本町が単独事業として実施している店舗活用補助金などを使いリニューアルした出店もあり、少しずつではあるものの、賑わいが創出されています。なお、買い物等は他の地域へ流出しているのが現状となっています。

商業の状況をみると、事業所数は卸売業でやや減少し、従業者数は減少傾向にあったものが卸売業で増加したため、平成24(2012)年の実績数にほぼ戻っています。年間商品販売額は、卸売業の増加が大きく、令和3(2021)年の合計では9,076百万円と平成24(2012)年の1.8倍となっています。また、売り場面積は、増減を繰り返しつつ、令和3(2021)年では約5千㎡となっています。

◆商業の状況

単位：事業所、人、百万円

項目	合計			卸売業計			小売業計			
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)	売場面積 (㎡)
平成24(2012)年	67	357	4,970	10	24	932	57	333	4,038	3,494
平成26(2014)年	66	320	4,916	9	31	988	57	289	3,928	5,766
平成28(2016)年	67	316	5,541	10	52	2,042	57	264	3,500	4,930
令和3(2021)年	64	350	9,076	7	65	6,085	57	285	2,991	5,050

※資料：平成24・28年、令和3年経済センサス-活動調査、平成26年商業統計調査

2. 都市づくりの現況

(1) 都市計画区域*

本町では、平成5年に大村湾沿岸部全般と隣接する佐賀県嬉野市へ伸びる国道34号沿いを中心として、東彼杵都市計画区域を指定しています。平成25年の都市計画基礎調査*によると、都市計画区域面積は2,159haとなっており、町総面積(74.29km²)の29.1%を占めています。

都市計画区域内では、人口減少や住宅・産業の新規土地需要の可能性が低いこと、市街地拡大に結びつく主要プロジェクトが無いことなどから、区域区分*の必要性が低く、区域区分を定めないものとしています。また、本町には用途地域*も指定していません。

地域地区*としては、彼杵港に彼杵港臨港地区* (14.9ha・平成19年11月2日最終決定) が町を決定主体として決定しています。

◆東彼杵都市計画区域図



※資料：都市計画基礎調査 (平成25年)

(2) 土地利用

①土地利用における主な法適用状況

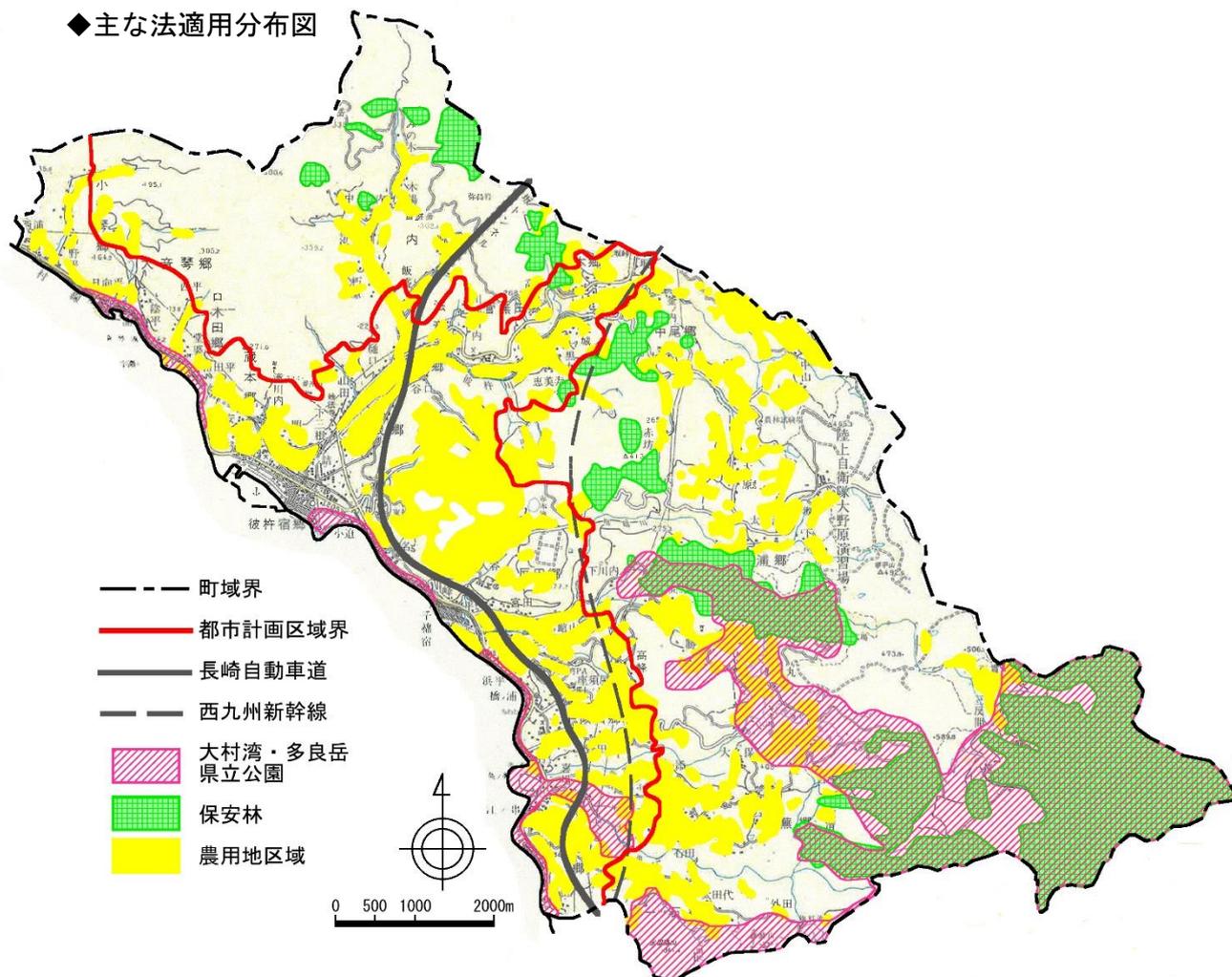
本町には、長崎県土地利用基本計画※により都市地域、農業地域、森林地域、及び自然公園※地域の各地域が定められており、適正な土地利用を行うための規制・誘導を図るものとしています。ここでは、自然豊かな本町の特性を考慮し、自然的土地利用※の保全に注視した土地利用の規制・誘導を図る農用地※区域、保安林、県立公園について、以下に概要と分布を示します。

本町の沿岸部に指定されている大村湾県立公園は、大村湾沿岸と湾内の島々からなる自然公園で、リアス式海岸や半島などの多様な景観が見られます。また、本町の南東部に広がる多良岳県立公園は、経ヶ岳、多良岳、五家原岳を中枢とする山岳群からなる自然公園で、特に多良岳系を源とする河川は、良好な渓谷美を見せています。公園内では、余暇活動、休養、観光等に資するため、適正な保全と利用を図るものとしています。

本町の北部と南東部に指定されている保安林は、町土の保全、※、生活環境保全、良好な景観確保などの多様な機能を維持・増進するため、適正な管理を行うものとしています。

本町に広く指定されている農用地区域は、農業生産の基盤となる土地であり、農業基盤整備※を計画的に推進するとともに、効率的・安定的な農業経営を営むため、農用地の集積を図るものとしています。

◆主な法適用分布図



※資料：都市計画基礎調査（平成25年）

②土地利用状況

■自然的土地利用*

都市計画区域*内の土地利用について、森林や田、畑などの自然的土地利用面積は 1,668.0ha、都市計画区域全体の 77.3%を占めています。

田は、彼杵川や千綿川の流域の扇状地に広く分布しており、畑は東そのぎ I C の東側から赤木池にかけてまとまって分布しており、茶園として利用されています。農地の中には、後継者不足や高齢化等による耕作放棄地*が増加しており、特に山間部にある棚田や段々茶畑については、現状は保全と活用を農業者に委ねる部分が大きく、担い手の減少により荒廃していくことが予想されています。

本町には、広く森林が分布しており、北部と南東部には保安林が指定されています。森林の中の人工林には、農地と同様に担い手不足や高齢化により、森林施業がなされない放置森林が増加して土が痩せ土砂災害等の要因の一つになっています。

■都市的土地利用*

住宅用地や商業・工業用地等の都市的土地利用面積は 491.0ha、全体の 22.7%となっており、部分的かつ分散した形で点在しており、住宅地や商業地、工業地として利用されている土地は限られています。

住宅用地は、役場周辺を中心部と千綿・音琴地区にまとまって分布しています。また、彼杵川や川内川に沿って既存集落*の住宅用地が点在しています。これらの住宅用地では、人口減少等により、空き家や空き地の増加がみられるようになっていきます。特に、既存集落*では、地域の担い手や農林漁業従事者の高齢化及び後継者不足から、地域コミュニティ機能の低下が危惧されています。

商業・業務用地は、主に中心部の国道 205 号沿いに立地しており、商店や飲食店などの小売業が点在しています。

工業用地は、赤木地区の丘陵地に広域農道を主要なアクセス*道路とした町営赤木工業団地と長崎県営工業団地「東そのぎグリーンテクノパーク」が立地しています。

◆都市計画区域の土地利用状況

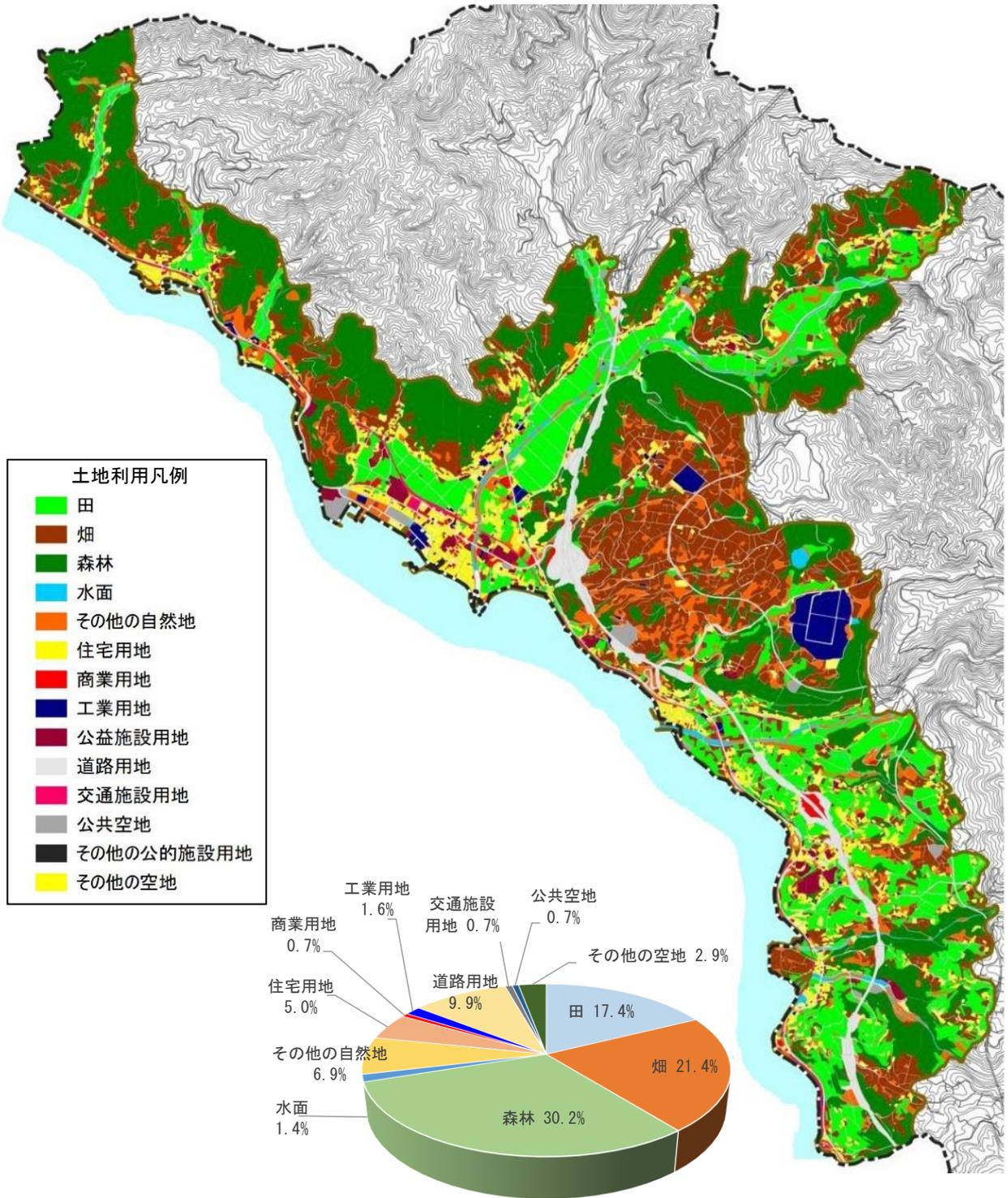
項目		田	畑	森林	水面	その他の自然地	計
自然的土地利用面積	実数	375.1	463.1	651.4	29.3	149.2	1,668.0
	構成比	17.4%	21.4%	30.2%	1.4%	6.9%	77.3%

単位：ha、%

項目		住宅用地	商業用地	工業用地	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	その他の公的施設用地	その他空地	計	総合計
都市的土地利用面積	実数	107.5	14.3	35.2	27.7	214.0	16.2	14.1	0.0	62.0	491.0	2,159.0
	構成比	5.0%	0.7%	1.6%	1.3%	9.9%	0.7%	0.7%	0.0%	2.9%	22.7%	100.0%

※資料：都市計画基礎調査（平成 25 年）

◆都市計画区域*内の土地利用状況



※資料：都市計画基礎調査（平成 25 年）

(3) 都市施設*

①道路

高規格幹線道路*である長崎自動車道は、本町の東そのぎICと佐世保や長崎方面とを結びとともに、県外との広域観光ルートの形成や産業の活性化、交流人口の増加、救急医療体制の支援などに資する道路として、広域ネットワークを形成する幹線道路*として位置づけられています。

本町を走る国道は、佐賀県と長崎県を結ぶ国道34号と佐世保市と本町中心部を起終点とする国道205号が走り、産業・経済・文化の発展に大きく寄与しています。しかしながら、国道205号は、朝夕を中心に交通渋滞が慢性化しており、近隣の市町への移動や緊急車両の運行、緊急輸送道路としての役割などに支障をきたしているのが現状です。このため、国土交通省において速達性確保や代替路となる道路インフラ*を整備するため、計画中的高規格道路「東彼杵道路」の整備に期待するとともに、早期事業化に向けて要望活動を強化し、早期着工・早期完成が望まれます。

県道については、観光地である龍頭泉を結ぶ県道千綿溪線と主要地方道大村嬉野線及び県道彼杵停車場線が走り、千綿溪線と大村嬉野線については、一部1車線区間があるため、離合箇所等の改良整備が望まれます。また、中山間部を東西に走る広域農道（大村湾グリーンロード）は、農業等の産業や国道34号の代替道路のみならず、生活道路としても機能を担っています。

町道については、国道と山間部の集落とを繋ぐ1級町道（7路線34km）や集落間を繋ぐ2級町道（16路線38km）、その他の町道（214路線154km）が走っており、日常の町民の生活道路として寄与しています。

しかしながら、老朽化した路線も多く、狭隘路線、排水不良箇所、舗装や橋梁の老朽化などが問題となっています。特に、既存集落*では、日常生活や防災面で重要となる町道やその他の道路の改良整備等が求められています。

◆道路網図



②公共交通

本町には、長崎・佐世保を繋ぐ JR 大村線が走り、町内には彼杵駅と千綿駅が立地し、公共交通ネットワークの骨格を形成しています。

路線バスは、西肥バスが佐世保駅前～彼杵本町～長崎空港間に一日 14 往復の特急バスが運行しています。また、JR 彼杵駅から佐賀県武雄温泉駅を結ぶ JR 九州バス嬉野線が一日 7 往復運行しています。

町営バスは、町営バスセンターを結節点として、町内内陸部の大野原高原線、東部循環線及び川内線のそれぞれのエリアをデマンド交通^{*}実証事業にて運行しています。また、海岸線に沿った国道 205 号・34 号にはそれぞれ彼杵線、千綿線が運行しています。しかしながら、主に遠目や八反田、川内などの山間部の地区には依然として公共交通空白地域^{*}が存在しています。

本町は、山間部の奥にまで集落が分散していることから、日常生活での自動車等の交通手段の利用が必要不可欠なため、町営バスを含めた公共交通の確保が必要です。

今後は、デマンド交通等の導入により、公共交通の利便性向上を図るとともに、町営バス車両の更新や車両基地の整備など、運行の安全性・機能性の向上及び安定した運行体制の確保を図る必要があります。

◆公共交通の状況

交通機関 路線名	駅名	運行便数			駅名	運行便数		
		種類	上り	下り		種類	上り	下り
JR大村線	彼杵駅	普通	10便	11便	千綿駅	普通	10便	11便
		区間快速	6便	7便		区間快速	6便	7便
		快速	8便	6便		快速	-	-
		合計	24便	24便		合計	16便	16便

※資料：JR 九州 HP（令和 6 年 1 月時点）

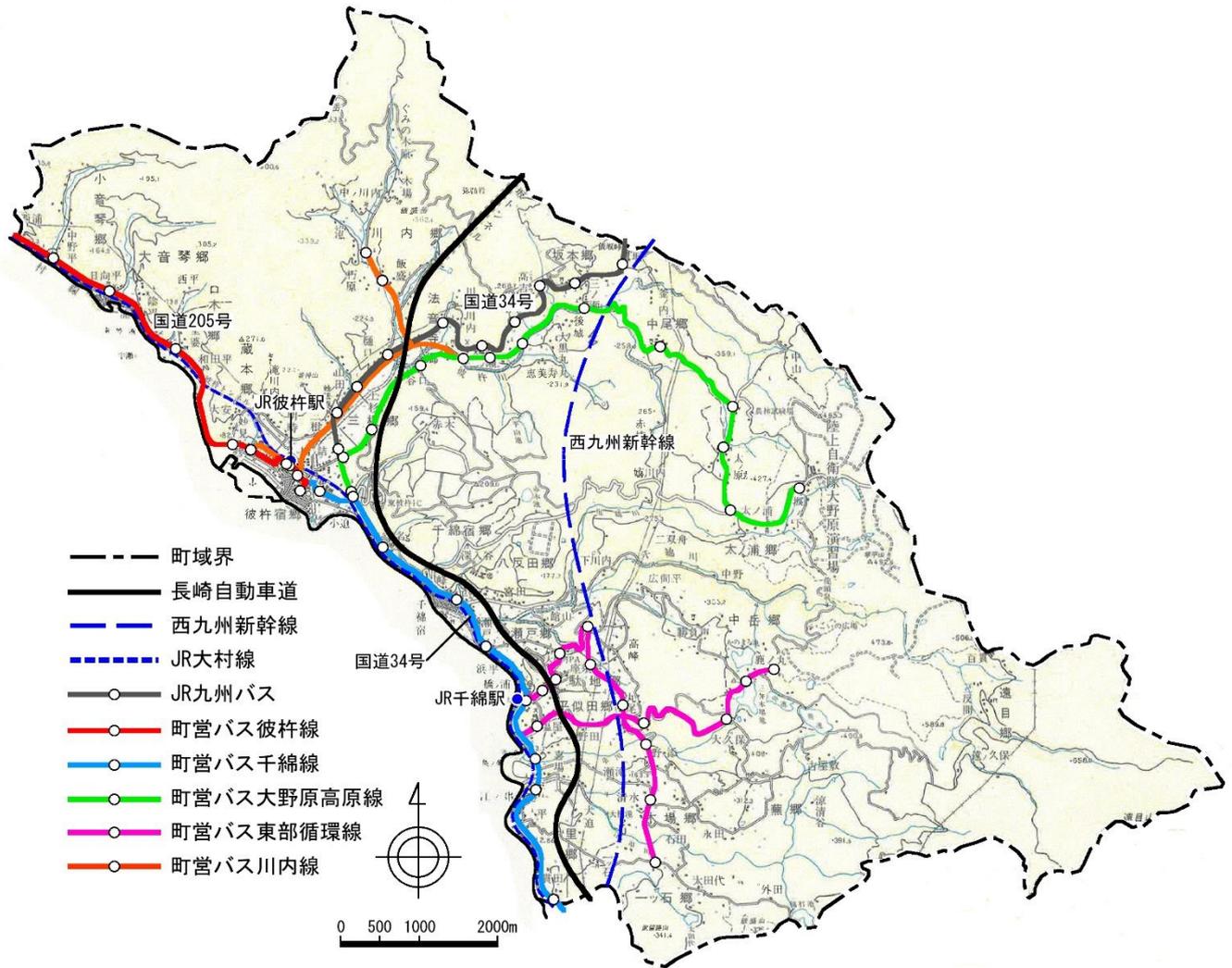
交通機関 路線名	運行便数	
	上り	下り
西肥バス	14便	14便
JR九州バス	7便	7便

※資料：JR 九州バス HP(令和 4 年 9 月 23 日改訂)、西肥バス HP

交通機関 路線名	運行便数		
	上り	下り	
町営バス	彼杵線	9便	9便
	千綿線	8便	8便
	大野原高原線	4便	4便
	東部循環線	4便	4便
	川内線	1便	1便

※資料：令和 4 年 9 月時点

◆公共交通網図



※資料：東彼杵町地域公共交通計画（令和5年3月）

※町営バス路線の大野原高原線、東部循環線、川内線については、運行曜日の切り替えを廃止し、令和6年3月よりデマンド交通実証事業として運行している。

③河川・水路

本町には、主要な河川として、長崎県管理の二級河川彼杵川、川内川、千綿川、塩鶴川、江の串川、瀬滝川、串川の 7 つの二級河川が流れています。これらの河川は、町民の安全・安心な暮らしを支えるのみならず、流域の貴重な親水空間*として、また、動植物の生態系を保持する場となっています。

一方、全国各地で局地的大雨や線状降水帯などによる豪雨災害が頻発しており、「東彼杵町防災ハザードマップ*」では、彼杵川に沿って浸水深区分 0.5m以上～3m未満の区域が指定されています。

◆都市計画区域*内河川水系図



※資料：都市計画基礎調査（平成 25 年）

④公園・緑地・レクリエーション施設

本町には、都市計画公園*や都市計画緑地は都市計画決定されていません。

公園・緑地・レクリエーション施設の分布をみると、公園・広場は既存集落*内に広く点在し、グラウンドゴルフなど町民の身近な憩いの場となっています。

野外スポーツ施設は、町の中心部から千綿地区にかけて整備されており、野球やソフトボール、テニスコートが整備されており、ナイター設備も完備しているため、多くの町民が利用しています。彼杵港に位置する新港グラウンドは、サッカーの他に陸上競技、グラウンドゴルフ、ソフトボール、ゲートボールで利用されており、年間利用者数も2万人を超えています。

本町の役場から彼杵川を挟んで、道の駅「彼杵の荘」、平成6(1994)年に完成した歴史公園彼杵の荘及び歴史民俗資料館、続いて平成13(2001)年には社会福祉や健康づくりなどの複合活動拠点となる東彼杵町総合会館が完成するなど、国道205号を挟んで町民の利便性を高めた公共施設ゾーンが整備されています。今後は、歴史公園内の緑地を活用した環境整備や施設の維持管理が必要です。また、誰もが利用できるよう、ユニバーサルデザイン*の視点を重視した公園施設の整備が求められます。

◆公園・緑地・レクリエーション施設の状況

番号	名称	位置	根拠条例
1	歴史公園彼杵の荘	東彼杵町彼杵宿郷458番地	歴史公園彼杵の荘設置及び管理に関する条例
2	河川公園「やすらぎの里」	東彼杵町里郷	東彼杵町河川公園「やすらぎの里」設置及び管理に関する条例
3	中岳公園	東彼杵町中岳郷	東彼杵町農村公園設置及び管理に関する条例
4	木場公園	〃 木場郷	東彼杵町農村公園設置及び管理に関する条例
5	太ノ浦公園	〃 太ノ浦郷	東彼杵町農村公園設置及び管理に関する条例
6	蕪公園	〃 蕪郷	東彼杵町農村公園設置及び管理に関する条例
7	里公園	〃 里郷	東彼杵町農村公園設置及び管理に関する条例
8	瀬戸公園	〃 瀬戸郷	東彼杵町農村公園設置及び管理に関する条例
9	上三根公園	〃 三根郷	東彼杵町農村公園設置及び管理に関する条例
10	大音琴公園	〃 大音琴郷	東彼杵町農村公園設置及び管理に関する条例
11	赤木公園	〃 三根郷	東彼杵町農村公園設置及び管理に関する条例
12	菅無田公園	〃 菅無田郷	東彼杵町農村公園設置及び管理に関する条例
13	法音寺公園	〃 法音寺郷	東彼杵町農村公園設置及び管理に関する条例
14	中尾郷公園	〃 中尾郷	東彼杵町農村公園設置及び管理に関する条例
15	一ッ石公園	〃 一ッ石郷	東彼杵町農村公園設置及び管理に関する条例
16	遠目公園	〃 遠目郷	東彼杵町農村公園設置及び管理に関する条例
17	音琴緑地広場	東彼杵町大音琴郷190番地6	東彼杵町音琴緑地広場設置及び管理に関する条例
18	東彼杵町町民グラウンド	東彼杵町千綿宿郷93番地1	東彼杵町町民運動場の設置及び管理に関する条例
19	東彼杵町新港グラウンド	東彼杵町蔵本郷1708番地9	東彼杵町町民運動場の設置及び管理に関する条例
20	大楠運動場	東彼杵町菅無田郷305番地	東彼杵町町民運動場の設置及び管理に関する条例
21	千綿児童体育館	東彼杵町駄地郷182番地	東彼杵町体育館設置条例
22	彼杵児童体育館	東彼杵町彼杵宿郷501番地	東彼杵町体育館設置条例
23	大楠体育館	東彼杵町菅無田郷309番地1	東彼杵町体育館設置条例
24	千綿体育館	東彼杵町平似田郷740番地	東彼杵町体育館設置条例
25	大野原周辺地区集会所	東彼杵町太ノ浦郷515番8	東彼杵町辺地地区集会所設置及び管理に関する条例
26	蕪みどり集会所施設	東彼杵町蕪郷911番	東彼杵町辺地地区集会所設置及び管理に関する条例
27	彼杵プール	東彼杵町蔵本郷浜崎	東彼杵町営水泳プール条例

※資料：東彼杵町例規集各条例

◆公園・緑地・レクリエーション施設分布図



※資料：東彼杵町例規集各条例

⑤下水処理施設（汚水処理施設）

本町では、河川や海域などの公共水域の水質保全を図るため、公共下水道※事業・農業集落排水事業※・漁業集落排水事業※を実施しています。農業集落排水事業では、中尾地区と西部地区の2地区で平成5年度から平成15年度にかけて事業が進められ、現在は2地区とも事業が完了しています。漁業集落排水事業についても、浦地区で平成9年度から13年度にかけて事業が進められ、事業は完了しています。公共下水道事業は、平成16年4月から整備区域を順次供用開始し、令和4年度に公共下水道区域は概ね整備完了しました。

今後は、下水道への接続推進、施設の適切な維持管理、老朽化した施設の改築更新の実施、広域化・共同化計画の検討を行っていくとともに、下水道計画区域外では浄化槽※設置費用や維持管理費に対しての補助金を交付し、汚水処理人口普及率の向上を図る必要があります。

◆下水処理施設（汚水処理施設）の現況

※令和4年度末現在

種別	処理区域名	計画面積	計画人口	施設概要	整備面積	整備率	供用開始面積	区域内人口	水洗化人口	水洗化率
公共下水道事業	東彼杵処理区	158.0ha	3,300人	管路:L=35km ポンプ施設:N=17基	158.0ha	100%	158.0ha	3,548人	2,914人	82.1%
農業集落排水事業	中尾地区	2.4ha	190人	管路:L=0.7km	2.4ha	100%	2.4ha	85人	85人	100.0%
	西部地区	16.8ha	640人	管路:L=8.4km ポンプ施設:N=10基	16.8ha	100%	16.8ha	384人	355人	92.4%
漁業集落排水事業	浦地区	5.0ha	420人	管路:L=1.4km ポンプ施設:N=1基	5.0ha	100%	5.0ha	203人	170人	83.7%

※資料：水道課



※資料：都市計画基礎調査（平成25年）を基に令和4年度の時点に変更

(4) その他施設

① 廃棄物処理施設・火葬場

本町の廃棄物処理事業、し尿処理・火葬場事業については、本町と川棚町、波佐見町を構成町とする一部事務組合の東彼地区保健福祉組合で行っており、町内の家庭等から排出されるごみ処理については、隣接する川棚町に新処理場となる東彼地区清掃工場（平成 31（2019）年 4 月整備）を整備し、ごみの適正処理と施設の安定稼働により事業を行っています。今後は、建設負担金や作業車両の更新費用、施設全般の定期的な改修費用などの財政負担が課題となっています。また、消費生活の多様化に対応した分別化とリサイクルの推進による、持続可能な社会の形成に向けた取り組みを推進していくことも必要です。

し尿処理施設としては、町内に東彼地区環境センターを平成 13（2001）年 3 月に整備しています。今後は、ごみ処理施設と同様に定期的な施設更新費用や収集車の更新費用への財政負担が課題となっています。

火葬場は、川棚町内に川棚斎場として昭和 63（1988）年 7 月に整備されています。今後は、施設本体や設備に老朽化が散見されるため、計画的な維持・補修が必要となります。

② 上水道施設

本町の上水道事業は、昭和 39（1964）年から一部地域の給水開始や給水区域の拡張を行い、平成 29（2017）年までにこれまでの簡易水道施設を統合し上水道事業を創設しています。しかしながら、近年では人口減少等に伴い、給水量や有収水量は減少傾向にあります。

令和 2（2020）年度末現在、水道管の総延長は 179.4km、うち基幹管路（導水・送水管）が 24.5km、配水管 154.9km となっています。

今後は、水道施設の老朽化対策として、老朽管の計画的な更新とともに、漏水頻発路線の改良や基幹管路の耐震化*などを進めていく必要があります。

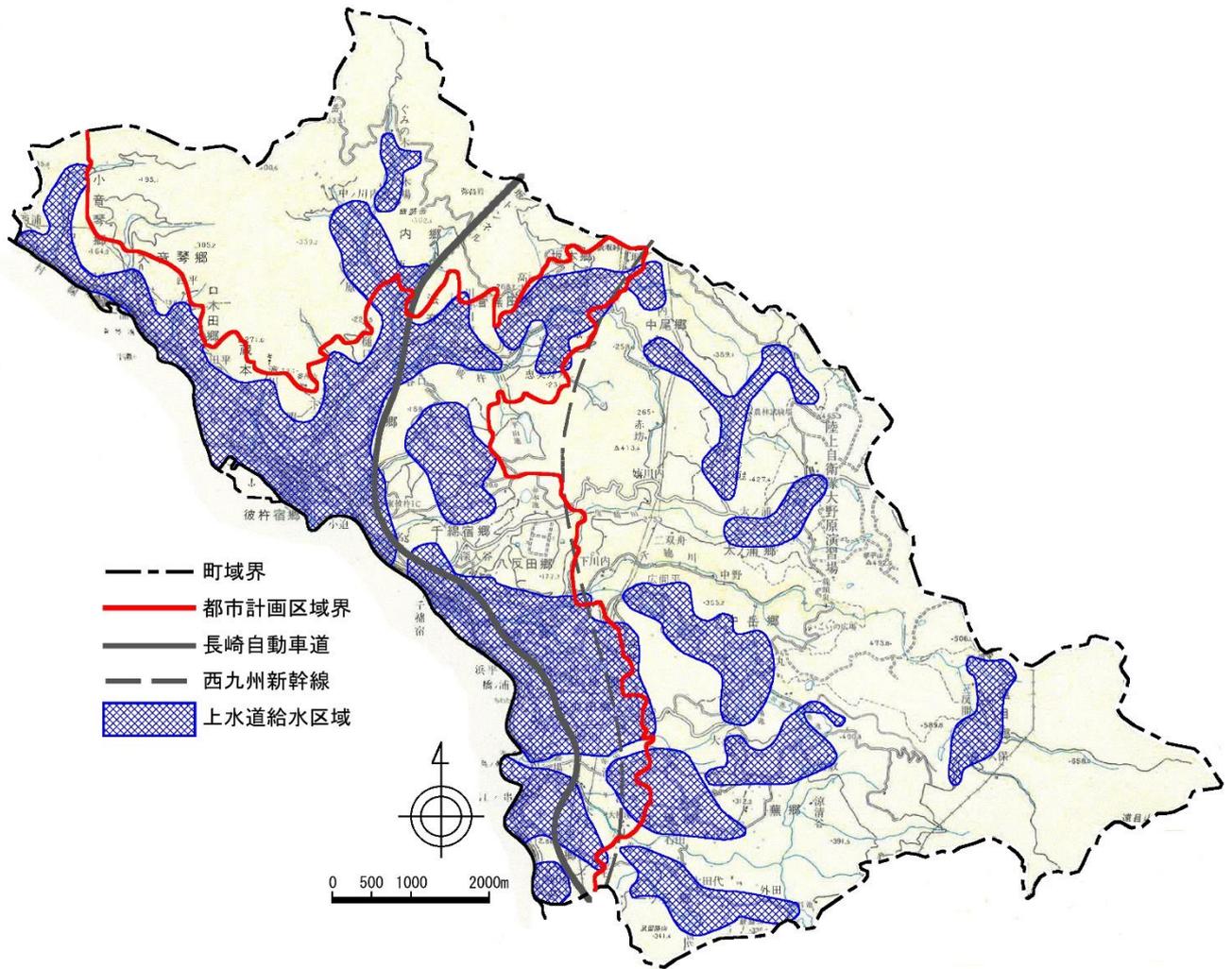
◆ 上水道施設の状況

※令和 2 年度末現在

区 分	内 容
年度末給水人口	7,605人
年度末給水戸数	3,092戸
年間給水量	1,061,488 ^m
年間有収水量	792,494 ^m
有収率	74.7%
法定耐用年数を 経過した管の割合	12.5%(22.4km/179.4km)
管路の耐震化率	43.1%(77.4km/179.4km)

※資料：東彼杵町過疎地域持続的
発展計画（令和 5 年 3 月変更）

◆上水道現況図



※資料：都市計画基礎調査、水道課・給水区域図

(5) 防災

近年、全国各地で集中豪雨や台風などによる風水害・土砂災害が毎年のように頻繁に発生しています。本町においては、近年大きな災害は発生していないものの、丘陵性の山地が海岸線に沿って縦走するため谷が深く、いづどこで水害や土砂災害などの自然災害が発生してもおかしくない状況です。

土砂災害について、その被害となり得る土砂災害警戒区域等には「急傾斜地の崩壊[※]」、「土石流[※]」、「地すべり[※]」の3つがあり、本町にも広く指定されています。

また、災害応急対策の実施に必要な人員、資機材、生活必需物資等の輸送を迅速かつ確実に行うため、第1次緊急輸送道路として長崎自動車道、国道34号・205号の3路線が指定されています。さらに、地域住民が自主的に防災活動を積極的に推進するための自主防災組織が本町には34組織あり、令和5年4月現在では全世帯がカバーされています。

今後は、平常時・災害時を通じて有効活用できる防災拠点施設の整備や防災情報提供システムの適正管理など、大災害に備えて被害を最小限に食い止めることが必要です。併せて、自主防災組織をさらに強化し、災害に強い地域づくりを進めることも重要です。

以下に、本町の災害危険指定箇所及び重要水防区域・箇所（河川・海岸・溜池）の指定状況を示します。

◆災害危険指定箇所等及び重要水防指定区域・箇所一覧

○災害危険指定箇所等

災害形態	種別	土砂災害警戒区域等箇所数		告示年月日
		警戒	特別警戒	
土砂災害	急傾斜地崩壊危険箇所	322	317	平成29年3月17日
	土石流危険渓流	24	18	平成30年3月27日
	地すべり危険箇所	9	0	令和2年3月27日

災害形態	種別	危険地区箇所数			
		危険度A	危険度B	危険度C	計
山地災害	山腹崩壊危険地区	18	9	1	28
	地すべり危険地区	2	0	0	2
	崩壊土砂流出危険区域	17	12	2	31

○重要水防指定区域・箇所

災害形態	種別	箇所数	総延長・総貯水量
水害	重要水防区域（河川）	7箇所（左・右岸共）	23.586km
	重要水防区域（海岸）	5箇所	3.332km
	重要水防箇所（溜池）	16箇所	1,775千㎡

○自主防災組織の状況

令和5年4月1日現在			
全世帯数	自主防災組織数		組織 加 ^ハ -率
	組織数	活動範囲世帯数	
3,200	34	3,200	100.0%

※資料：東彼杵町地域防災計画書（令和5年6月修正）

(6) 歴史・文化遺産と景観

本町には、県指定有形文化財「キリシタン墓碑」のほか、3つの県指定文化財と9つの町指定文化財が指定されています。今後は、これらの指定文化財は、大村湾沿岸地域の中心として栄えた本町の歴史を現在に伝える有形・無形の貴重な財産として保全するとともに、文化財を活用した活気ある地域社会を実現する必要があります。

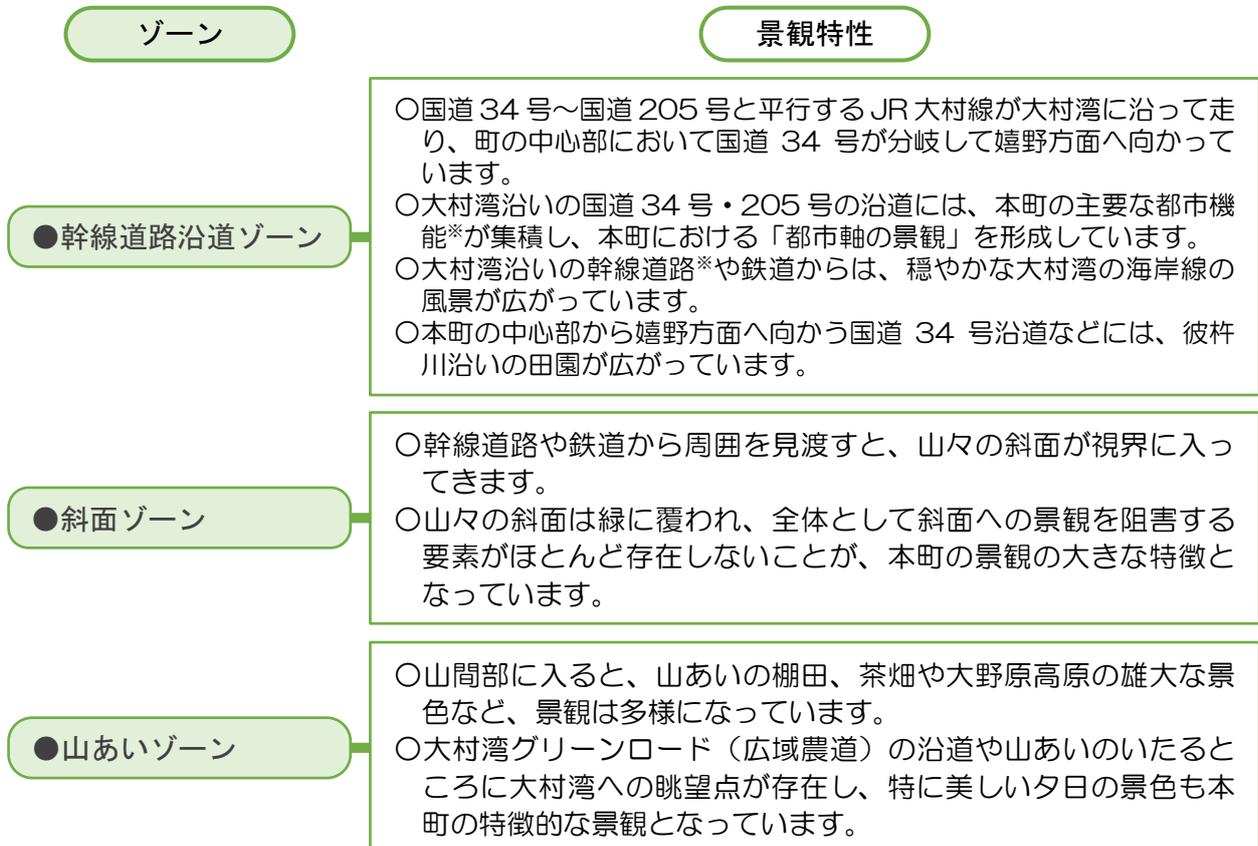
◆東彼杵町指定文化財一覧 (令和5年4月10日現在)

指定	種別	名称	所在地	指定	種別	名称	所在地
県	有形文化財	キリシタン墓碑	瀬戸郷	町	史跡	川原悠々役宅跡	瀬戸郷
県	無形民俗文化財	坂本浮立	坂本郷	町	史跡	安全寺跡	蔵本郷
県	無形民俗文化財	千綿の人形芝居	千綿宿郷	町	史跡	弁財天	坂本郷
県	史跡	彼杵の古墳(ひさご塚)	彼杵宿郷	町	史跡	釜ノ内乙名屋敷跡	坂本郷
町	天然記念物	太ノ原のオガタマノキ	中尾郷	町	史跡	俵坂籠立場跡	坂本郷
町	天然記念物	中山の大クワ	中尾郷	町	有形文化財(建造物)	千綿村庄屋の波止跡	瀬戸郷
町	史跡	二十六聖人船出の地	彼杵宿郷				

※資料：東彼杵町過疎地域持続的発展計画、教育委員会告示

景観について、本町は景観に配慮したまちづくりを推進するため、「東彼杵町景観計画※(平成28(2016)年3月策定)」を策定し、景観形成基準を設けることにより、一定の要件を満たす建築物などに対して景観の誘導を行っています。計画では、本町を地形等により特徴的な3つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンの景観特性を示しています。

◆ゾーンごとの景観特性



※資料：東彼杵町景観計画

前述の指定文化財を含め、本町には良好な景観要素となり得る様々な歴史・文化遺産および眺望点を有しています。長崎街道[※]や平戸街道については、各史跡等の環境整備を図り、また史跡名表示の石塔や説明板を設置し、街道の紹介や保全を行い、歴史愛好家やウォーキング愛好者等に利用されています。しかしながら、現状は街道沿いの地権者等にも町内不在者が多く、保全整備を進める上で支障をきたしています。

（ 7 ） 低炭素社会・循環型社会[※]の形成

地球温暖化[※]などの地球環境問題への対策は、必要不可欠なものです。近年、環境負荷に対する意識の高まりから、低炭素社会や循環型社会の実現に向けて、本町においても太陽光発電システムの設置に対する補助金交付など再生可能エネルギー[※]設備の導入推進、5R 活動[※]によるごみの排出量削減、リサイクルの推進など、様々な取り組みが行われています。

3. 東彼杵町のまちづくりアンケート調査

(1) 調査の概要

本計画の策定にあたっては、住民の意見を把握し、まちづくりへのニーズを分析することにより、さらに住みよい魅力のあるまちになるよう、東彼杵町のまちづくりについてアンケート調査を実施しました。以下に、調査の概要を示します。

◆調査の概要

- 対象地域：東彼杵町全域
- 調査対象：町内に居住する 20 歳以上の町民
- 抽出方法：無作為抽出
- 調査方法：郵送配布・回収による郵送調査法
- 調査時期：令和 5（2023）年 11 月 1 日～11 月 20 日
- 総配布数：1,350 人
- 総回収数：648 人（回収率 48.0%）
- 有効票数：642 票（有効票率 47.6%）
- 無効票数：6 票

(2) 調査回答者の属性

①居住地区

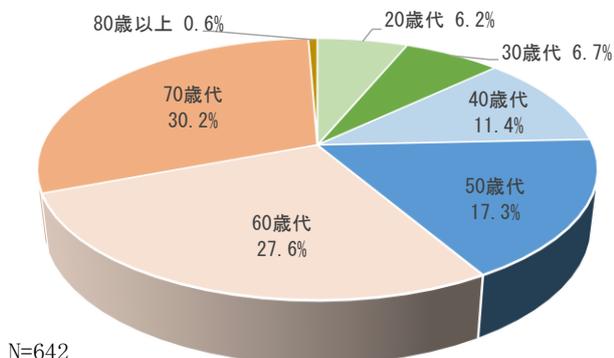
回答者の現在居住している地区について、「蔵本地区」が最も多く、全回答数の 10.0%となっています。次いで、「橋ノ詰地区」9.5%、「東宿地区」6.5%と続いています。

回答項目	回答数	構成比	回答項目	回答数	構成比
小音琴	17	2.6%	菅無田	24	3.7%
浦	9	1.4%	坂本	17	2.6%
大音琴	17	2.6%	中尾	9	1.4%
口木田	16	2.5%	太ノ原	9	1.4%
蔵本	64	10.0%	太ノ浦	3	0.5%
金谷	15	2.3%	八反田	16	2.5%
本町	23	3.6%	西宿	12	1.9%
東町	25	3.9%	東宿	42	6.5%
橋ノ詰	61	9.5%	瀬戸	27	4.2%
赤木	5	0.8%	駄地	26	4.0%
上杉	5	0.8%	平似田	34	5.3%
下三根	34	5.3%	中岳	4	0.6%
山田	11	1.7%	遠目	2	0.3%
樋口	4	0.6%	蕪	5	0.8%
川内	20	3.1%	木場	26	4.0%
飯盛	1	0.2%	里	36	5.6%
法音寺	17	2.6%	一ツ石	6	0.9%
			総計	642	100.0%

②年齢

回答者の年齢について、「70歳代」が30.2%と最も多く、次いで「60歳代」の27.6%、「50歳代」17.3%と続き、年齢が高くなるほど回答者数は多くなり、70歳・60歳代合わせて全体の6割近くを占めることとなります。これにより、高齢者の意見が若干強く出ることが考えられます。

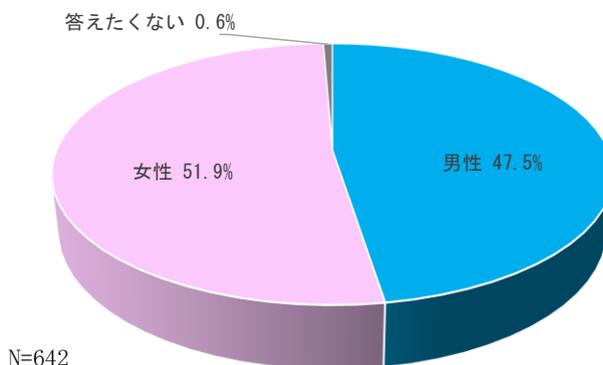
回答項目	回答数	構成比
20歳代	40	6.2%
30歳代	43	6.7%
40歳代	73	11.4%
50歳代	111	17.3%
60歳代	177	27.6%
70歳代	194	30.2%
80歳以上	4	0.6%
総計	642	100.0%



③性別

性別について、「女性」が全体の51.9%、「男性」が47.5%となっており、やや女性が多い結果となっています。参考として、令和5年9月30日現在の男女人口構成比と比較しても、概ねアンケート結果と同様の構成比となっています。

回答項目	回答数	構成比
男性	305	47.5%
女性	333	51.9%
答えたくない	4	0.6%
総計	642	100.0%



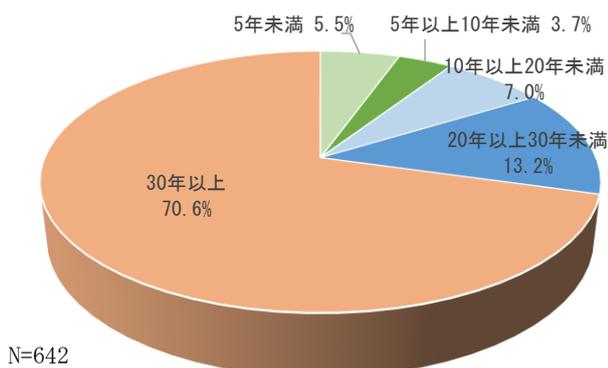
【参考】住民基本台帳（令和5年9月30日現在）

項目	人口	構成比
男性	3,601	48.2%
女性	3,877	51.8%
総計	7,478	100.0%

④居住年数

本町での居住年数について、「30年以上」と答えた人が70.6%と7割を超えており、次いで「20年以上30年未満」と答えた人が13.2%、「10年以上20年未満」が7.0%と続いています。年齢が高い回答者が多いことから、昔から本町に長く住んでいる人が多いものと考えられます。

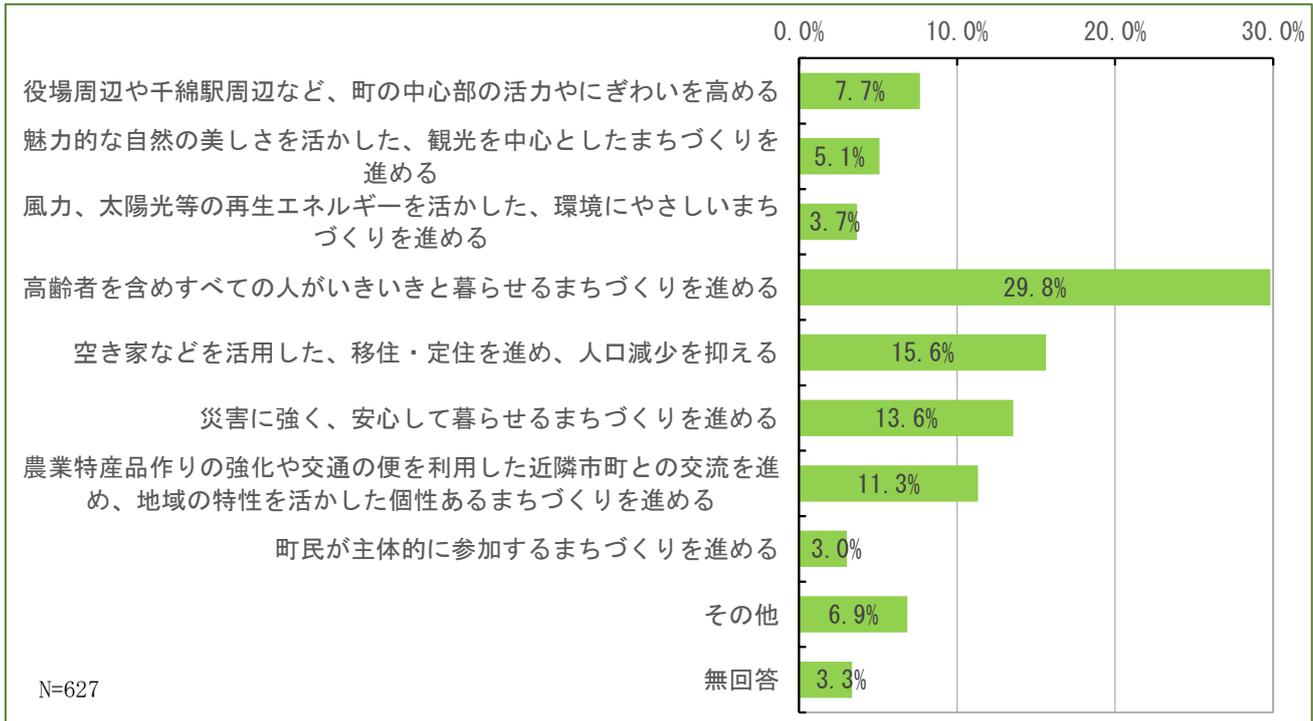
回答項目	回答数	構成比
5年未満	35	5.5%
5年以上10年未満	24	3.7%
10年以上20年未満	45	7.0%
20年以上30年未満	85	13.2%
30年以上	453	70.6%
総計	642	100.0%



問 3-1. 今後のまちづくりについて：本町のまちづくりの課題

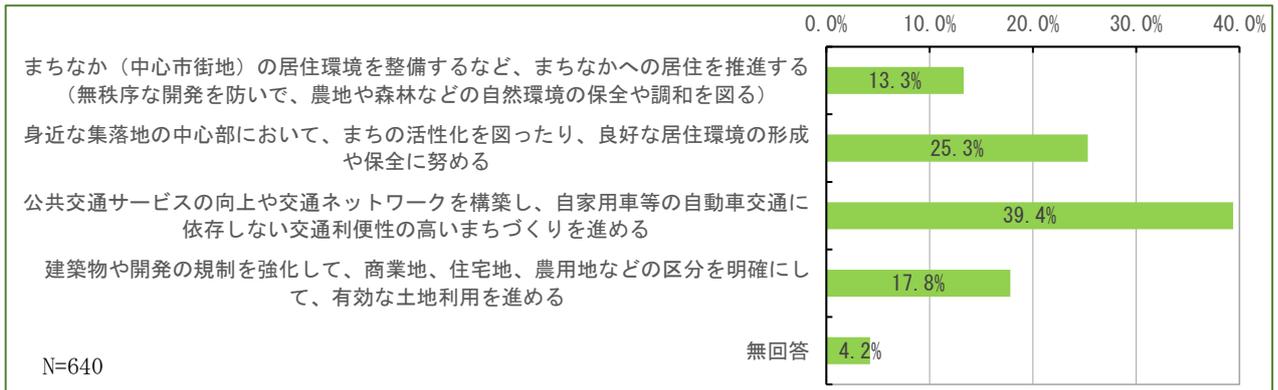
今後、本町のまちづくりを進めていく上で、最も重要となる課題について、「高齢者を含め、すべての人がいきいきと暮らせるまちづくりを進める」と答えた人の構成比が 29.8%と最も多く、次いで「空き家などを活用した、移住・定住を進め、人口減少を抑える」が 15.6%、「災害に強く、安心して暮らせるまちづくりを進める」が 13.6%の順で続いています。

その他の意見では、日常の買い物に不便さを感じており、スーパーマーケット等の商業施設の誘致を課題としてあげている回答者が多く、その他の意見全体のうち 27.9%を占めています。また、交通の利便性や道路整備の意見も回答しています。



問 3-2. 今後のまちづくりについて：コンパクトなまちづくりについて

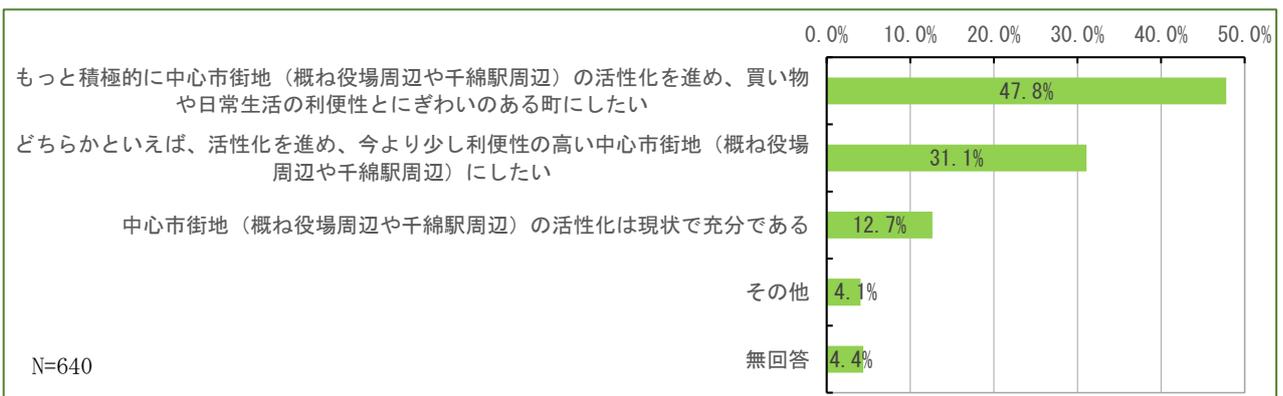
コンパクトなまちづくりの実現に向けた本町の取り組みについて、「公共交通サービスの向上や交通ネットワークを構築し、自家用車等の自動車交通に依存しない交通利便性の高いまちづくりを進める」と答えた人が 39.4%と最も多く、次いで「身近な集落地の中心部において、まちの活性化を図り、良好な居住環境^{*}の形成や保全に努める」25.3%、「建築物や開発の規制を強化して、商業地、住宅地、農用地^{*}などの区分を明確にして、有効な土地利用を進める」17.8%の順で続いています。免許証を持たない高齢者や子どもなどの移動制約者が増加する中、公共交通の利便性の向上を検討する必要があります。



問 3-3. 今後のまちづくりについて：中心市街地^{*}の活性化

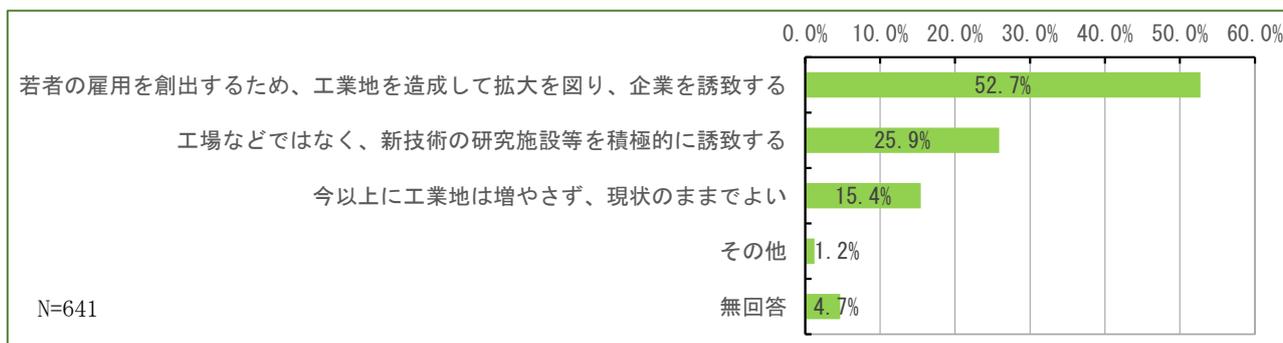
中心市街地の活性化について、「もっと積極的に中心市街地（概ね役場周辺や千綿駅周辺）の活性化を進め、買い物や日常生活の利便性とにぎわいのある町にしたい」と答えた人が 47.8%を占めており、半数近くの回答者が日常の利便性と賑わいのある中心市街地の形成を望んでいます。

その他の意見では、活性化のためには、中心市街地へのスーパーマーケット等の商業施設の誘致に関する意見が比較的多く出されていました。



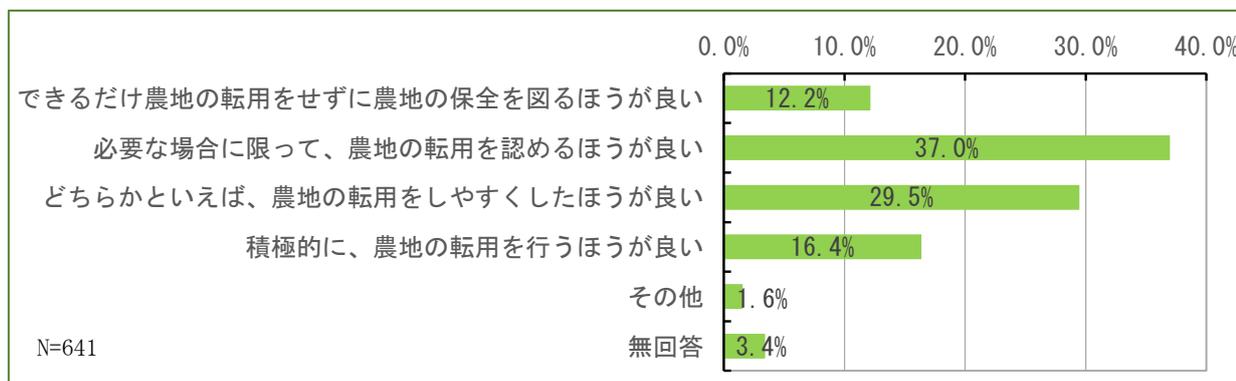
問 3-4. 今後のまちづくりについて：市街地周辺の開発

市街地周辺の開発について、「若者の雇用を創出するため、工業地を造成して拡大を図り、企業を誘致する」と答えた人が 52.7%と半数を超え、次いで、「工場などではなく、新技術の研究施設等を積極的に誘致する」が 25.9%と続いており、これらを合わせると概ね 8 割近くの人が市街地周辺への新たな企業誘致による雇用の創出を考えている結果となっています。一方、「今以上に工業地は増やさず、現状のままでよい」と答えた人は、15.4%と比較的少ない結果となっています。



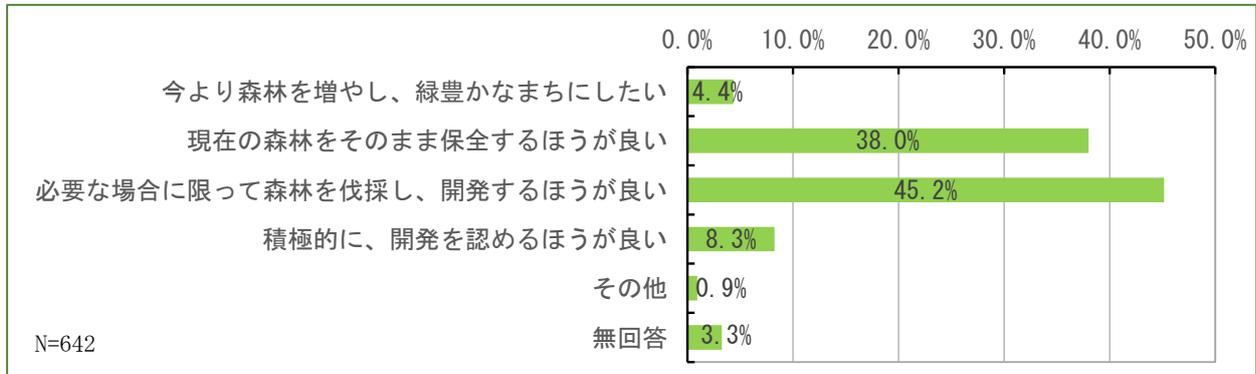
問 3-5. 今後のまちづくりについて：農地

農地の利用について、「必要な場合に限って、農地の転用を認めるほうが良い」と答えた人が 37.0%と最も多く、次いで「どちらかといえば、農地の転用をしやすいほうが良い」が 29.5%と消極的であるが農地転用^{*}を容認する意見が続いています。一方、農地転用をせずに農地保全を図る意見は、全体の 12.2%となっています。



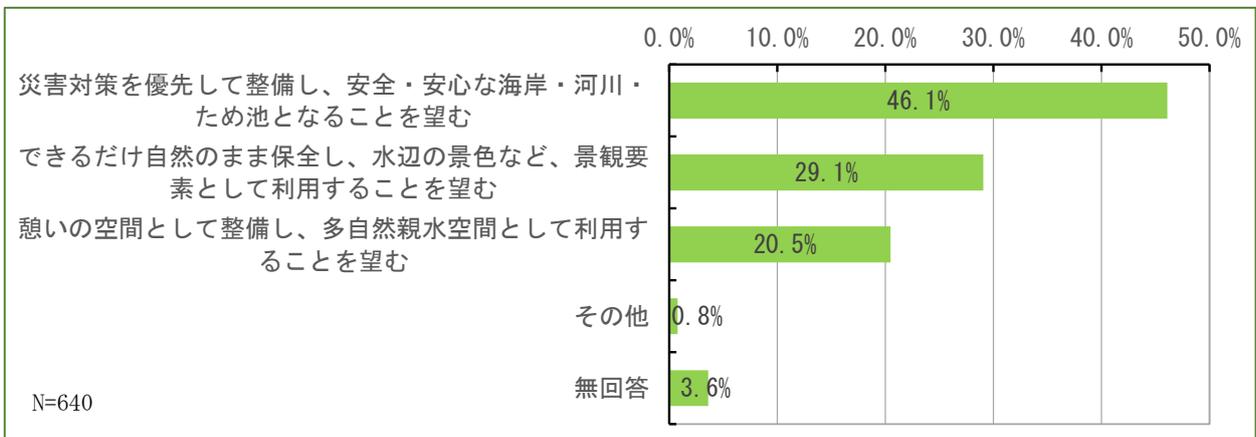
問 3-6. 今後のまちづくりについて：森林

森林の活用について、「必要な場合に限って森林を伐採し、開発するほうが良い」と答えた人が 45.2%と最も多く、次いで「現在の森林をそのまま保全するほうが良い」38.0%の順となっています。一方、「今より森林を増やし、緑豊かなまちにしたい」と答えた人は 4.4%と最も少ない構成比となっています。



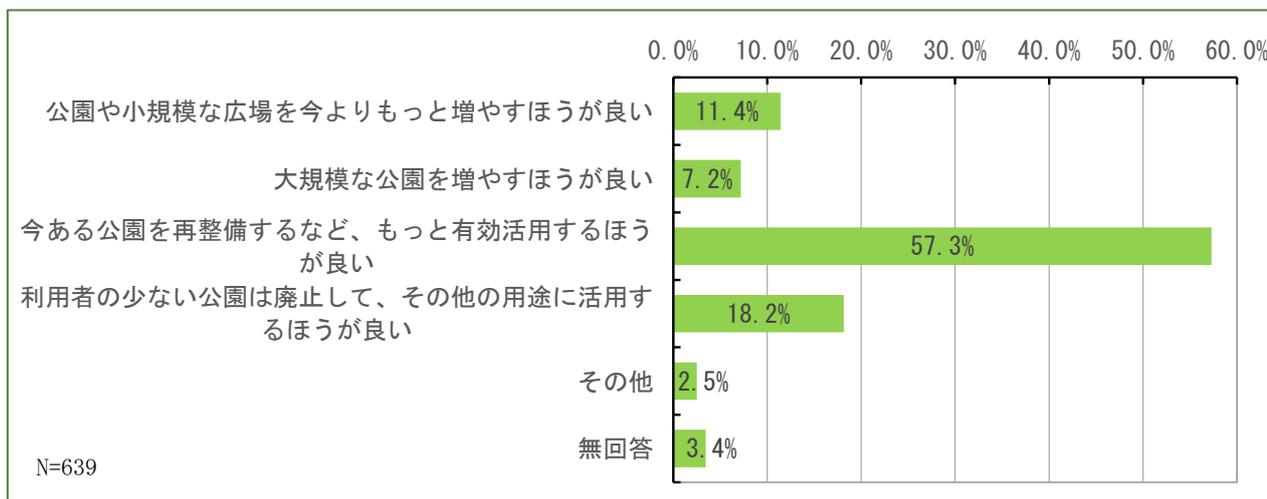
問 3-7. 今後のまちづくりについて：海岸・河川・ため池

海岸・河川・ため池の利用について、「災害対策を優先して整備し、安全・安心な海岸・河川・ため池となることを望む」と答えた人が 46.1%と最も多く、次いで「できるだけ自然のまま保全し、水辺の景色など、景観要素として利用することを望む」29.1%、「憩いの空間として整備し、多自然親水空間*として利用することを望む」20.5%の順となっています。



問 3-8. 今後のまちづくりについて：公園・広場

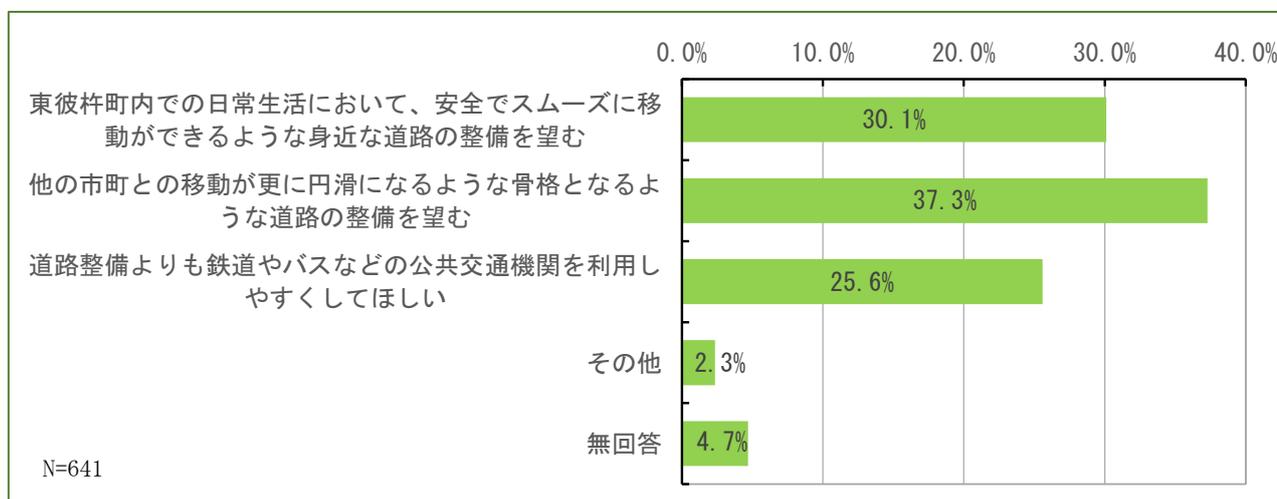
公園や広場の整備について、「今ある公園を再整備するなど、もっと有効活用するほうが良い」と答えた人が 57.3%と最も多く、次いで「利用者の少ない公園は廃止して、その他の用途に活用するほうが良い」が 18.2%、「公園や小規模な広場を今よりもっと増やすほうが良い」11.4%と続いています。これらのことから、公園を現状より増設するより、再整備や多用途への転換の意見が多い結果となっています。



問 3-9. 今後のまちづくりについて：道路・交通

道路・交通ネットワークの整備について、「他の市町との移動が更に円滑になるような骨格となるような道路の整備を望む」と答えた人が 37.3%と最も多く、次いで「東彼杵町内での日常生活において、安全でスムーズに移動ができるような身近な道路の整備を望む」が 30.1%、「道路整備よりも鉄道やバスなどの公共交通機関を利用しやすくしてほしい」が 25.6%の順で続いています。これらのことから、交通渋滞が見られる幹線道路*の整備を望む声がやや多いものの、他も 3 割前後となっており、身近な生活道路の整備や公共交通ネットワークの構築を望む声も比較的多い結果となっています。

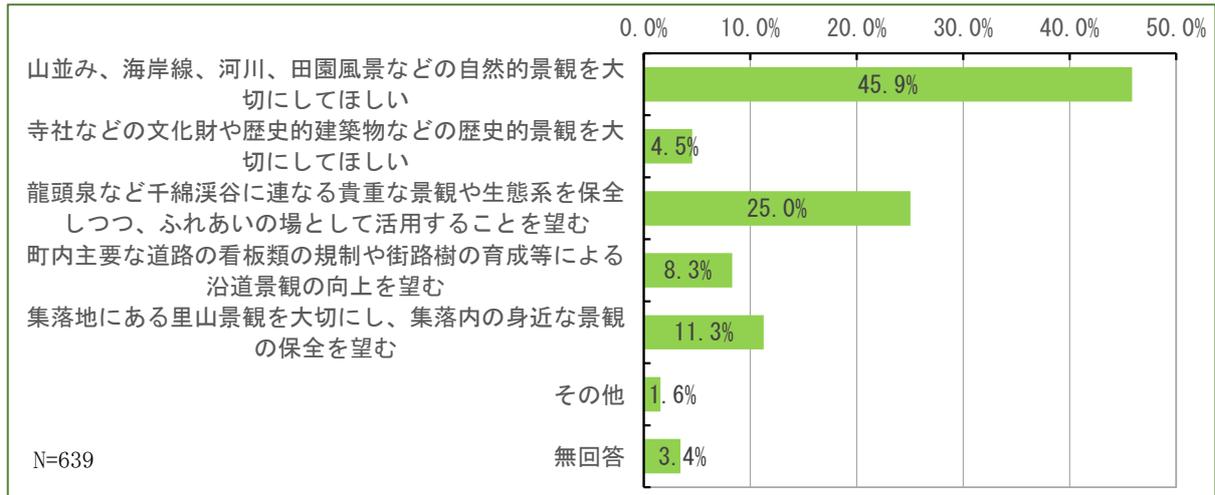
その他の意見では、乗合タクシーやデマンド交通*などの新たな公共交通等の取り組みに関する意見が多くみられました。



問 3-10. 今後のまちづくりについて：景観

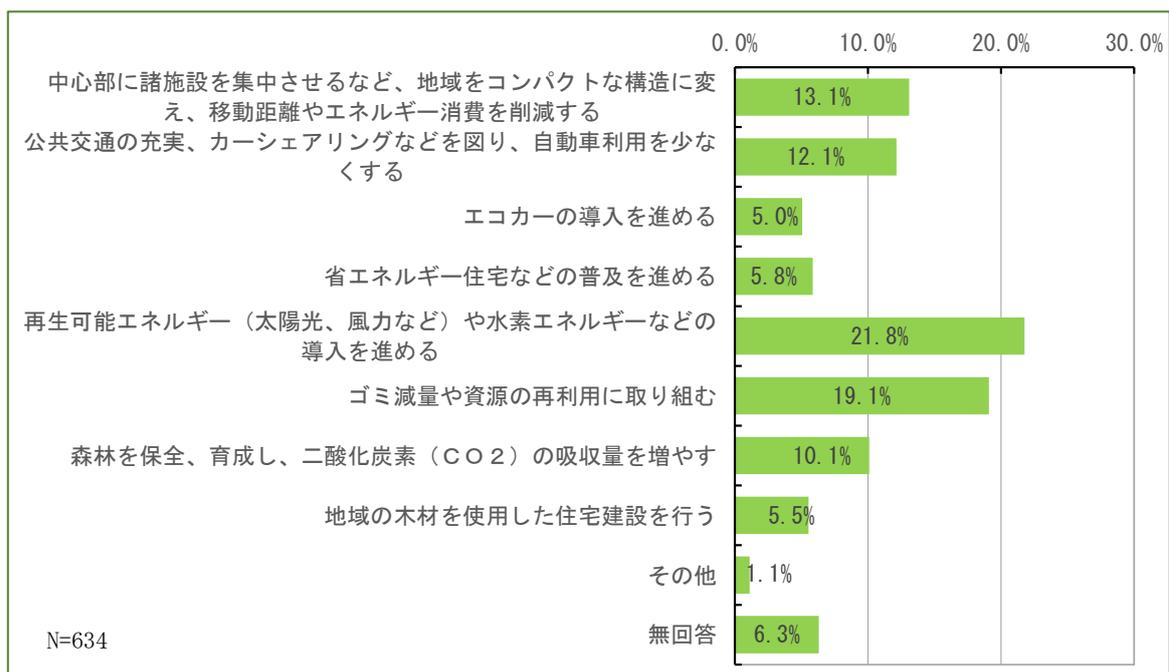
景観形成について、「山並み、海岸線、河川、田園風景などの自然的景観を大切にしてほしい」と答えた人が 45.9%と最も多く、次いで「龍頭泉など千綿溪谷に連なる貴重な景観や生態系を保全しつつ、ふれあいの場として活用することを望む」が 25.0%、「集落地にある里山景観を大切にし、集落内の身近な景観の保全を望む」が 11.3%の順で続いています。これらのことから、自然が豊かな本町においては、自然景観の保全に関する意見が多い結果となっています。

その他の意見では、景観を阻害している沿道・沿線の草木の管理に関する意見が多くみられました。



問 3-11. 今後のまちづくりについて：低炭素のまちづくり

低炭素のまちづくりへの取り組みについて、「再生可能エネルギー※（太陽光、風力など）や水素エネルギーなどの導入を進める」と答えた人が 21.8%と最も多く、次いで「ゴミ減量や資源の再利用に取り組む」が 19.1%、「中心部に諸施設を集中させるなど、地域をコンパクトな構造に変え、移動距離やエネルギー消費を削減する」が 13.1%の順で続いています。



4. 都市づくりに向けた本町の課題

これまでに整理した本町の現況やまちづくりアンケート調査を踏まえ、本町の都市づくりにおける課題を次のとおり整理します。

(1) 人口構造について

①総人口の減少

- 今後も人口減少傾向は止められないとしても、いかにして緩やかにしていくかが重要であり、老若男女あらゆる町民が「住み続けたい・いきいきと暮らしたい」と思える都市づくりが必要です。
- 若い世代の移住希望者や定住の増加につながる、一貫した移住・定住サポートを充実させる必要があります。

②少子・高齢化の進行

- 年少人口も減少傾向にあり、子育て支援が充実し、地域で安心して子育てができる環境づくりが必要です。
- 老年人口は増加しており、住み慣れたまち・地域で活躍ができ、暮らし続けることができる環境づくりが必要です。

③生産年齢人口の減少

- 生産年齢人口も減少傾向にあり、若い世代の移住・定住の促進や進学等で町外に出た子供たちのUターンなど、生産年齢人口の緩やかな減少につながる環境づくりが必要です。

(2) 地域産業について

①農業・林業・水産業

- 後継者不足や高齢化による第1次産業の衰退とともに、遊休農地や放置森林の増加、漁場環境の悪化など生産基盤の減少も危惧されており、農林水産業の振興に向けた生産環境の保全や基盤等の整備が必要です。

②工業・商業

- 工業について、アンケート調査結果では働く場についての不満度が大きく、市街地周辺への企業誘致を望む声も多いことから、新たな企業誘致に向けた検討が必要です。
- 商業について、アンケート調査結果では、役場周辺や千綿駅周辺の活性化を望む声も多く、中心部の空き店舗の解消によるにぎわいの創出を図る必要があります。

(3) 土地利用について

①自然的土地利用*

- 農地については、担い手不足や従事者の高齢化に対応する新たな取り組みを検討し、農地の維持と耕作放棄地*の活用、景観の保全を図る必要があります。
- 森林については、放置森林の解消等に向けた施業環境の整備により、森林の保全を図る必要があります。

②都市的土地利用*

- 住宅地は、空き家や未利用地*等の荒廃地の増加がみられ、アンケート調査において、移住・定住に空き家を活用する意見も多く、これらの有効活用を図る必要があります。
- 既存集落*について、アンケート調査結果において、地区や集落の中心部ににぎわいの欠如や身近な集落中心部の活性化、里山景観の保全を望む声が比較的多く、空き家や未利用地等の有効活用を図るとともに、集落内のコミュニティ活動の維持を支援し、祭り等の地域文化やイベントを通じた交流人口の増加により、集落環境を保全する必要があります。
- 商業・業務地については、アンケート調査結果において、積極的に活性化を進め、買い物や日常生活の利便性を希望する意見が多く、周辺市町への最寄品買い物客の流出を防止し、にぎわいのある商業地の形成を図る必要があります。
- 工業地については、アンケート調査結果においては、若者の雇用創出のため、工業地の拡大と企業誘致を希望する意見が多く、工業振興の促進と雇用の創出・安定を図りつつ、新たな工場等用地の不足や労働力不足を解消する必要があります。

(4) 都市基盤（施設）について

①道路

- 長崎自動車道は、本町の産業振興や広域観光ルートの形成に資する高規格幹線道路*として位置づけられており、ICのある交通優位性を活用したまちづくりが求められています。
- 「東彼杵道路」については、交通渋滞が慢性化している国道 205 号の代替路、本町の産業振興、生活利便性向上、救急医療活動支援などの機能を担う道路として、引き続き早期事業化に向けた要望活動を行う必要があります。
- 県道千綿溪線と主要地方道大村嬉野線については、狭隘箇所が存在するため、地域住民の利便性の向上と安全、安心な道路整備に向けた未整備の離合箇所等の改良整備が求められています。
- 町道については、日常の生活道路として多くの路線が走っているものの、狭隘な道路や老朽化などの問題を抱えており、改良・改善・補修などの整備を順次に行い、既存集落*内の日常生活や防災面を考慮した安心・安全な道路の形成を図る必要があります。

②公共交通

- 高齢化により地域公共交通へのニーズは高まっており、一部の既存集落^{*}にみられる公共交通空白地域^{*}を解消するため、輸送効率性を高めたデマンド交通^{*}の運行要領の見直しなど、持続可能な利便性の高い公共交通ネットワークの形成が必要です。
- 町営バスの安定した運行体制の確保を図る必要があります。
- 通勤・通学に多くの人々が利用する JR 大村線の駅は町外への移動の交通拠点となっており、駅までのアクセス^{*}手段や駅での待合環境の向上を図る必要があります。

③河川・水路

- アンケート調査結果において、災害対策を優先して安心・安全な河川を望む声が多く、二級河川の治水対策の促進を図る必要があります。また、町が管理する河川及び水路についても適切な維持管理を行う必要があります。
- 貴重な親水空間^{*}、動植物の生息の場でもある河川や水路は、全ての川づくりの基本である「多自然川づくり基本指針（国土交通省）」に沿った河川管理を行う必要があります。

④公園・緑地・レクリエーション施設

- 公園や広場は、町民の身近な憩いの場となっており、これからの公園整備については、ユニバーサルデザイン^{*}の視点を重視した公園整備を行う必要があります。
- 公園利用者の安心・安全のため、遊具の定期的な点検・清掃など、公園・広場の適正な維持・管理と緑化が求められています。

⑤下水処理施設

- 本町の下水処理施設については、施設の老朽化対策として施設の改築更新事業の継続的な実施や広域化・共同化計画の検討を行うことが求められています。
- 下水処理区域外地域では、浄化槽^{*}の設置による汚水処理人口普及率の向上を図る必要があります。

(5) 防災について

- 本町の地形特性から、災害に強い都市基盤の形成とともに、自主防災組織の強化・育成などのソフト面の対策も強化する必要があります。また、防犯面では多様化する犯罪に町民が巻き込まれないよう、防犯対策の推進や啓発が必要です。

(6) 自然環境と景観について

- 本町には、多くの魅力的な地域資源が存在しており、これらを次世代に引き継ぐため、自然環境や貴重な歴史遺産の保全を図る必要があります。

(7) 循環型社会^{*}について

- 地球環境への負荷^{*}の軽減を図るため、持続可能な循環型社会を実現する必要があります。また、脱炭素社会の実現に向けて、太陽光発電システム設置補助金など、再生可能エネルギー^{*}や省エネルギー^{*}について、町民への普及・啓発も必要です。

第3章 全体構想

1. 基本目標等の検討

(1) 都市づくりの将来像と基本理念

①東彼杵町の将来像

本町の将来像については、将来像を社会情勢の大きな変化の中でも変わらないまちづくりの根幹、あるいは本町がめざしていく普遍的な姿として捉え、これまで総合計画^{*}において受け継がれてきたまちの将来像「小さくても、誇りを持って輝くまち」を本計画においても都市づくりの将来像として踏襲することとします。

このことから、東彼杵町が将来にわたってめざしていく将来像を以下のとおりとします。

小さくても、誇りを持って輝くまち

★一人ひとりを大切にする思い

★東彼杵町らしさを大切にする思い

★未来に向かって挑戦し続ける思い

②社会潮流と時代の変化

○人口減少社会の到来と少子・高齢化の進行

わが国の総人口は、12年連続減少（令和4年人口推計より）しており、減少幅も拡大傾向にあることから、人口減少社会の到来と言えます。また、15歳未満人口は、過去最低の構成比が連続する一方で、65歳以上人口は過去最高の構成比が続くなど、急速な少子・高齢化が進行しています。

本町においても、総人口の減少による影響は、市場規模の縮小により生活に身近な施設や公共交通の撤退、空き家の増加などが懸念されています。また、産業面では、特に基幹産業の農業において、高齢化と後継者不足による耕作放棄地^{*}の拡大などが現実のものとなっています。

○持続可能な循環型社会^{*}の構築

循環型社会とは、自然の循環を尊重するなど、限りある資源を効率的に活用し、持続可能な形で循環させながら利用することです。循環型社会の構築は、持続可能な社会の実現へ向けた取り組みの一つで、循環型社会、低炭素社会、自然共生社会に向けた取り組みを統合的に展開することが重要とされています。また、これらを取り組む上での目標として、廃棄物発電の導入促進や枯渇性資源の使用抑制、生物多様性に配慮した再生可能な資源の持続可能な利用の推進等が掲げられています。

自然が豊かな本町においても、自然と地球環境との共生を目指した取り組みが求められています。

○ライフスタイル[※]や価値観の多様化

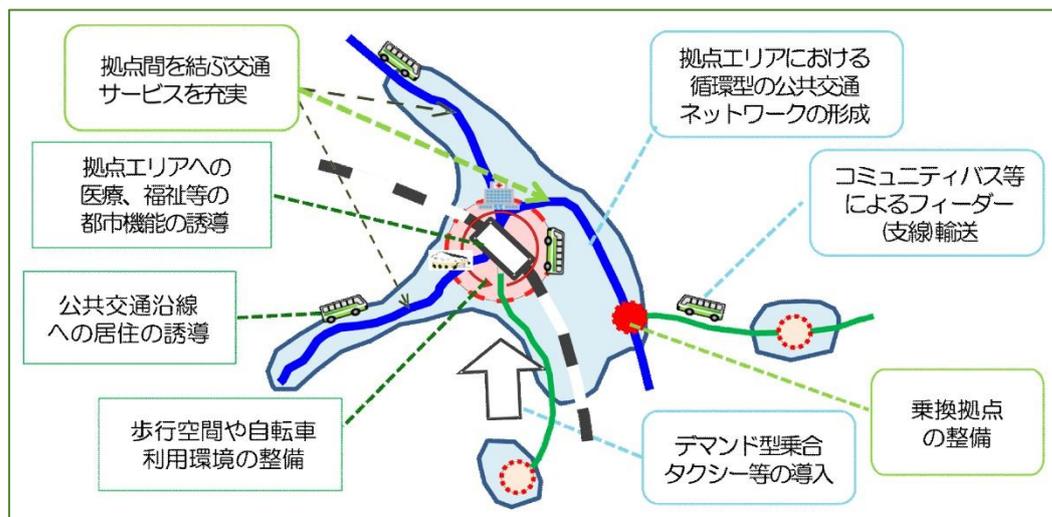
21世紀を迎えたわが国のライフスタイルや価値観は、これまでのような生活の利便性や経済の豊かさを重視する方向から、近年では生活の質を高めることや生活自体を楽しむといった新しい価値観へと移り、それぞれが多様化の方向へと変化してきました。

このことは、住民がそれぞれ個性と能力を発揮し、住民一人ひとりの価値観に基づく生き方が可能となり、選択肢が多く自由度の高い地域づくりが求められるようになります。また、移住・定住の施策においても、多様なライフスタイルや価値観に対応した柔軟な選択肢を構築することが求められます。

○「コンパクト・プラス・ネットワーク[※]」の都市構造[※]

人口減少・高齢化が進む中、コンパクトシティ[※]化により生活拠点などに、福祉・医療等の施設や住宅を緩やかに誘導し、居住と生活サービス施設との距離を短縮することにより、高齢者が安心して暮らせるなど、住民の生活利便性を向上することができます。また、これと連携した地域公共交通ネットワークの再編・形成を行うことにより、生活拠点や複数の集落などの地域間の「連携」を強化し、人・モノ・情報の交流を促進し、各地域が「多様性」を再構築して発展していくこと、これが「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりです。

◆コンパクト・プラス・ネットワークのイメージ



○「スマートシティ[※]」の取り組み

近年、未来社会の姿「Society5.0[※]」として「自律分散型」の都市づくりである「スマートシティ」の取り組みが推進されています。

「コンパクト・プラス・ネットワーク」の取り組みの推進力として、新たに提唱されている「スマートシティ」は、都市内に張り巡らせたセンサー・カメラ、スマートフォン等を通じて環境データ、設備稼働データ・消費者属性・行動データ等の様々なデータを収集・統合してAI[※]で分析し、さらに必要に応じて設備・機器などを遠隔制御することで、都市インフラ[※]・施設・運營業務の最適化、企業や生活者の利便性・快適性向上を目指すものです。

「コンパクト・プラス・ネットワーク」と「スマートシティ」が融合したまちづくりを推進することは、「持続可能なまち」を目指す上で重要な取り組みとなります。

③都市づくりの基本理念

ここでは、本町の都市づくりの現況や課題を踏まえ、潮流・時代の変化等を勘案した上で、本町の将来像の実現に向かって都市づくりの基本理念を以下に設定します。

本町の住民、行政、地域が一体となり、守るべきものは守り、新たなことにも挑戦していくことで、豊かな自然と共生し、安心・安全・快適な暮らしとともに、にぎわいと活気のあるまちが実現されます。

これにより、次世代の主役である子どもたちの笑顔がまちに溢れます。

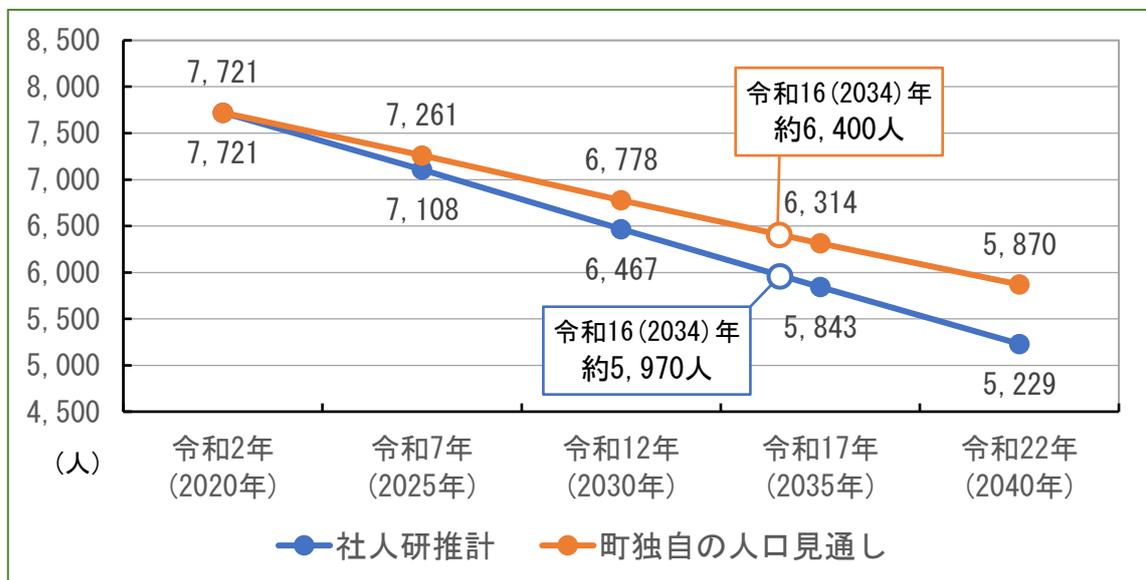
笑顔で暮らし続ける★持続可能なまち 東彼杵
～次世代へつなぐコンパクト&スマートシティの実現～

(2) 将来目標人口の設定

総合計画※においては、将来の人口目標が展望されており、その内容は令和2(2020)年を基準とした国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を基に、今後10年間のまちづくりの取り組みによる社会減の緩和や出生率の上昇などの効果を考慮し、町独自の令和15(2033)年の人口目標を約6,500人としています。

本計画においては、総合計画の計画期間と本計画の中間見直しの期間に1年の差異があるものの、総合計画の人口目標設定の考え方を踏襲し、整合性を図るものとして、総合計画で示されている将来人口に即するものとします。

◆将来目標人口



（３）都市づくりの基本目標

ここでは、都市づくりの基本理念「笑顔で暮らし続ける★持続可能なまち 東彼杵」の実現に向け、整理した課題に対応する都市づくりの基本目標を設定します。

①人口構造の変化への対応

- 人口減少や高齢化が加速する中で、地域の活性化を進め、地域コミュニティを維持していくため、商業、行政、文化の諸機能の立地を中心部へ集約化し、多様な都市機能*がコンパクトに集積した都市構造*を目指します。
- ICT*の活用とテレワークオフィス（サテライトオフィス）*の設置、企業と自治体の連携・マッチングによるテレワークで行える地方での仕事づくりなど、多様な働き方の創出と中心部の活性化を目指します。

②活力ある地域産業の創出

【農業・林業・水産業】

- 農業については、生産活動や集落の生活施設と関わりのない土地利用の転換を抑制し、生活環境の維持と生産基盤の保全を目指します。
- 本町の農地と集出荷施設、加工施設等を有機的に結び、幹線道路*へのアクセス*改善に寄与する広域農道を活用することにより、農産物流通の合理化や農業交流の活発化を目指します。
- 林業については、森林や里地里山の持つ多面的機能を維持し、安定した生産性が保てるよう、施業面積拡大や間伐を計画的に行い施業環境の維持を図るとともに、放置竹林や里地里山整備に取り組む地域活動を支援し自然環境の保全を目指します。
- 水産業については、漁港の護岸整備や航路浚渫、海底耕うん、放流事業などを行い、豊かで持続可能な漁場づくりを目指します。

【工業・商業】

- 工業について、本町には長崎自動車道東そのぎ IC や国道 34 号・205 号が走っており、広域高速道路網利用の優位性や国道等の幹線道路への良好なアクセス性により、工業・観光等の産業活動の活性化や新たな企業立地を検討するとともに、工場等の設置に対する支援制度等の充実を図り、働く場の創出・拡大を目指します。
- 商業については、道の駅「彼杵の荘」を地域の賑わい創出の拠点となるよう集客力の強化を目指します。また、沿道の商店等は創業支援等により中心部の賑わいの創出を目指します。

③計画的な土地利用の推進

【自然的土地利用*】

- 農地は、生産機能のみならず、遊水機能や景観形成の役割など、多様な機能を持っており、これらの機能を保全するため、特産品の開発や後継者の育成とともに、荒廃した遊休農地の地域特性に適った保全と活用を目指します。
- 森林は、水源涵養*、町土の保全、保健休養等の公益的機能を有しており、放置森林の回復、貴重な森林の保全・育成を目指します。また、本町の南東部の自然公園*内の森林は、開発を避けてその保全を目指します。

【都市的土地利用※】

- 役場周辺など、ある程度まとまった住宅地については、空き家の解消を進めるとともに、コンパクトシティ※化により生活拠点として住宅を緩やかに誘導し、市街地の維持・形成を目指します。また、既存集落※においても、人口流出の防止や農業体験等を通じた交流人口の増加、定住促進などの施策を進め、集落の活性化やコミュニティ活動の維持による既存集落※の維持を目指します。
- 商業・業務地については、中心部への商業集積に資するため、起業・創業のための支援の充実を図るとともに、サテライトオフィスなど、柔軟な働き方に対応した環境整備を進め、賑わいのある商業・業務空間の形成を目指します。また、周辺市町への最寄品買い物客の流出を防ぐため、多様な商品を取り扱う商業施設の誘致を目指します。
- 工業地については、用地の不足や労働力不足に対応して、企業立地を促進し、進出企業への支援制度の充実を図るとともに、若い世代の雇用と定住、町内農産品の6次産業化※などと連携・促進して、地域経済の基盤となるよう計画的で適正な土地利用の実現を目指します。

④便利で快適な都市基盤（施設）の形成

【道路】

- 高規格幹線道路※について、長崎自動車道の優位性を活用した、新たな企業の立地や豊富な観光資源を取り込んだ広域観光ルートを設定するなど、長崎自動車道を取り込んだ積極的なまちづくりを目指します。
- 高規格道路※「東彼杵道路」については、県や関係市町と連携して事業化に向けた要望活動を強化し、早期実現を目指します。
- 県道は、未整備の離合箇所等の改良整備について、県事業として継続整備を要望し、町道についても、未整備道路の事業化を検討するとともに、既存集落※内において、日常生活面や防災面で問題を抱えている道路については、計画的に改良等の整備を行い、利便性の向上と安心・安全な道路環境の形成を目指します。

【公共交通】

- 公共交通について、町民が便利に利用できるよう、ICT※の先端技術を応用するなど、公共交通体系※の利便性と持続性を高め、本町での快適な生活を支える持続可能な公共交通を目指します。また、公共交通の積極的な利用の啓発を町民へ向けて強力に推進し、町民一人ひとりの協力を受けつつ、利用者の増加に反映させ、公共交通空白地域※の解消を目指します。
- JR 大村線の駅へのアクセス※環境強化のため、スクールバスとの混乗や路線の再編による利便性向上とともに、公共交通空白地域を解消するため、利用の自由度が高いデマンド交通※の導入などを検討し、公共交通ネットワークの形成と駅の交通結節機能※の強化を目指します。

【河川・水路】

- 河川・水路は、洪水や浸水などを防止し、地域住民の安全性を確保するための適切な維持管理及び整備を進めるとともに、その川が持つ自然環境の特性など、河川全体の自然の営みを視野に入れた多自然川づくりを目指します。

【公園・緑地・レクリエーション施設】

- 公園・広場の整備については、障害がある子どもも一緒に遊べるインクルーシブ遊具の設置や公園内の歩道、バリアフリー*トイレなど、ユニバーサルデザイン*の視点により、だれもが使いやすい公園の創出を目指します。
- 既設の公園・広場に関しては、老朽化したトイレ等の改善とともに、地域と協力した公園・広場の適正な維持・管理と行政との協働*で行う緑化を進め、安らぎを求めて訪れた観光客や近隣住民に愛される憩いの場の創出を目指します。

【下水道】

- 河川や海域などの公共水域の水質浄化を図るため、下水道への接続を進めるとともに、区域外の地域については、浄化槽*の設置を継続的に促進し、良好な水辺環境の保全を目指します。

⑤安心・安全な防災まちづくり

- 台風、集中豪雨、地震などの自然災害や、犯罪、事故といった人為的災害の心配のない暮らしを実現させるため、防災・減災・危機管理・防犯などの安全対策に関する取り組み等を継続して進めるとともに、特に本町の地形上の特性から懸念されている水害・土砂災害や地震に対して、治水対策や耐震化*など地域の安全確保を進め、すべての住民が安心・安全で暮らせるまちを目指します。

⑥豊かな自然環境との共生と景観形成

- 人口減少が進み、無造作に新しくものを造る時代ではなくなり、ライフスタイル*や居住場所、働き方が多様化している中、本町を住む場・働く場・子育ての場として、暮らしの魅力を高めるためには、豊かで魅力あふれる本町の自然環境を保全するとともに、これらを活かしながら、身近な自然とふれあい憩える空間の創出を目指します。
- 本町の景観条例・景観計画*に基づき、自然と共生する景観の保全と活用を町民や関係団体と協働*で推進し、地域の特性を活かした良好な景観の形成を目指します。

⑦循環型社会*への転換

- クリーンエネルギーの普及や省エネルギー化などの取り組みによる低炭素社会、循環型社会の実現や自然との共生などを通じて、まちの持続可能性を高めるため、環境にやさしい持続可能な循環型まちづくりへの転換を目指します。

2. 将来都市構造*

ここでは、都市づくりの基本目標を実現するため、都市活動を支える都市機能*の配置とネットワークの形成を「拠点」、「連携軸」及び「ゾーン」の3つの要素で整理し、将来都市構造図として示します。

◆将来都市構造を表す構成要素

- 拠点：都市活動を支える特徴的な機能を有し、本町住民の暮らしや町内外の人々の交流など、多様な機能が集積して中心となる場所
- 連携軸：主要な交通ネットワークを構成する幹線道路*や鉄道、本町特有の歴史・文化・自然を形成する旧街道や主要河川など、広域・拠点・生活圏などを効果的に結ぶ骨格
- ゾーン：土地利用の基本的な方向性を示す土地の面的な広がり

(1) 拠点の設定

都市活動を支える拠点については、それぞれの担う機能の集積により、以下に示す5種類の拠点を設定します。

①中心生活拠点

東彼杵町役場をはじめとして、本町の居住、教育・健康・福祉、文化・交流、商業・業務などの多様な機能が集積し、全町域から利用が見込まれ、町民の生活の中心となる市街地を中心生活拠点とし、生活利便性の向上のみならず、町全体の都市活動をけん引し、本町の顔として都市イメージを確立する役割を目指します。

②交通結節拠点

長崎自動車道東そのぎIC、国道34号・205号、広域農道、事業計画が進む東彼杵道路など、本町の骨格となる道路の結節点及び町営バスセンター、JR彼杵駅などの公共交通機能の結節点を合わせて交通結節拠点とし、それぞれの交通手段が円滑・快適に機能するよう維持・整備を目指します。

③生活拠点

本町西部の音琴地区と千綿地区の千綿川河口及びJR千綿駅周辺に位置し、海と緑に囲まれた住宅地を周辺住民の日常生活を支える生活拠点とし、良好な住環境の維持・形成を目指します。

④工業拠点

赤木地区の丘陵地に位置する既存の町営赤木工業団地と長崎県営工業団地「東そのぎグリーンテクノパーク」及び新たな企業立地促進へ向けて、まとまった規模の工場適地となる2つの重点促進区域をそれぞれ工業拠点とし、周辺環境に配慮した工業環境の形成を目指します。

⑤自然交流拠点

自然豊かな溪谷美の龍頭泉や河川公園「やすらぎの里」を自然交流拠点とし、豊かな自然を活かした町内外の人々の観光・レクリエーション活動の場、憩いの空間として保全・整備を目指します。

(2) 連携軸の設定

町民の生活の場や各拠点を結ぶ連携軸の配置は、以下に示す5種類を設定します。

①東彼杵道路連携軸

本町の交通結節拠点と佐世保市を結ぶ都市計画対象道路事業として計画が進められている東彼杵道路を東彼杵道路連携軸とし、観光等の産業振興や広域連携における速達性・定時性・安全性・走行性の確保による生活利便性の向上、信頼性の高い災害時の道路ネットワークの構築、素早い救急医療活動の支援などを目指します。

②高速広域連携軸（高規格幹線道路※：長崎自動車道）

高規格幹線道路である長崎自動車道を高速広域連携軸とし、広域的な交通ネットワークとして本町への産業の集積や広域観光ルートの形成を図り、交流人口の増加を目指します。

③まちの骨格連携軸（幹線道路※：国道、鉄道：JR 大村線）

海岸線を走る国道 205 号と JR 大村線、隣接する嬉野市と大村市へ向かう国道 34 号を本町にとって重要なまちの骨格連携軸とし、中心拠点や各生活拠点を結ぶとともに、周辺市町との連携軸として多様な交流による町の発展と生活圏の日常利便性の向上を目指します。

また、概ね国道に沿う形で長崎街道※や平戸街道が走り、彼杵や千綿の宿場町を結ぶなど、歴史的にもまちの骨格連携軸が形成されていたことから、併せて各史跡の保全と観光・交流へ向けた環境整備の基盤となる歴史的な連携軸として設定します。

④産業・観光交流軸（幹線道路：県道一部林道を含む・広域農道）

本町を走る県道（一部林道を含む）や広域農道を産業・観光交流軸とし、産業拠点や自然交流拠点並びに山間部の豊かな自然緑地とまちの骨格連携軸とを結び、産業の振興や交流の活発化を目指します。

⑤主要河川軸

本町を流れる主な 2 級河川を主要河川軸とし、自然交流拠点を結ぶとともにそれぞれの河川の特徴を基に、自然環境の保全と多自然川づくりに向けた河川整備を目指します。

(3) ゾーンの設定

地域の特性や土地利用の構成を踏まえ、まとまりのある土地利用の方向性を示すものとして、5種類のゾーンを設定します。

①市街地ゾーン

住宅地や商業・業務地、公共サービス集積地など、都市的な土地利用が行われているまとまりのあるエリアを市街地ゾーンとし、各用途に応じた質の高い市街地環境の形成を目指します。また、歴史的な彼杵・千綿地区の旧宿場町については、各史跡の保全と観光・交流へ向けた環境整備を図ります。

②工業地ゾーン

既存の町営赤木工業団地と長崎県営工業団地「東そのぎグリーンテクノパーク」及び新たな企業立地促進へ向け工場適地となる2つの重点促進区域を工業地ゾーンとし、本町の工業を支える基盤として、工業振興の促進と雇用の安定・創出を目指します。また、重点促進区域については、新たな工業適地となるよう検討を進めます。

③農地・集落生活ゾーン

河川流域に広がるまとまった田や丘陵地の茶園・畑、これらを生活基盤とする集落地を農地・集落生活ゾーンとし、良好な営農環境と集落コミュニティの維持を目指します。

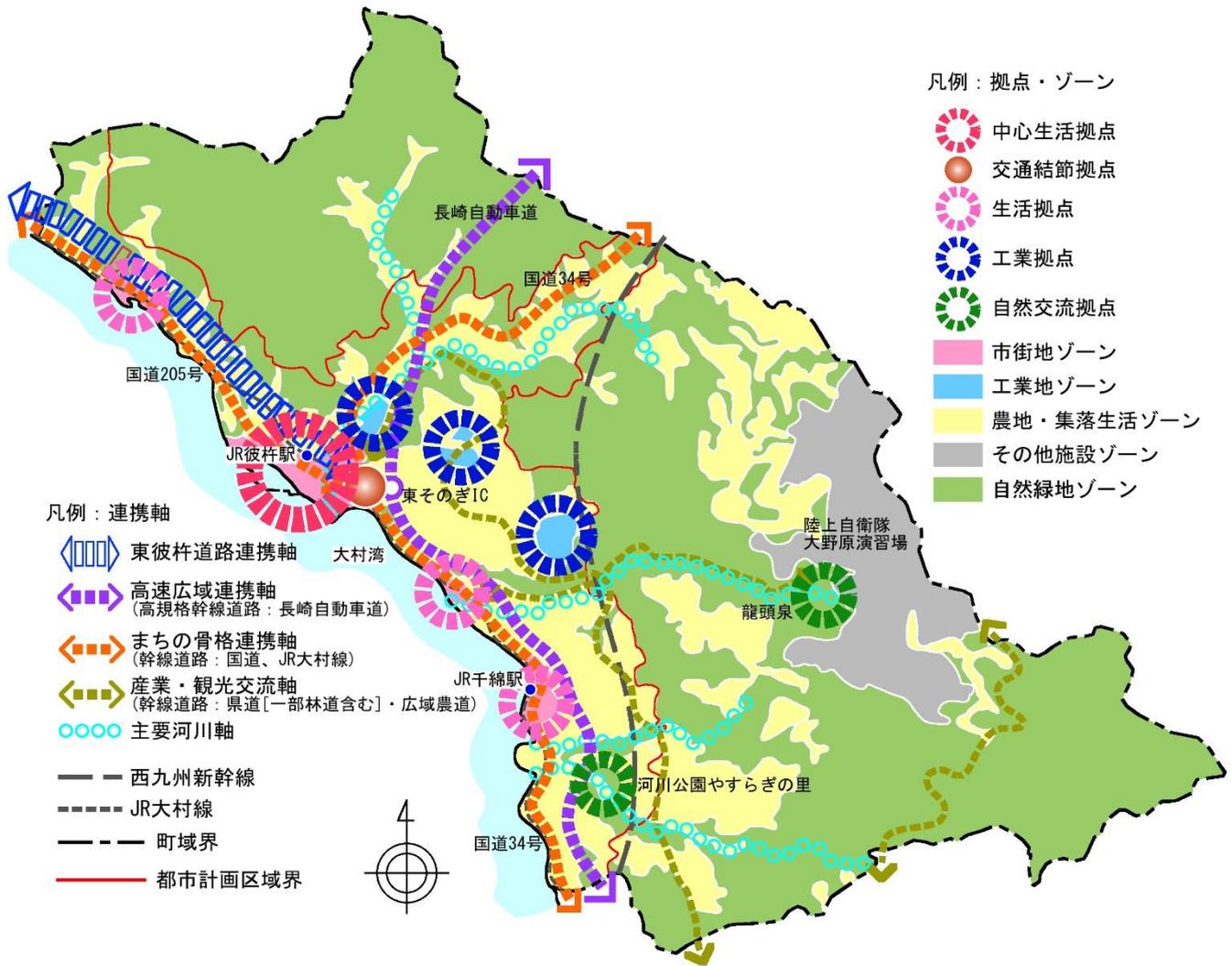
④その他施設ゾーン

本町の標高400～590mの丘陵地帯に位置し、県内最大規模の大野原高原内にある陸上自衛隊大野原演習場をその他施設ゾーンとし、毎年2～3月に地元住民と自衛隊員の管理の下で野焼きが実施されるなど、周辺の6集落(1集落は嬉野市)で構成する基地協力会が演習場周辺の環境整備を行っています。

⑤自然緑地ゾーン

保安林をはじめとして町域の多くを占める森林地域、南東部の多良岳県立公園、集落地周辺の雑木林などを自然緑地ゾーンとし、林業の振興とともに、森林の持つ公益的機能が発揮できるよう自然環境の適正な保全と活用を目指します。

◆将来都市構造図



3. 都市づくりの分野別方針

(1) 土地利用の方針

①基本方針

- 市街地では、本町の豊かな自然環境と都市的要素との共生を基本として、極力市街地の拡大を行わず、都市機能^{*}の集積と既存市街地の成熟を目指し、コンパクトシティ^{*}の考え方に基づく土地利用を図ります。
- 整備計画中の東彼杵道路を含めた幹線道路^{*}の沿道においても、コンパクトシティ^{*}の考え方に基づき、本町に必要な商業施設等を緩やかに誘導するなど、周辺の自然環境に配慮した、町民の生活利便性の向上に資する適切な土地利用を図ります。
- 集落地は、空き家・空き地の増加を抑え、現状の住宅地としての土地利用やコミュニティ活動の維持を図ります。
- 工業地は、本町の工業発展と雇用の安定・創出のため、既存工業地の良好な工業環境の保全を図り、企業立地の促進へ向けては、周辺の環境に配慮した、新たな工業地の形成に資する適切な土地利用を図ります。
- 農地や森林は、生産機能の強化とともに、多様な公益的機能が発揮できるよう、優良農地^{*}や保安林などの保全と遊休農地・放置森林の減少に資する適切な土地利用を図ります。

②ゾーン別土地利用の方針

ここでは、将来都市構造^{*}を基本とし、それぞれのゾーンで行われる都市活動を支え、拠点及び連携軸の配置を踏まえた土地利用の方針を設定します。

1) 市街地ゾーン

- 中心生活拠点に設定している彼杵宿郷・蔵本郷の市街地は、周辺の住宅地や農地との調和に配慮しつつ、国道205号・34号沿道としての特性を活かした商業・業務機能が集積する土地利用を図ります。特に、アンケート調査においても多くの意見が出された新たな商業施設誘致の検討を進め、買い物や日常生活の利便性とにぎわいのある中心市街地^{*}の形成を図ります。
- 役場庁舎の移転推進を含め、教育・文化・福祉機能（総合会館・教育センター分室図書室・歴史民俗資料館）、観光・交流機能（道の駅彼杵の荘・歴史公園彼杵の荘）など、多様な都市機能^{*}の維持・集積誘導と交通ネットワークの充実により、中心市街地としてふさわしく住民の生活利便性が向上した、コンパクト・プラス・ネットワーク^{*}の形成へ向けた土地利用を図ります。
- 彼杵小学校から海岸へかけての住宅地は、日用品店舗や飲食店が共存した、中心市街地に近接した住宅地として利便性の高い良好な居住環境^{*}の形成を図ります。

- 生活拠点に設定している音琴地区・千綿地区・JR 千綿駅周辺地区の市街地は、旧農漁村集落・旧宿場町・緩やかな丘陵地、海岸と国道・鉄道による遮断などの特性から、市街地の広がりが見られないため、現在の住宅地としての土地利用を維持し、良好な居住環境^{*}の形成を図ります。また、音琴地区は、海岸と鉄道に挟まれ国道への接続が1箇所しかないので、防災上の避難経路に関して問題があるため、海上を利用するなどの避難方法を検討します。
- 既存の住宅地（集落内住宅地を含む）においては、増加することが想定される空き家等の活用を促進するため、「空き家等管理活用支援法人」の活用による管理不全な空き家や特定空き家^{*}等の所有者への適切な助言や指導の実施、また、所有者と利用希望者をマッチングする仕組みを構築するなど、空き家の適正管理と住宅ストック^{*}の有効活用を進めます。

2) 工業地ゾーン

- 町営赤木工業団地と長崎県営工業団地「東そのぎグリーンテクノパーク」が立地する既存工業地については、公害の抑制、災害防止、交通安全等の確保、緑化の推進など、周辺の集落環境や自然環境に配慮した良好な工業環境の保全を図ります。
- 新たな雇用の創出・確保による若年層の転出抑制や定住促進のため、企業立地促進へ向けた新たな工業地の形成（重点促進区域）を検討し、周辺の農業・集落環境や自然環境と調和した適切な土地利用を図ります。
- 新たな工業地の形成（重点促進区域）については、民間事業者等への支援策の活用をはじめ、本町の工場等設置奨励条例に基づく固定資産税の課税免除等の支援策を活用し、関係機関との連携を基本とした企業誘致に努めます。

3) 農地・集落生活ゾーン

- 彼杵川や千綿川に沿ってまとまった優良農地^{*}が広がる地区では、無計画な大規模商工業施設などの立地を抑制し、優良農地や集落地を含めた田園環境の保全を図ります。また、都市的土地利用^{*}への転換が必要な場合には、関係機関との十分な調整を図ります。
- 赤木地区の丘陵地に広がる茶畑や山間部の棚田・段々畑は、本町の特徴ある生産基盤となっており、日本一そのぎ茶のブランディングを進めつつ、販路拡大を図るとともに、中山間地域に位置し、農地の区画が狭小で耕作条件が不利な農地については、農業経営の効率化や安定化・高収益化、有害鳥獣被害^{*}の解消等に資する支援策を活用し、生産効率の向上を図ります。
- 点在する集落地など、住宅がある程度まとまって立地する地区では、周辺に悪影響を与えるような建築物の立地を制限する一方、若年層を中心とした人口流出の防止や農業体験等を通じた交流・関係人口の増加等により前述の空き地・空き家対策と定住化を進めるとともに、地域文化、スポーツ、まつり等の行事を通じた地域コミュニティの維持を図ります。また、農産物の加工・販売等と一体化した6次産業化^{*}を通して農業の活性化を図り、優良農地の保全や荒廃農地の再生を進め、営農環境の維持を図ります。

○里地里山は、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、河川、草原などで構成され、自然と多様な形で関わり、自然と共生する場所です。前述の地域コミュニティの維持や農業活性化による荒廃農地の再生とともに、集落周辺の二次林や竹林の適切な維持管理と薪や木質バイオマス、タケノコの生産などの経済的活用、見通しの良い農地・里山林境界部（鳥獣バッファゾーン）の創出等による鳥獣被害の解消など、多様な施策に取り組むことにより、荒地を無くして里地里山の再生を図ります。また、取り組みにあたっては、町民・事業者・行政が里地里山での活動方法を学び合う場づくりをはじめとして、再生に参加する多様な団体による活動を取り入れることにより、関係人口の増加を図ります。

4) その他施設ゾーン

○その他施設ゾーンは、大野原高原内にある陸上自衛隊大野原演習場を示しており、演習場内には樹木は少なく草地が広がり、演習の合間に山菜取りやハイキングを楽しむ人も増えています。また、毎年行われる野焼きにより草原環境が保たれ、草原性の希少な動植物の生息・生育空間として「長崎県重要里地里山」に選定されており、今後もこれらの保全を図ります。

5) 自然緑地ゾーン

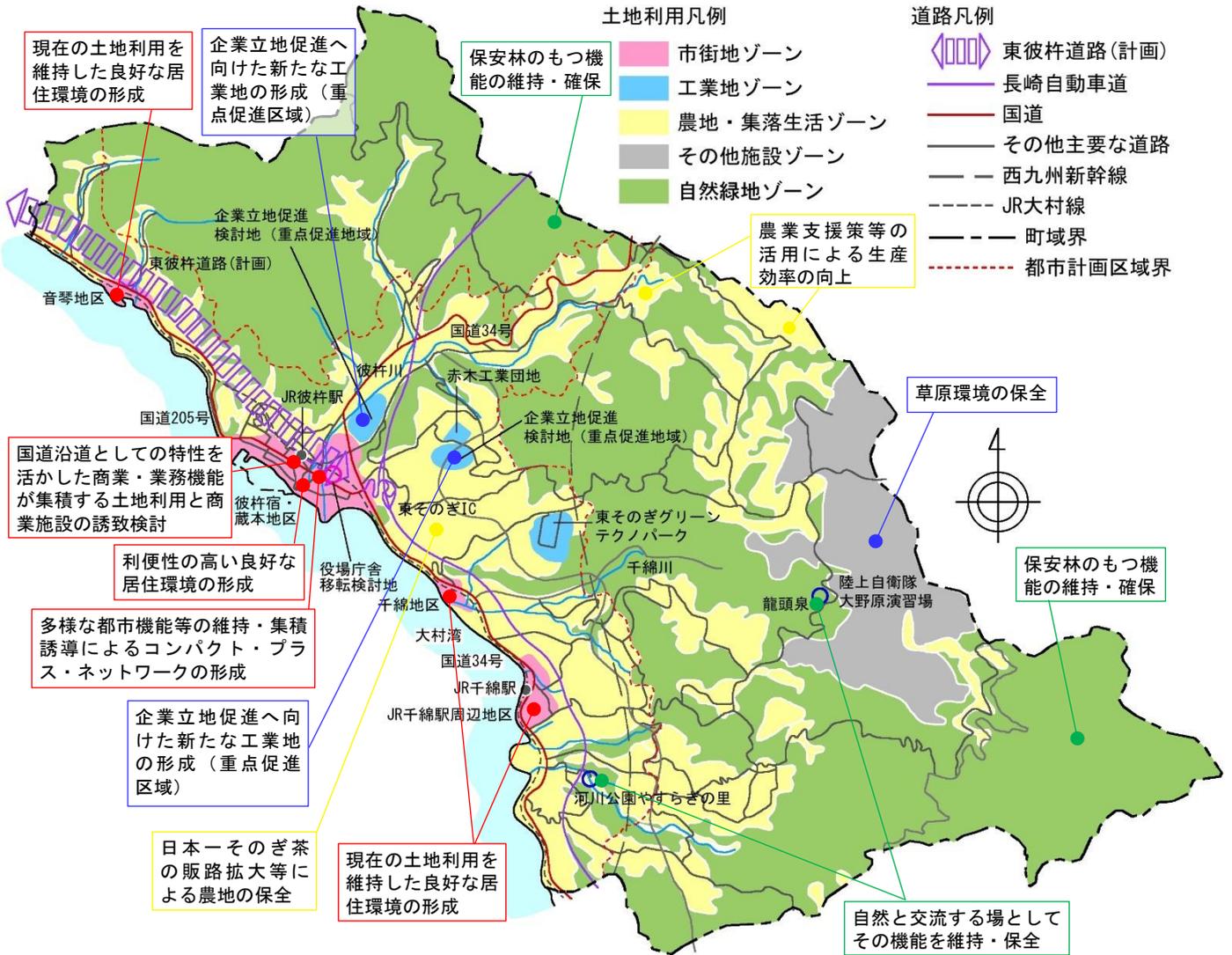
○本町の北部・中央部・南東部に広がる自然緑地ゾーンの森林は、生態系の保全や本町の景観資源の背景となる貴重な緑として、森林環境の保全を図ります。

○自然緑地ゾーンの森林のうち、北部と南東部に指定されている保安林は、落石防止、土砂流出・崩壊防備、保健、干害防備等の公益的機能を持ち、本町の災害防備に役立っているため、必要な施業を計画的に行い、これらの機能の維持・確保を図ります。

○自然交流拠点に設定している龍頭泉などの溪谷や江の串川に整備されている河川公園「やすらぎの里」は、町民や本町を訪れた人が自然と交流する場として維持・保全します。

○土砂災害警戒区域等により居住に適さない、あるいは検討が必要な地区においては、居住の条件を確認し、災害予防として安全・安心へ向けた集落の土地利用を図ります。

◆土地利用方針図



(2) 都市施設^{*}等の整備方針

①道路整備の方針

1) 基本方針

- 本町の幹線道路^{*}を長崎自動車道や計画中の東彼杵道路、国道、主要地方道で構成される広域幹線道路、一般県道、広域農道で構成される幹線道路、1・2級町道で構成される補助幹線道路、その他の町道で構成される生活道路に区分し、各道路が担う役割を明確にするとともに、機能強化に向けた必要な整備を進め、安全で快適な道路ネットワークを形成します。
- コンパクト・プラス・ネットワークの推進のため、町内の各拠点の役割に沿った都市機能^{*}の充実や集約を進めるとともに、道路ネットワークの充実により拠点間の連携強化を図ります。
- 交通安全の向上を図るため、幹線道路における交差点改良や歩道設置などを進めるとともに、街灯設置などの道路環境改善策を検討します。また、生活道路については、狭あい道路^{*}の拡幅・改良整備や通学路などの安全確保に努めます。
- 道路の維持については、予防保全を基本とした計画的な維持管理を行うことによ

2) 整備方針

●広域幹線道路

- 高規格幹線道路^{*}長崎自動車道については、新たな企業の立地や広域観光ルートの設定に必要な道路として、さらなる活用を図ります。
- 都市計画道路として検討中の高規格道路^{*}「東彼杵道路」については、交通渋滞が慢性化している国道 205 号の代替路、本町の産業振興、生活利便性向上、救急医療活動支援などの機能を担う道路として、早期の事業化が図られるよう、関係自治体と連携して強く要望していきます。また、国道 205 号の朝夕の渋滞について、その緩和対策についても引き続き国に対して要望していきます。

●幹線道路

- 溪谷美を魅せる龍頭泉へのアクセス^{*}道路である県道千綿溪線は、広域農道との立体交差付近から県道終点まで 1 車線区間となっており、安全な道路整備に向けて未整備の離合箇所について、引き続き改良整備を県に対して要望していきます。また、県道終点から駐車場までの林道龍頭泉線についても狭隘な道路が続くため、離合箇所について改良整備を検討します。

●補助幹線道路・生活道路

- 循環道路となり彼杵から赤木、千綿地区を走るその他町道赤木幹線及び 1 級町道大野原高原線の道路について、安全・快適な生活道路の形成及び企業立地促進のため、一部未整備区間の改良整備を行い、地域住民の日常の生活利便性の向上を図ります。
- 2 級町道中岳幹線、その他町道西部線(2)は、住民生活に身近な施設へのアクセス等の機能強化及び通学路などの安全確保のため、生活道路としての改良・整備を進めます。

②公共交通整備の方針

1) 基本方針

- 高齢化の進行と山間部への集落の分散といった土地利用状況の中で、本町の地域公共交通へのニーズは高まっており、町民が便利に利用でき、かつ持続性を高め、交通空白地の解消のため、公共交通体系^{*}を見直し、町民の日常生活や来訪者の移動を支える公共交通ネットワークの構築を図ります。
- 近隣市町と結び、通勤・通学などの日常的な移動や旅行などの特別な移動を支える重要な拠点として、JR 駅の交通結節機能^{*}を高めます。
- 公共交通のソフト面の利用環境を高めつつ、積極的な利用の啓発を図ります。

2) 整備方針

- 「東彼杵町地域公共交通計画」に基づき、地域に合った持続可能な町営バスや路線バス、デマンド交通^{*}の運行により、利便性の高い公共交通ネットワークの形成を図ります。
- 町営バスについては、車両更新や安定した運行体制を確保するため、車両基地の整備を行うとともに、内陸部を走る大野原高原線・川内線・東部循環線の運行路線について、デマンド交通や事業者協力型自家用有償旅客運送との役割分担を検討し、安全性及び機能性の向上を図ります。
- 本町の内陸部と町営バスセンターを結び、町民の日常の移動について柔軟で効率的な運行サービスが提供できるデマンド交通の運行を検討します。
- 既存のバス・タクシー事業者が運行管理や車両整備管理に協力し、遠目地区や川内地区等の山間部の交通空白地と町営バスセンターを結ぶ交通空白地有償運送について、買い物や通院など日常の移動を支える「事業者協力型自家用有償旅客運送」の導入を検討します。この場合、既存のバス・タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な場合は、道路運送法の登録を受け、必要な安全上の措置が講じられた町や NPO 法人等が事業主体となった「自家用有償旅客運送」の活用を検討します。
- JR 彼杵駅と JR 千綿駅は、町外への移動や観光客等が訪れる本町の玄関口となっています。両駅を中心としたにぎわいづくりを念頭に、駅へのアクセス^{*}環境の強化や拠点性強化などに取り組み、バス待合所や休憩施設の整備を図り、JR 駅の交通結節機能^{*}を高めます。
- 公共交通を利用する際にネックとなりやすい、経路検索や時刻検索、運賃支払、運行の遅れなどに対して、多くの人々がストレスなく便利に利用できるよう、ICT^{*}を活用した情報提供の充実や検索ツールの充実を図ります。
- 公共交通の維持・活性化と地球温暖化^{*}対策における自家用車の利用抑制に向けて、町民一人ひとりの協力のもと、公共交通に対する積極的な利用の啓発を推進します。

③公園・緑地整備の方針

1) 基本方針

- 既設の公園施設は、適正な維持・管理と施設の長寿命化^{*}を図ります。
- 歴史公園、河川公園、町民運動場の持続的な維持管理と利用促進に向けて、民間活力導入等の手法を検討し、公園管理の充実を図ります。
- 本町の沿岸部や山岳部における県立自然公園内の緑地は、本町を特徴づける海岸や渓谷の緑地として、これらの保全を図ります。
- 交流・関係人口の増加等を目指して、町内の良好な景観や歴史的資源を活かした交流拠点となる公園の整備を検討します。

2) 整備方針

- 町内の主要集落に整備されている農村公園は、健康増進や憩いと安らぎの場を提供する農村環境整備の一環として整備されており、管理を委ねている地域自治会と協働^{*}で、公園施設などの定期点検や維持・管理を行うとともに、長寿命化^{*}を図ります。また、地区住民の意向を踏まえて、地区への移譲についても検討します。
- 町民の憩いの広場、健康増進に寄与する本町の歴史公園、河川公園、町民運動場については、効率的・効果的な管理運営を図るため、指定管理者制度^{*}の導入など、民間活力の活用について検討するとともに、安全対策の一環として遊具等の老朽化対策や安全点検を実施します。
- 公園内のトイレや遊具等の設備について、高齢者・障害者、乳幼児連れの女性等を含む全ての人に使いやすいバリアフリー^{*}トイレの整備、障がいのある子供も一緒に遊べるインクルーシブ遊具や歩道のバリアフリーなど、ユニバーサルデザイン^{*}手法を取り入れた施設整備を図ります。
- 大村湾県立公園内にある海岸林や自然海岸、江の串川流域の渓谷、並びに、多良岳県立公園内の千綿川上流の渓谷や緑地、ため池などは、本町の豊かで貴重な自然環境としてその保全を図るとともに、アクセス^{*}路など観光・交流ネットワークの強化と施設整備により、新たな自然交流拠点の整備を検討します。特に、三井木場池などの水辺空間を活用した公園・広場の整備など、観光・交流の場の計画的な整備を検討します。
- 農地は生産の場であることに加え、遊水機能や多様な生態系の育成など防災・環境面でも重要な役割を持つことから、優良農地^{*}の保全と営農環境の整備促進を図ります。

④河川・水路・ため池整備の方針

1) 基本方針

- 気候変動に伴い水害リスクが増大する中、河川管理者等の取り組みだけではなく、町民も含めた流域のあらゆる関係者が協働[※]して行う「流域治水」の考え方に基づき、被害を軽減するための土地利用の誘導なども含め、総合的な治水に取り組めます。
- 河川・水路・ため池は、町民生活に密接な関係があることから、安全で快適な生活環境を形成するため、改修及び適切な維持管理を図ります。
- 自然災害に備えて河川・ため池の治水対策等を行うとともに、ハザードマップ[※]の作成・活用による住民への周知など、ソフト対策も併せて進めます。

2) 整備方針

- 二級河川は、改修工事や水位周知等の整備促進を管理者である県に対し引き続き要望していきます。
- 本町が管理する河川及び排水路については、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能維持の観点から、堆積土砂の撤去や草木の伐採など、適切な維持管理を行います。また、河川環境に関しては、貴重な水辺空間として多自然川づくりに基づく多様な生態の保全・復元を図ります。
- 作成済みの彼杵川ハザードマップやため池ハザードマップを活用して、浸水が予想される区域や到達時間、最大水深、歩行困難度の確認など、安全で迅速な避難が行われるよう地域住民への周知徹底を図ります。

⑤上・下水道整備の方針

1) 基本方針

- 住民に関わりの深い上水道については、今後も施設の計画的な整備・維持管理を行います。
- 下水道については、生活環境の向上のみならず、漁業環境への影響にも配慮し、河川・海岸等の公共水域の水質保全を図るとともに、水洗化の促進に努めます。
- ストック※マネジメント計画や最適整備構想により、施設の長寿命化※等の対策を図りつつ、適切な維持管理・改築更新による機能維持を図ります。
- 公共下水道区域や農業・漁業集落排水区域以外の地域においては、引き続き浄化槽※の普及促進を図ります。

2) 整備方針

- 上水道施設については、安全な飲料水を安定供給するため、未普及地域の解消を図るとともに、老朽管の計画的な更新と地震等の災害に備え、基幹管路の耐震化※を図ります。特に、防災拠点や病院、指定避難所へ給水を行う配水管（重要管路）を中心に、財政状況を勘案しつつ耐震化を図るとともに、旧簡易水道からの引き継ぎにより老朽管が集中する地区の老朽管や浄水場施設の計画的な改修・更新を推進します。
- 公共下水道※区域や農業・漁業集落排水区域では、下水道利用に関する情報や接続についての広報を進めつつ、公共水域の水質保全等について地域住民の理解を深め、水洗化人口の向上を図ります。
- 広域化・共同化事業として、波佐見町との共同でしている処理場の運転操作監視及び保守点検、緊急時対応、水質管理などの維持管理業務の委託業者選定を今後も継続し、また、包括的民間委託レベルの内容も検討しつつ、スケールメリットによる維持管理費等の削減を図ります。
- 限られた予算の中で優先順位を設定し、施設の点検・調査の実施により計画的に老朽化対策を進め、ライフサイクルコストの縮減化と施設全体の持続的な機能確保を図ります。
- 公共下水道区域や農業・漁業集落排水区域以外の地域では、個人が浄化槽※を設置する際の工事費の一部を補助する浄化槽設置費補助事業や維持管理費補助事業の継続的な実施により、生活排水対策事業の推進を図ります。

⑥その他の都市施設*整備の方針

1) 基本方針

- 「東彼杵町公共施設等総合管理計画」に基づき、個別施設の更新・統廃合・長寿命化*等について、効率的かつ計画的に取り組みを進めていきます。
- 住民に関わりの深い、廃棄物処理事業、し尿処理・火葬場事業などについては、今後も計画的な整備・維持管理を行います。
- 東彼杵町本庁舎の老朽化に伴う新庁舎の移転・整備を検討します。

2) 整備方針

- ごみ処理施設については、東彼地区保健福祉組合により広域的に行っており、今後も環境負荷の軽減や経済性、安全性等に配慮したごみ処理施設の適切な維持・管理に努めるとともに、消費生活の多様化に対応した分別化やリサイクル推進など、持続可能な社会の形成に向けた取り組みを進めていきます。
- し尿処理施設については、東彼地区環境センターの計画的な維持管理やし尿汲取り車等の更新を計画的に行い、安定した処理体制の確保を図ります。
- 火葬場については、東彼地区保健福祉組合により施設本体や設備の定期的な保守点検及び計画的な修繕等が行われており、老朽化対策により火葬場の安定的な稼働の確保を図ります。
- 役場庁舎については、旧館は建設から60年以上が経過しており、耐震診断により「大規模地震により倒壊又は、崩落の可能性が高い」と診断されています。また、現敷地は彼杵川の河岸浸食区域にあり、これらのことから、総合会館の西隣を新たな計画地として、災害時には災害対策拠点機能や避難所機能等を有した防災拠点としての役割を果たせるよう、新庁舎の整備を推進します。

(3) 安全・安心なまちづくりの方針

①基本方針

- 近年多発する自然災害に対して、防災・減災に関する取組等を継続して進めるとともに、地域の防犯性の向上を図り、誰もがより安全・安心に暮らせるまちづくりを目指します。
- 本町の地域特性に配慮しつつ、「地震に強いまちづくり」に向けて医療・福祉、行政、避難・備蓄等の機能を有する公共、公益施設を地域の防災活動拠点[※]として整備を図るとともに、指定避難所として位置付けられた学校施設やその他の公共施設は、非構造部材を含む耐震化[※]と地域の防災拠点として必要な機能の整備を図ります。
- 災害時における迅速な対応に向け、的確な情報の発信や町、関係機関、事業者、町民などが各々の責務・役割を自覚し、「自助・共助・公助[※]」による実践的な防災体制の構築と地域全体の防災・減災力の向上を図ります。

②整備方針

- 木造住宅が密集する地区では、建築物の不燃化・耐震化の促進及び空き家・老朽家屋の解消等により、延焼しにくい街区形成を図ります。
- 地域の状況を考慮しつつ、市街地や集落地に存在する狭小道路の部分拡幅等により、避難路及び消防活動困難区域の解消を図ります。
- 本町の中心的な防災拠点となる新たな役場庁舎の整備を検討し、防災活動拠点機能の維持・向上を図ります。
- 町内各所に指定された、緊急避難場所、避難所は、災害時に備えそれぞれの機能が発揮できるよう施設や設備の維持・管理を図ります。
- 「東彼杵町地域防災計画[※]（基本計画・地震対策計画）」に基づき、国・県、警察・消防・関係機関等との連携を密にし、災害発生時の応急・復旧体制の想定も含め、本町の防災体制の強化を図ります。
- 地域住民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震や水害などの災害についての正しい知識や防災対応について啓発・指導するとともに、自主防災組織を育成し、地域ぐるみの防災訓練、自主防災活動の実施等による防災意識の向上と災害に強い地域づくりを進めます。

(4) 景観形成の方針

①基本方針

- 本町の豊かな自然景観や田園景観、歴史・文化的景観を守り・育て・活かし、本町らしさを醸し出す景観形成を図るとともに、子どもたちや未来を生きる世代がいつまでも住み続けたいと思える景観まちづくりの取り組みを、町民や事業者、行政などの関係団体と協働*で推進します。
- 「東彼杵町景観計画*・景観条例」に基づき、建物の色彩等の景観形成基準に沿った指導を行い、良好な景観の形成を図ります。
- 市街地ゾーンの国道沿道においては、個性とにぎわいのある景観形成を進め、農地・集落生活ゾーンでは、地域の農業形態と調和した緑豊かで特徴的な景観の形成を図ります。

②整備方針

- 本町の玄関口であり主要施設が集積する歴史公園「彼杵の荘」周辺、広大な茶畑の景観、大村湾への良好な眺望スポット、街道筋などの歴史的景観など、本町を代表する景観資源が存する地区を対象に、地区住民や関係者などとの協議・合意形成を図りつつ、「重点景観形成地区」を順次指定し、地区ごとにきめ細かいルールづくりなどを検討し、重点的に良好な景観の形成を進めます。
- 彼杵宿や千綿宿の住宅地内を通る長崎街道*の沿道では、彼杵宿本陣跡や元禄船着場跡地、キリシタン墓碑など、沿道に点在する史跡等の保全や民地も含めた沿道の緑化、一部当時の街道筋の面影が残る民家の再生、電線の地中化などにより、可能な部分から歴史的なまちなみ景観の形成へ向けた検討を進めます。
- 「長崎県美しい景観形成計画」に基づく、長崎県まちづくり景観資産登録制度に登録されている旧岳中家住宅、JR 千綿駅、旧千綿村農協米倉庫の建造物について、今後も、一般公開や特産品 PR、維持・管理など、指定管理者制度*等による民間活力を活用した施設の保全と利活用を図ります。
- 海岸沿いを走る国道 205 号・34 号の沿道及び JR 大村線の沿線においては、大村湾への眺望や美しい海岸線の景観を損なわないよう、眺望景観の保全を図ります。
- 茶畑や棚田などの特色ある農地と集落の景観、及び山林や河川・ため池など多彩な水辺景観を保全するとともに、現状変更を行うにあたっては、これらの景観から突出しないよう配慮します。また、農村環境の保全の面からも、耕作放棄地*の発生防止や解消に向けて、再生・活用への支援についても検討を進めます。
- 住民による地域の草払いなど、里地里山保全活動や美化・清掃活動を協働で取り組み、住民に永く親しまれ、愛されるよう地域主体による景観形成を図ります。

(5) 環境保全の方針

①基本方針

- 地球環境に配慮し、持続可能で循環型のまちづくりを進めるため、環境負荷の低減につながる循環型社会^{*}や低炭素社会、自然共生社会の形成を促進します。
- 自家用車に過度に依存しない集約型のまちづくりにより、環境負荷の低減を図り、地球環境保全につながる都市環境^{*}を形成します。

②整備方針

- 再利用・再生することで資源を循環させ、環境への負荷^{*}が低減された社会を実現するため、これまでの 3R (リデュース・リユース・リサイクル) に、ゴミにならないよう廃棄物の発生そのものを抑制するリフューズとゴミとして廃棄せず再利用するリペアを加えた、5R の考え方や実践方法などについて、住民や事業所等へ周知を行い、ごみの減量やリサイクルの促進を図ります。
- 温室効果ガス^{*}排出量の少ない社会の実現のため、住宅用太陽光発電システムや家庭用燃料電池の設置促進、災害時の非常電源となる電気自動車の普及・促進など、再生可能エネルギー^{*}の導入や燃料使用の効率化などの取り組みを進めるとともに、太陽光発電システム設置補助事業による環境負荷軽減に向けた住民の取り組みへの支援や意識啓発に努めます。
- 本町の公共施設について、建物の屋上・屋根への太陽光発電装置などの設置を検討します。
- 公共団体や事業所等においては、燃費及び排出ガス性能が優れた環境負荷の小さい自動車の普及促進を図るとともに、公共施設や公共空間における LED 照明への更新を進めます。
- 冷房機能の補助につながる住宅などの建築物の壁面緑化やごみの適正処理、住民による環境美化など、環境保全への対策を促進し、環境負荷の低減を図ります。
- 人と自然が共生した社会を実現していくため、集落を取り巻く農地、ため池、二次林と人工林、草原などで構成される里地里山は、農林業生産や生活の場に加え、絶滅のおそれのある野生動植物など生物多様性の保全、バイオマス資源、伝統的景観や生活文化の維持、環境教育や自然体験の場、地球温暖化^{*}の防止等、多様な意義や機能を持つ重要な地域として保全・活用を促進します。
- 「東彼杵町環境美化の推進に関する条例」に基づき、環境美化に関する施策を効果的に推進するため、住民の意識の啓発・高揚や環境美化に関する知識の普及に努めます。また、住民、事業者及び環境美化の推進団体等に対して、必要な情報の提供や指導・助言及び支援を行います。

第4章 地域別構想

1. 地域区分

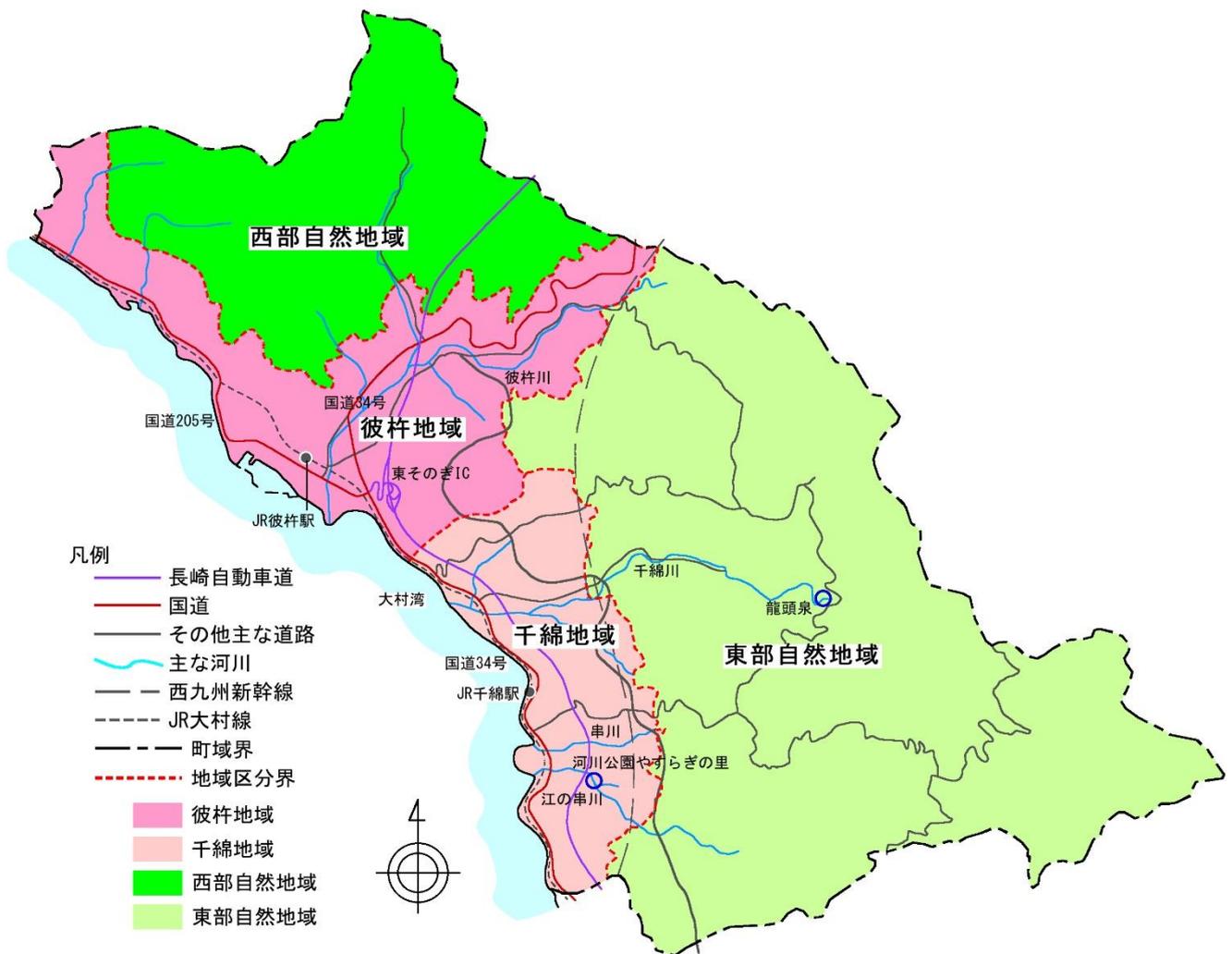
地域別構想では、本町を4つの地域に区分し、各地域が持つ課題に対応した地域づくりの方針について定めます。

地域の区分にあたっては、地域の土地利用や地形等の自然的条件、並びに日常生活圏や産業等の社会的条件を考慮した上でまとまりのある範囲を定めることとし、本町の都市計画区域[※]の内外を区分し、都市計画区域内を彼杵宿郷と千綿宿郷の境界を地域界として「彼杵地域」と「千綿地域」に区分します。

次に、概ね本町の森林や中山間地である都市計画区域外を「西部自然地域」と「東部自然地域」に区分します。

なお、次頁に示す地区別人口の状況において、地区面積は「都市計画基礎調査[※]（平成25年）」によるものとし、地区人口は平成22年・令和2年の国勢調査[※]人口を示し、増減率は平成22年～令和2年の10年間としています。

■ 地域区分図



■地区別人口の状況

地域	大字名	地区番号	地区名	地区面積 (ha)	平成22年		令和2年		H22～R2 増減率 (%)
					人口 (人)	人口密度 (人/ha)	人口 (人)	人口密度 (人/ha)	
彼杵地域	小音琴郷	1	小音琴	122.78	178	1.45	148	1.21	-16.85%
		2	浦	9.09	258	28.38	212	23.32	-17.83%
	大音琴郷	3	大音琴	80.64	180	2.23	188	2.33	4.44%
		4	口木田	79.33	104	1.31	111	1.40	6.73%
	口木田郷	5	蔵本	6.45	103	15.97	109	16.90	5.83%
		6	蔵本	140.08	477	3.41	504	3.60	5.66%
	蔵本郷	7	蔵本	0.15	6	40.00	7	46.67	16.67%
		8	蔵本・本町	22.21	380	17.11	356	16.03	-6.32%
		9	橋ノ詰	4.24	279	65.80	284	66.98	1.79%
		10	金谷	2.14	168	78.50	138	64.49	-17.86%
	彼杵宿郷	11	本町	3.47	132	38.04	126	36.31	-4.55%
		12	東町	97.49	768	7.88	686	7.04	-10.68%
		13	橋ノ詰	19.37	385	19.88	338	17.45	-12.21%
		14	赤木	93.50	20	0.21	15	0.16	-25.00%
	三根郷	15	橋ノ詰	44.62	173	3.88	149	3.34	-13.87%
		16	赤木	70.58	111	1.57	98	1.39	-11.71%
		17	上杉	18.73	51	2.72	39	2.08	-23.53%
		18	下三根	27.05	231	8.54	247	9.13	6.93%
	川内郷	19	樋口	79.06	335	4.24	304	3.85	-9.25%
		20	飯盛	15.95	90	5.64	69	4.33	-23.33%
		21	飯盛	19.88	40	2.01	42	2.11	5.00%
	法音寺郷	22	法音寺	14.20	2	0.14	2	0.14	0.00%
		23	法音寺	120.64	189	1.57	148	1.23	-21.69%
	菅無田郷	24	菅無田	133.27	217	1.63	151	1.13	-30.41%
	坂本郷	25	坂本	105.37	254	2.41	181	1.72	-28.74%
	計	-	1,330.29	5,131	3.86	4,652	3.50	-9.34%	
千綿地域	八反田郷	26	八反田	125.70	191	1.52	159	1.26	-16.75%
		27	東宿	3.53	44	12.46	36	10.20	-18.18%
	千綿宿郷	28	西宿	0.68	76	111.76	38	55.88	-50.00%
		29	東宿	148.40	412	2.78	344	2.32	-16.50%
	瀬戸郷	30	瀬戸	110.96	388	3.50	336	3.03	-13.40%
	駄地郷	31	駄地	85.96	524	6.10	396	4.61	-24.43%
	平似田郷	32	平似田	103.72	369	3.56	325	3.13	-11.92%
	木場郷	33	木場	67.20	205	3.05	175	2.60	-14.63%
		34	里	165.12	490	2.97	432	2.62	-11.84%
	里郷	35	里	17.44	59	3.38	51	2.92	-13.56%
計		-	828.71	2,758	3.33	2,292	2.77	-16.90%	
西部自然地域	小音琴郷	36	小音琴	121.49	0	-	0	-	-
		37	大音琴	149.84	15	0.10	15	0.10	0.00%
	口木田郷	38	口木田	104.40	4	0.04	4	0.04	0.00%
	蔵本郷	39	蔵本	26.31	0	-	0	-	-
	三根郷	40	山田	125.05	0	-	0	-	-
		41	飯盛	591.63	150	0.25	116	0.20	-22.67%
	川内郷	42	川内	145.08	30	0.21	30	0.21	0.00%
		43	法音寺	24.96	11	0.44	8	0.32	-27.27%
	菅無田郷	44	菅無田	6.66	3	0.45	2	0.30	-33.33%
	坂本郷	46	坂本	93.13	2	0.02	2	0.02	0.00%
計	-	1,388.55	215	0.15	177	0.13	-17.67%		
東部自然地域	菅無田郷	45	菅無田	198.98	8	0.04	5	0.03	-37.50%
	坂本郷	47	坂本	149.17	5	0.03	3	0.02	-40.00%
		48	中尾	189.33	100	0.53	91	0.48	-9.00%
	中尾郷	49	太ノ原	257.02	160	0.62	138	0.54	-13.75%
		50	太ノ浦	157.88	68	0.43	48	0.30	-29.41%
	太ノ浦郷	51	太ノ浦	548.83	0	-	0	-	-
		52	八反田	200.03	12	0.06	10	0.05	-16.67%
	千綿宿郷	53	東宿	39.05	3	0.08	2	0.05	-33.33%
	瀬戸郷	54	瀬戸	28.87	1	0.03	1	0.03	0.00%
	中岳郷	55	中岳	61.31	24	0.39	18	0.29	-25.00%
	平似田郷	56	平似田	84.63	12	0.14	10	0.12	-16.67%
	中岳郷	57	中岳	281.68	167	0.59	80	0.28	-52.10%
	遠目郷	58	遠目	697.63	58	0.08	50	0.07	-13.79%
蕪郷	59	蕪	534.91	112	0.21	85	0.16	-24.11%	
木場郷	60	木場	135.50	41	0.30	35	0.26	-14.63%	
一ツ石郷	61	一ツ石	312.63	28	0.09	24	0.08	-14.29%	
計	-	3,877.45	799	0.21	600	0.15	-24.91%		

※資料：e-Stat・統計地理情報システム・国勢調査小地域(丁目・字等)(JGD2011)・世界測地系平面直角座標系(shapefile)

2. 彼杵地域のまちづくり方針

(1) 地域の概況

- 彼杵地域の地域面積は1,330.29ha、令和2年国勢調査[※]人口は4,652人で、4地域の中で最も多く本町全体の6割を占めています。平成22年～令和2年までの10年間で地域全体の人口は479人減少し、率にして-9.34%となっています。地域全体の人口密度は3.50人/ha、浦・蔵本・橋ノ詰・金谷・本町地区の住宅地で人口密度が他地区に比べ高くなっています。
- 彼杵地域は、本町の都市計画区域[※]の概ね西半分にあたり、国道205号の沿道には商業・業務機能が点在しています。彼杵川の西側にあたる東町地区は、教育・文化・福祉機能、観光・交流機能など、多様な都市機能[※]が集積し、本町の中心生活拠点として機能しています。
- 赤木地区の丘陵地には、広域農道を主要なアクセス[※]道路とした町営赤木工業団地が整備され、工業振興の促進と雇用の創出・安定に寄与しています。
- 本地域には、役場庁舎の移転や商業施設の誘致、新たな工業地の形成など、新たな都市機能の集積が検討されています。
- 蔵本地区の北側や彼杵川右岸などには、県営圃場整備事業により基盤整備済みの農地が広がっています。また、赤木地区には、本町の特徴ある農業生産基盤となっている茶畑が広がっています。
- 本地域には、長崎自動車道東そのぎICがあり、国道205号・34号がこれに接続され、産業・観光面での自動車交通結節点となっています。このほか、県道彼杵停車場線、広域農道（大村湾グリーンロード）、町道、農林道等が地域内を走っています。
- 朝夕の交通渋滞が発生している国道205号の代替路や救急医療活動支援など、多くの機能を担う高規格道路[※]「東彼杵道路」も計画が進められています。
- 地域内にはJR大村線の彼杵駅が立地しており、公共交通ネットワークの骨格を形成しています。また、路線バスは空港を結ぶ西肥バスの特急バスと佐賀県武雄温泉駅を結ぶJR九州バス嬉野線が運行しています。
- 町内の南北軸の幹線として、町民の通勤や通学、買物等の日常生活での多様な移動を支える町営バスと、山間部から中心部への移動を担う交通として、町民の移動需要に応じた柔軟なサービスを提供するデマンド交通[※]を運行しています。また、町営バスセンターを結節点として山間部の公共交通空白地域[※]の補完をはじめとして、町民が便利に利用でき、かつ、持続性を高めていくための公共交通体系[※]の見直しに取り組んでいます。
- 地域内の住宅地や集落地は、概ね上水道給水区域内にあります。また、地域内の農業・漁業集落排水事業[※]と公共下水道[※]事業の整備事業も全て完了しています。
- 浦地区、金谷・本町地区などの既存住宅市街地では、路地状の狭隘な街路に木造家屋が密集する街区が見られ、火災時の避難路の確保や消防活動が困難な面が見受けられます。
- 災害時に迅速な避難行動が行われるよう、彼杵川や地域内の溜池には浸水想定区域が示された洪水ハザードマップ[※]が作成されています。
- 地域内の急峻な山や斜面が住宅地背後に迫る山間部には、人的被害を最小限にとどめるため、土砂災害ハザードマップが作成されています。

- 本地域には、かつて長崎街道*の宿場町として、また、平戸街道の起点として、彼杵宿が形成され、彼杵宿本陣跡など街道にまつわる歴史の面影が各所に残されています。
- 地域の海岸線には、大村湾県立公園が指定されており、海岸林や自然海岸が良好な景観資源となっています。また、東町地区には歴史公園彼杵の荘が整備されており、生涯学習の場と憩いの場を提供しています。

(2) 地域の主な課題

- 既存住宅地（集落内住宅地を含む）では、人口減少による管理不全な空き家や特定空家*等の増加が懸念されており、良好な居住環境*を維持する必要があります。
- 中心市街地*として役場庁舎の移転や商業施設の誘致など、住民の生活利便性の向上を目指して都市機能*の集約によるコンパクト・プラス・ネットワーク*の形成が求められています。
- 若年層の転出抑制や定住促進のため、新たな工業地の形成を検討する必要があります。
- 農地は、耕作放棄地*の増加を防ぐため、集約化などにより農地を保全する必要があります。
- 集落地では、空き家や荒地の増加、農作物の鳥獣被害が懸念されており、里地里山の再生を図る必要があります。また、水害や土砂災害の予防として、安全・安心へ向けた集落地の土地利用を図る必要があります。
- 高規格道路*「東彼杵道路」は、本町の産業や生活面での利便性の向上に寄与するため、早期の事業化に期待が寄せられています。
- 国道 205 号は、朝夕に交通渋滞が発生しており、その緩和対策が求められています。
- 町道は、幅員が狭隘な部分があり、拡幅改良や離合場所の整備など、住民の日常の生活利便性と安全性の確保が求められています。
- 今後も高齢者等の交通弱者の移動ニーズに 대응していくため、公共交通サービスの充実を図る必要があります。しかしながら、町営バスの利用者は年々減少し、1 便当たりの利用者数も僅かなため、輸送効率が低い実情があります。持続可能な公共交通体系*を確立するため、地域の輸送資源との役割分担など輸送効率性を高める必要があります、バランスの取れた交通体系を構築する必要があります。
- 公共交通を維持・活性化するため、既存町営バスの運行体系やデマンド交通*の運行要領の見直しを図り、自家用車に対して過度に依存しない、環境に優しく利便性の高い暮らしの実現が求められています。
- 上水道については、地域住民の飲料水の安定供給を進めるため、老朽化した施設の計画的な更新と管路の耐震化*が求められています。
- 下水道については、接続率の向上や施設の適切な維持管理を行い、公共水域の水質保全を図る必要があります。
- 木造家屋が密集する既存住宅市街地では、延焼防止や消防活動が困難な区域の解消が求められています。
- 洪水ハザードマップ*、溜池ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップを活用して、安全で迅速な避難が行われるよう、地域住民への周知徹底が必要です。

- 街道にまつわる歴史的資源の保全と観光資源としての整備・利活用が求められています。
- 大村湾県立公園内の海岸林や自然海岸について、美しい景観資源及び貴重な自然環境の資源として保全する必要があります。

(3) まちづくり方針

■彼杵地域の将来像

快適さと便利さと身近な自然★ 賑わいのある持続可能な中心拠点地域

①ゾーン別土地利用

●市街地ゾーン

- ㊦中心生活拠点に設定している蔵本郷の JR 大村線より南側の蔵本・本町地区及び彼杵宿郷の東町西側地区を走る国道 205 号の沿道地区は、道路交通の優位性を活かし、にぎわいのある商業・業務機能が集積する土地利用を図ります。
- ㊧国道 205 号沿いの彼杵川と「道の駅彼杵の荘」の間には、アンケート調査においても多くの意見が出された新たな商業施設誘致を進め、買い物や日常生活の利便性とにぎわいのある中心市街地*の形成を図ります。
- ㊨特に、彼杵宿郷の東町地区の西側エリアは、教育・文化・福祉機能（総合会館・教育センター分室図書室・歴史民俗資料館）、観光・交流機能（道の駅彼杵の荘・歴史公園彼杵の荘）など、多様な都市機能*が集積しており、これらの機能の維持と役場庁舎の移転や商業施設の誘致など新たな機能の集積誘導と交通ネットワークの充実により、中心市街地として住民の生活利便性の向上を目指し、地域交通計画等の各種関連計画を活用してコンパクト・プラス・ネットワーク*の形成へ向けた土地利用を図ります。
- ㊩事業検討が進む高規格道路*「東彼杵道路」の沿道に対して、道路の位置関係が決まる頃には、周辺の自然環境に配慮しつつ、沿道にふさわしい土地利用の検討を図ります。
- ㊪彼杵小学校南側に位置する彼杵宿郷の蔵本・本町・金谷地区の住宅地、歴史民俗資料館の南東側住宅地、彼杵川と国道 34 号の間に位置する住宅地は、長崎街道*沿いに日用品店舗や飲食店が点在しており、中心市街地に近接した住宅地として利便性の高い良好な居住環境*の形成を図ります。
- ㊫大村湾に面し、生活拠点に設定している浦地区の住宅地は、一部住宅跡地等の未利用地*が存在するとともに、エリアは海岸と鉄道・国道に挟まれ市街地の広がりが見られないため、現在の住宅地としての土地利用を維持し、良好な居住環境*の形成を図ります。
- ㊬大音琴地区の国道 205 号北側、蔵本地区の町道蔵本 2 号線沿い、三根郷の下三根地区や赤木地区などの既存住宅地（集落内住宅地を含む）は、空き家等の増加が懸念されるため、管理不全な空き家や特定空家*等の所有者に対して、空き家の管理や活用に向けた適切な助言や相談、定期的な管理を行う「空家等管理活用支援法人」を活用することにより、空き家の適正管理と住宅ストック*の有効活用を図ります。

●工業地ゾーン

- ㊦赤木地区の町営赤木工業団地では、公害の抑制、災害防止、交通安全等の確保、緑化の推進など、周辺の集落・農業環境や自然環境に配慮した良好な工業環境の保全を図ります。
- ㊧町営赤木工業団地南側及び彼杵中央圃場整備に指定する企業立地促進検討地では、若年層の転出抑制や定住促進のため、新たな工業地の形成を検討し、周辺の農業・集落環境や自然環境と調和した適切な土地利用を図るとともに、農村産業法や地域未来投資促進法等による民間事業者への支援策の活用をはじめ、本町の工場等設置奨励条例に基づく固定資産税の課税免除等の支援策を活用して企業誘致に努めます。

●農地・集落生活ゾーン

- ㊨企業立地促進検討地以外の優良農地*が広がるエリアでは、農地中間管理機構の活用による集約化、認定農業者や認定新規就農者の受け入れ促進などにより優良農地の保全を図ります。
- ㊩上述の地区の山側に位置する集落地や地域に点在する小規模集落地の既存住宅地においては、空き家の適正管理と住宅ストック*の有効活用を図るとともに、周辺の二次林や竹林の維持管理と鳥獣被害の解消を目指して、多様な施策を取り入れ、荒地を無くして里地里山の再生を図ります。
- ㊪西九州一の集団茶園を有している赤木地区の茶畑農地は、本町の特徴ある農業生産基盤となっており、日本一そのぎ茶のブランディングを進めつつ、販路拡大を図るとともに、農地中間管理機構の活用による集約化、認定農業者・認定新規就農者の受け入れ促進などにより、茶畑農地の保全を図ります。
- ㊫土砂災害特別警戒区域に指定されている区域内では、一定の開発行為*の制限や住宅の構造が規制されており、居住に適さない、あるいは移転の検討が必要なため、居住の条件を確認し、災害予防として安全・安心へ向けた集落地の土地利用を図ります。

②道路整備

●広域幹線道路

- ㊬長崎自動車道については、東そのぎ IC を活かし、新たな企業の立地や広域観光ルートの設定、農業生産物の流通などに必要不可欠な道路として、さらなる活用を図ります。
- ㊭本地域内に計画されている高規格道路*「東彼杵道路」については、交通渋滞が慢性化している国道 205 号の代替路、本町の産業振興、生活利便性向上、救急医療活動支援などの機能を担うため、早期の事業化が図られるよう、関係自治体と連携して強く要望していきます。また、国道 205 号の朝夕の渋滞について、その緩和対策についても引き続き国に対して要望していきます。

●補助幹線道路・生活道路

- ㊦法音寺地区を走る 1 級町道大野原高原線について、安全・快適な生活道路の形成及び企業立地促進に資するため、彼杵川を渡り広域農道と国道 34 号へ接続する 2 つの未整備区間の改良整備を行い、地域住民の日常の生活利便性の向上を図ります。
- ㊧その他町道赤木幹線について、東そご IC 付近の未整備区間の拡幅改良整備を行い、地域住民の日常の生活利便性の向上を図ります。
- ㊨口木田地区の海岸に沿って走るその他町道西部線(2)について、通学路の安全確保等のため、生活道路としての改良整備を進めます。
- ㊩彼杵川と国道 34 号に挟まれた石町地区への地区内バイパス道路の整備を検討します。

③公共交通整備

- ㊰町営バスについては、地域公共交通計画に基づく町民の通勤や通学、買物等の日常生活での多様な移動を支えるため、公共交通としての機能充実を図ります。
- ㊱JR 彼杵駅は、町外への移動や観光客等が訪れる本町の玄関口となっており、駅を中心としたにぎわいづくりを念頭に、バス待合所や休憩施設の整備など、アクセス*環境の強化や拠点性強化に取り組み、交通結節機能*を高めます。

④公園・緑地整備

- ㊲東町地区に整備されている生涯学習の場と憩いの場を提供する歴史公園彼杵の荘については、効率的・効果的な管理運営を図るため、指定管理者制度*の導入など、民間活力の活用について検討します。
- ㊳浦・口木田地区や東町地区の海岸沿いに指定されている大村湾県立公園内の海岸林や自然海岸は、本町の豊かで貴重な自然環境としてその保全を図ります。

⑤上・下水道整備

- ㊴本地域の住宅地や集落地は、概ね上水道給水区域内にあり、今後は老朽管や浄水場施設の計画的な改修・更新と地震等の災害に備えて基幹管路の耐震化*を図ります。
- ㊵小音琴、口木田及び大音琴地区の西部地区農業集落排水事業*、浦地区の漁業集落排水事業*、本地域内の公共下水道*事業東彼杵処理区については、全て整備事業は完了しており、今後は下水道への接続推進、施設の適切な維持管理、老朽化した施設の改築更新を行い、公共水域の水質保全を図ります。
- ㊶本地域の下水道計画区域外では、浄化槽*設置費用や維持管理費に対する補助金交付などの取り組みを進め、汚水処理人口普及率の向上による河川・水路や大村湾等の公共水域の水質保全を図ります。

⑥その他の都市施設*整備

- ㊷役場庁舎については、彼杵児童体育館敷地を新たな移設計画地として、バリアフリー*対応、来庁者へのサービス最適化とともに、災害時には災害対策拠点機能や避難所機能等を有した防災拠点としての役割を果たせるよう、新庁舎の整備を推進します。

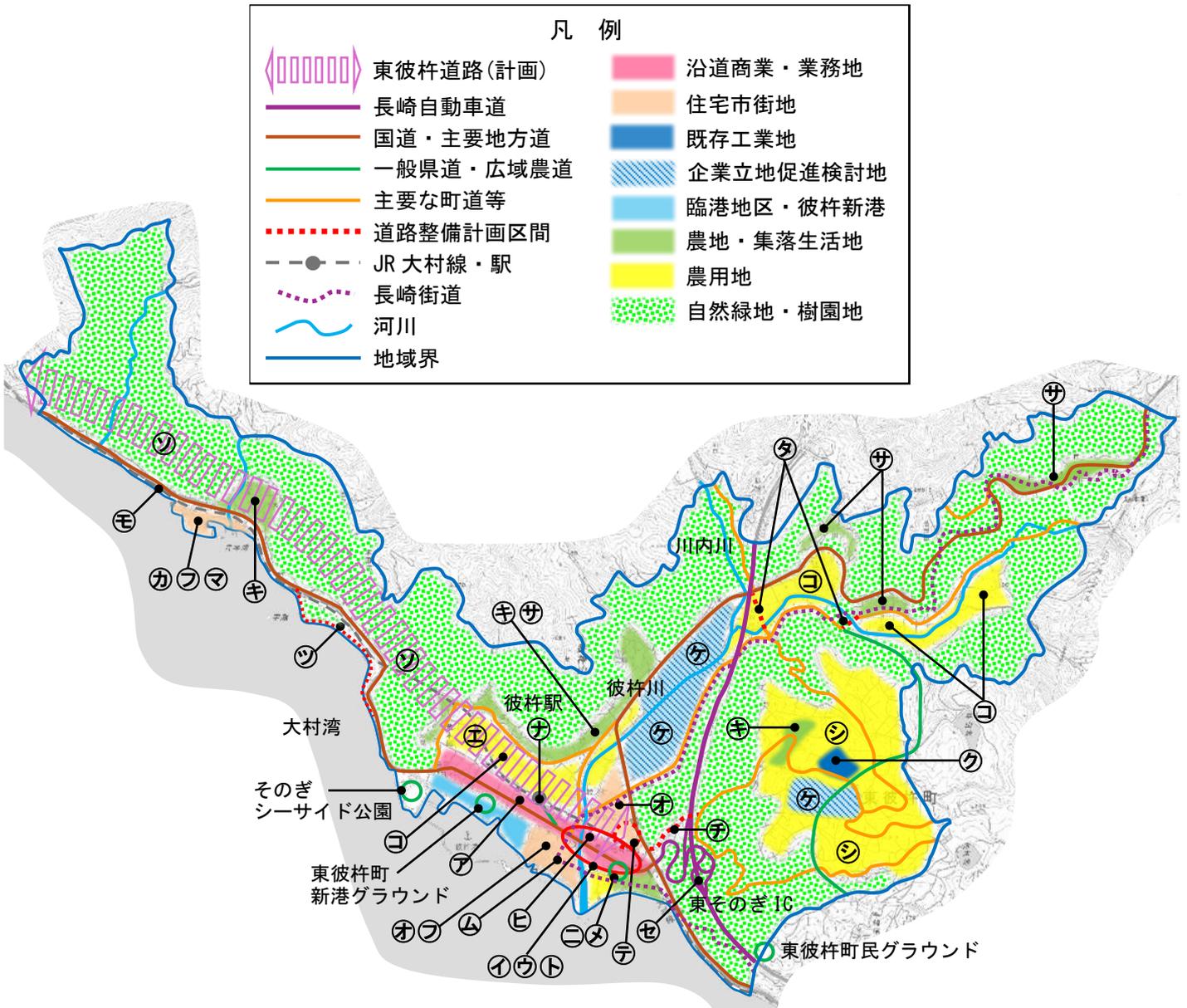
⑦安全安心なまちづくり

- ㉞路地状の狭隘な街路に木造家屋が密集する浦地区、金谷・本町地区などの住宅市街地では、建築物の不燃化・耐震化*の促進、空き家・老朽家屋の解消、地域の状況を考慮した狭小道路の部分的な拡幅などにより、延焼しにくい街区形成や避難路の確保及び消防活動困難区域の解消を図ります。
- ㉟本地域の中央部を流れる彼杵川及び平山溜池や赤木溜池などの地域内溜池においては、ハザードマップ*を活用して、浸水が予想される区域や到達時間、最大水深、歩行困難度の確認など、安全で迅速な避難が行われるよう地域住民への周知徹底を図ります。
- ㊱土砂災害から町民の生命と財産を守るため、土砂災害ハザードマップを活用して、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進などの対策について地域住民への周知徹底を図ります。
- ㊲海岸と鉄道に挟まれた浦地区は、国道への接続が JR 大村線を跨ぐ跨線橋 1 箇所しかないこと、住宅地内道路と国道との高低差が大きいことなどから、防災上の避難経路に関して問題があるため、災害の種別によっては海上を利用するなどの避難方法を検討します。

⑧景観形成

- ㉓本地域には、本町の玄関口に近く主要な公共施設が集積する東町地区の歴史公園彼杵の荘周辺、赤木地区の広大な茶畑の景観、大村湾への良好な眺望スポット、長崎街道*筋の歴史的景観など、本町を代表する景観資源が点在しており、地区住民や関係者などとの協議・合意形成を図りつつ、「重点景観形成地区」を順次指定し、地区ごとにきめ細かいルールづくりなどを検討し、重点的に良好な景観の形成を進めます。
- ㉔本地域を通る長崎街道の沿道では、彼杵宿本陣跡や元禄船着場跡地、俵坂籠立場跡など、沿道に点在する史跡等の保全や民地も含めた沿道の緑化、一部当時の街道筋の面影が残る民家の再生、電線の地中化などにより、可能な部分から歴史的なまちなみ景観の形成へ向けた検討を進めます。
- ㉕長崎県まちづくり景観資産登録制度に登録されている旧岳中家住宅の建造物について、今後も指定管理者制度*等による一般公開や維持・管理など、民間活力を活用した施設の保全と利活用を図ります。
- ㉖海岸沿いを走る国道 205 号の沿道及び JR 大村線の沿線においては、大村湾への眺望や美しい海岸線の景観を損なわないよう、眺望景観の保全を図ります。

■ 彼杵地域の主なまちづくり方針位置図



※まちづくり方針の各項目のうち、⊗・⊕：土砂災害警戒区域、⊙：大村湾県立公園内の海岸林・自然海岸、⊕：上水道給水区域、⊗：下水道整備区域、⊖：下水道整備区域外、⊙：溜池、⊙：景観資源については、多くの区域数及び広範囲となり表現に限界があるため、本位置図において非表記としている。このため、位置等については、東彼杵町ハザードマップや本報告書 P26 の「◆主な法適用分布図」、P35 の「◆下水処理施設の現況」及び P37 の「◆上水道現況図」をそれぞれ参照するものとする。

3. 千綿地域のまちづくり方針

(1) 地域の概況

- 千綿地域の地域面積は 828.71ha、令和 2 年国勢調査*人口は 2,292 人で、本町全体の約 3 割を占めています。平成 22 年～令和 2 年までの 10 年間で地域全体の人口は 466 人減少し、率にして-16.9%となっています。地域全体の人口密度は 2.77 人/ha、千綿宿郷の西宿・東宿地区の住宅地で人口密度が高くなっています。
- 千綿地域は、本町の都市計画区域*の概ね東半分にあたり、海岸に沿って JR 大村線や国道 34 号が走っています。国道 34 号より陸地側の大半は、概ね緩やかな丘陵地が広がり、棚田や段々畑が広がっています。平坦地は、千綿小学校や河川沿いの水田に見られる程度となっています。
- 千綿宿郷の西宿・東宿地区の長崎街道*沿いの既存住宅地は、かつての街道宿場町として比較的住宅が密集しています。また、千綿駅周辺の既存住宅地は、周辺を棚田や段々畑に囲まれ、それぞれを生活拠点に設定しています。
- 八反田地区には、長崎県営工業団地「東そのぎグリーンテクノパーク」が整備されており、本町の工業振興促進と雇用の創出・安定に寄与しています。
- 里地区には、大村湾を見下ろす形で江ノ串の棚田が広がり、良好な眺望景観となっています。瀬戸・駄地・平似田・木場の各地区の丘陵地にも棚田や茶畑が広がり、これらの農地に囲まれて集落地が点在しています。
- 地域内には、国道 34 号、県道千綿溪線、広域農道（大村湾グリーンロード）、町道、農道等が走っています。国道 34 号は、大村湾の海岸沿いを走り、県道千綿溪線は龍頭泉へのアクセス*道路となっています。
- 駄地・平似田地区には、JR 大村線千綿駅が立地しており、駅のホームからは美しい大村湾を一望でき、レトロな木造駅舎が観光スポットとなっています。
- 地域内には、海岸沿いの国道 34 号を走る町営バスの千綿線と内陸部の丘陵地を走る東部循環線が運行しています。
- 里地区には、江の串川の河川を利用した河川公園「やすらぎの里」が整備されており、周辺には 2 つの滝や溪谷の森が見られるなど、健全な保養、休養及びレクリエーションの場を提供する自然豊かな公園となっています。また、広場には「東彼杵みんなのクジラパーク」を開設しています。
- 地域内の海岸と江の串川周辺には、大村湾県立公園が指定されており、海岸林や自然海岸及び溪谷等が貴重な自然環境となっています。
- 地域内の住宅地や集落地は、概ね上水道給水区域内にあります。また、公共下水道*事業の整備事業も全て完了しています。
- 西宿・東宿地区の既存住宅地では、路地状の狭隘な街路に木造家屋が密集する街区が見られ、火災時の避難路の確保や消防活動が困難な面が見受けられます。
- 災害時に迅速な避難行動が行われるよう、地域内の溜池には浸水想定区域が示されたハザードマップ*が作成されています。

- 地域内の急峻な山や斜面が住宅地背後に迫る山間部には、人的被害を最小限にとどめるため、土砂災害ハザードマップ*が作成されています。
- 本地域には、かつて長崎街道*の宿場町として千綿宿が形成され、街道にまつわる歴史の面影が各所に残されています。
- 大村湾県立公園内の海岸林や自然海岸について、美しい景観資源及び貴重な自然環境の資源として保全する必要があります。

(2) 地域の主な課題

- 既存住宅地（集落内住宅地を含む）では、人口減少による管理不全な空き家や特定空家*等の増加が懸念されており、良好な居住環境*を維持する必要があります。
- 各地区の棚田や茶畑は、農地の集約化や鳥獣被害の解消等により、耕作放棄地*の増加を防ぐなど農地を保全する必要があります。また、集落地の空き家や荒地、周辺の二次林の管理など、良好な里地里山の保全が求められています。
- 水害や土砂災害の予防として、安全・安心へ向けた集落地の土地利用を図る必要があります。
- 町道には、幅員が狭隘な部分があり、拡幅改良や離合場所の整備など、住民の日常の生活利便性と安全性の確保が求められています。
- JR 千綿駅については、交通結節点として地域住民や観光客の交通利便性の向上が求められています。
- 今後も高齢者等の交通弱者の移動ニーズに 대응していくため、公共交通サービスの充実を図る必要があります。しかしながら、町営バスの利用者は年々減少し、1 便当たりの利用者数も僅かなため、輸送効率が低い実情があります。持続可能な公共交通体系*を確立するため、地域の輸送資源との役割分担など輸送効率性を高める必要があり、バランスの取れた交通体系を構築する必要があります。
- 公共交通を維持・活性化するため、既存町営バスの運行体系やデマンド交通*の運行要領の見直しを図り、自家用車に対して過度に依存しない、環境に優しく利便性の高い暮らしの実現が求められています。
- 河川公園「やすらぎの里」は、バリアフリー*トイレなどユニバーサルデザイン*手法を取り入れた施設整備と遊具の安全性を確保する必要があります。
- 大村湾県立公園内の貴重な自然環境を保全する必要があります。
- 木造家屋が密集する既存住宅地では、延焼防止や消防活動が困難な区域の解消が求められています。
- 街道にまつわる歴史的資源の保全と観光資源としての整備・利活用が求められています。

(3) まちづくり方針

■千綿地域の将来像

街道宿場町と美しい農業集落環境の保全★ 豊かな暮らしを育む生活拠点地域

①ゾーン別土地利用

●市街地ゾーン

- ㊦生活拠点に設定している千綿宿郷西宿・東宿地区の住宅地は、漁港や千綿川河口と国道・鉄道に囲まれるなどの特性から、市街地の広がりが見られないため、現在の住宅地としての土地利用を維持し、空き家の適正管理と住宅ストック^{*}の有効活用により、良好な居住環境^{*}の形成を図ります。
- ㊧生活拠点に設定している JR 千綿駅周辺の住宅地は、海岸線からすぐの丘陵地斜面に立地しており、その周辺は棚田や段々畑に囲まれ市街地の広がりが見られないため、現在の住宅地としての土地利用を維持し、良好な居住環境^{*}の形成を図ります。
- ㊨地域内の集落を含む既存の住宅地は、増加することが想定される空き家等の活用を促進するため、管理不全な空き家や特定空家^{*}等の所有者への適切な助言や指導の実施、また、所有者と利用希望者をマッチングする仕組みを構築するなど、空き家の適正管理と住宅ストックの有効活用を進めます。

●工業地ゾーン

- ㊩八反田地区の長崎県営工業団地「東そのぎグリーンテクノパーク」が立地する既存工業地については、公害の抑制、災害防止、交通安全等の確保、緑化の推進など、周辺の集落・農業環境や自然環境に配慮した良好な工業環境の保全を図ります。

●農地・集落生活ゾーン

- ㊪江ノ串の棚田をはじめとして、瀬戸・駄地・平似田・木場・里の各地区の丘陵地に広がる棚田や茶畑に囲まれた集落地の既存住宅地は、空き家の適正管理と住宅ストックの有効活用を図るとともに、周辺の二次林や竹林の維持管理と鳥獣被害の解消を目指して、多様な施策を取り入れ、農地の荒地を無くして里地里山の再生を図ります。また、農地においては、農業経営の効率化や安定化・高収益化、有害鳥獣被害^{*}の解消等に資する支援策を活用し、生産効率の向上を図ります。
- ㊫土砂災害特別警戒区域に指定されている区域内では、一定の開発行為^{*}の制限や住宅の構造が規制されており、居住に適さない、あるいは移転の検討が必要なため、居住の条件を確認し、災害予防として安全・安心へ向けた集落地の土地利用を図ります。

②道路整備

●補助幹線道路・生活道路

㊦駄地地区北部を走る2級町道中岳幹線は、住民生活に身近な施設へのアクセス[※]等の機能強化及び通学路などの安全確保のため、生活道路としての改良整備を進めます。

③公共交通整備

㊧JR千綿駅は、町外への移動や木造駅舎と大村湾の眺望が織りなす観光スポットとなっており、駅を中心としたにぎわいづくりを念頭に、バス待合所や休憩施設の整備など、アクセス[※]環境の強化や拠点性強化に取り組み、交通結節機能[※]を高めます。

㊨公共交通を維持・活性化するため、既存町営バスの運行体系やデマンド交通[※]の運行要領の見直しを図り、山間部から中心部への移動を担う交通として、町民の移動需要に応じた柔軟なサービスを提供します。

④公園・緑地整備

㊩自然交流拠点に設定しており、周辺に大樽・小樽の滝を見る江の串川沿いの自然豊かな河川公園「やすらぎの里」では、公園内の「東彼杵みんなのクジラパーク」に設置されているインクルーシブ遊具等の老朽化対策や安全点検を実施します。また、高齢者・障害者、乳幼児連れの女性等を含む全ての人に使いやすいバリアフリー[※]トイレの整備、歩道のバリアフリー化など、ユニバーサルデザイン[※]手法を取り入れた施設整備を図ります。

㊪本地域の海岸沿いと江の串川周辺に指定されている大村湾県立公園内の海岸林・自然海岸や森林・溪谷は、本町の豊かで貴重な自然環境としてその保全を図ります。

⑤上・下水道整備

㊫本地域の住宅地や集落地は、概ね上水道給水区域にあり、今後は老朽管や浄水場施設の計画的な改修・更新と地震等の災害に備えて基幹管路の耐震化[※]を図ります。

㊬八反田地区、西宿・東宿地区の公共下水道[※]事業東彼杵処理区については、全て整備事業は完了しており、今後は下水道への接続推進、施設の適切な維持管理、老朽化した施設の改築更新を行い、公共水域の水質保全を図ります。

㊭本地域の下水道計画区域外では、浄化槽[※]設置費用や維持管理費に対する補助金交付などの取り組みを進め、汚水処理人口普及率の向上による河川・水路や大村湾等の公共水域の水質保全を図ります。

⑥安全安心なまちづくり

㊮路地状の狭隘な街路に木造家屋が密集する千綿宿郷の西宿・東宿地区などの住宅市街地では、建築物の不燃化・耐震化の促進、空き家・老朽家屋の解消、地域の状況を考慮した狭小道路の部分的な拡幅などにより、延焼しにくい街区形成や避難路及び消防活動困難区域の解消を図ります。

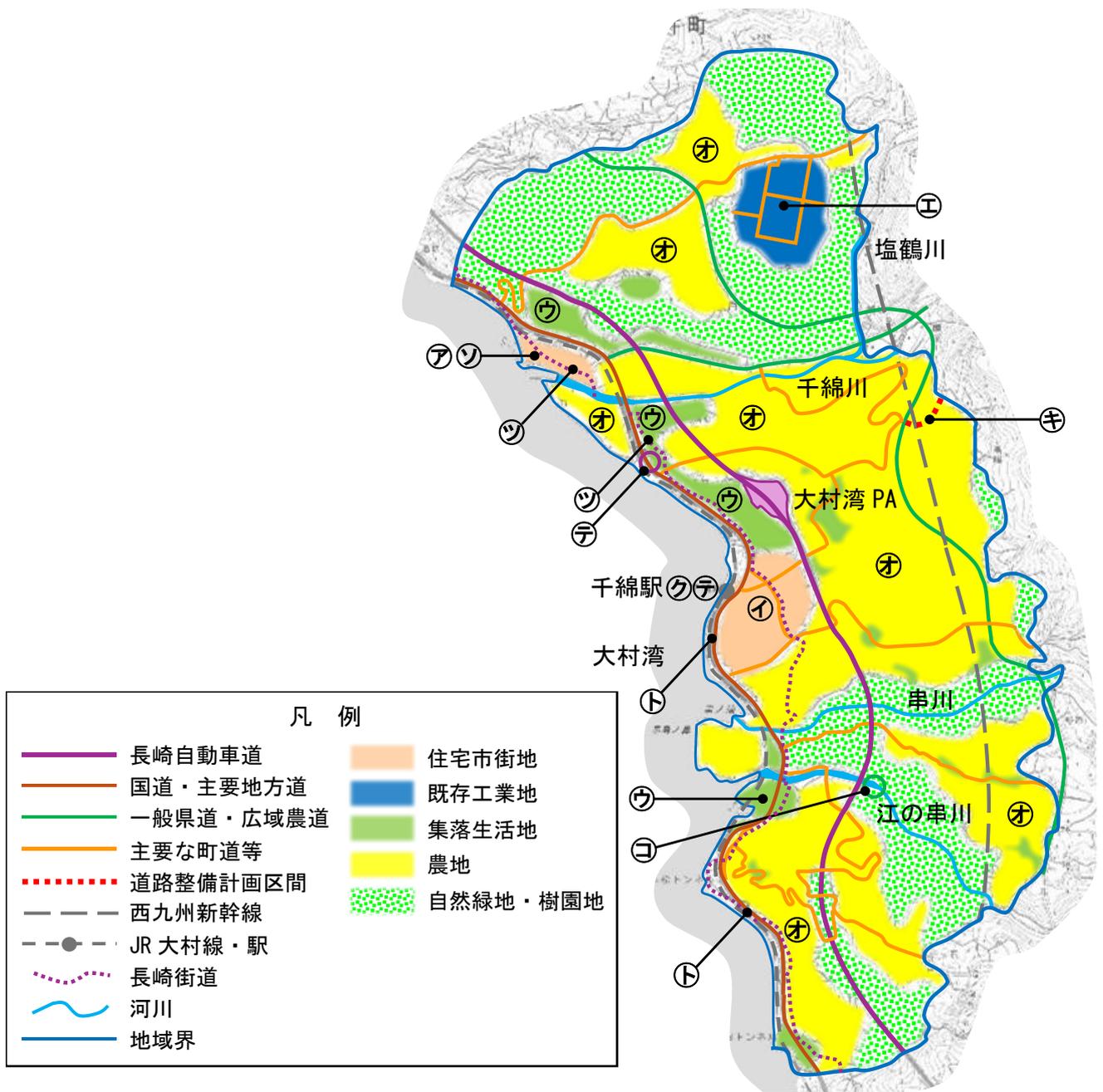
㊯鹿ノ丸溜池や中池・三井木場溜池などの地域内溜池においては、ハザードマップ[※]を活用して、浸水が予想される区域や到達時間、最大水深、歩行困難度の確認など、安全で迅速な避難が行われるよう地域住民への周知徹底を図ります。

- ㊦土砂災害から町民の生命と財産を守るため、土砂災害ハザードマップを活用して、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進などの対策について地域住民への周知徹底を図ります。

㊦景観形成

- ㊦本地域を通る長崎街道^{*}の沿道やその周辺では、荘屋公園、キリシタン墓碑、六地藏・千部塔など、点在する史跡等の保全や民地も含めた沿道の緑化など可能な部分から歴史的なまちなみ景観の形成へ向けた検討を進めます。
- ㊦長崎県まちづくり景観資産登録制度に登録されている千綿駅や旧千綿村農協米倉庫の建造物について、今後も指定管理者制度^{*}等による一般公開や維持・管理など、民間活力を活用した施設の保全と利活用を図ります。
- ㊦海岸沿いを走る国道 34 号の沿道及び JR 大村線の沿線においては、大村湾への眺望や美しい海岸線の景観を損なわないよう、眺望景観の保全を図ります。

■千綿地域の主なまちづくり方針位置図



※まちづくり方針の各項目のうち、㊦・㊧：土砂災害警戒区域、㊨：公共交通、㊩：大村湾県立公園内の海岸林・自然海岸、㊪：上水道給水区域、㊫：下水道整備区域、㊬：下水道整備区域外、㊭：溜池については、多くの区域数及び広範囲となり表現に限界があるため、本位置図において非表記としている。このため、位置等については、東彼杵町ハザードマップや本報告書 P26 の「◆主な法適用分布図」、P35 の「◆下水処理施設の現況」及び P37 の「◆上水道現況図」をそれぞれ参照するものとする。

4. 西部自然地域のまちづくり方針

(1) 地域の概況

- 西部自然地域の地域面積は1,388.55ha、令和2年国勢調査^{*}人口は全体の僅か2.3%に相当する177人で、4地域の中で最も人口が少ない地域です。平成22年～令和2年までの10年間で地域全体の人口は38人減少し、率にして-17.67%となっています。地域全体の人口密度は0.13人/haとなっており、主に飯盛・川内地区の集落に住宅が点在しています。
- 西部自然地域は地域の大部分を森林で占め、飯盛・坂本地区に保安林が指定されています。また、集落に近く標高の低い傾斜が緩やかな山地は、ミカン園等の果樹園として利用しています。
- 飯盛地区の川内川沿いには、比較的緩やかな棚田で水稻が栽培されており、水稻以外では肉用牛・茶・アスパラガスを中心とした農作物を栽培しています。さらに上流では、小音琴川・大音琴川上流域の棚田と同様に、高低差の大きな棚田となり、奥行が狭小となって耕作放棄地^{*}も比較的多くみられます。
- 地域内の農道は、農業生産の向上、集落間を結ぶ生活道路などの重要な役割を担っています。
- 林道は、森林所有者や森林組合等が森林施業などに利用するほか、登山や森林浴、水汲み等の目的で地域住民や登山客等にも利用されています。
- 地域は、デマンド交通^{*}の運行エリアになっています。
- 飯盛地区の集落地は、概ね上水道給水区域内にあります。下水道については、下水道計画区域外となっています。
- 災害時に迅速な避難行動が行われるよう、地域内の川内川や溜池には、浸水想定区域が示された洪水ハザードマップ^{*}が作成されています。また、急峻な山や斜面が住宅地背後に迫る地区には、人的被害を最小限にとどめるため、土砂災害ハザードマップが作成されています。
- 本地域の森林は、棚田風景や里地里山風景の背景となるやまなみ景観となっています。

(2) 地域の主な課題

- 点在する集落内住宅地では、人口減少による管理不全な空き家や特定空き家^{*}等の増加が懸念されており、良好な居住環境^{*}を維持する必要があります。
- 地域内の農地については、農業施策を活用した生産効率の向上等により、耕作放棄地の増加を防ぐ必要があります。
- 森林の持つ公益的機能が発揮できるよう、地域内の保安林を保全するとともに、保安林以外の森林は、安定した生産性を保つため、施業環境の維持が求められています。
- 水害や土砂災害の予防として、安全・安心へ向けた集落地の土地利用を図る必要があります。
- 農道は、農業や生活環境を健全に保全するため、適切な維持管理を行い、農道の長寿命化^{*}を図る必要があります。
- 林道は、間伐・枝打等の保育管理や木材搬出等の効率的な施業を確保するため、利便性及び安全性の向上を図る必要があります。

- 今後も高齢者等の交通弱者の移動ニーズに对应していくため、公共交通サービスの充実を図る必要があります。しかしながら、町営バスの利用者は年々減少し、1 便当たりの利用者数も僅かなため、輸送効率が低い実情があります。持続可能な公共交通体系^{*}を確立するため、地域の輸送資源との役割分担など輸送効率性を高める必要があり、バランスの取れた交通体系を構築する必要があります。
- 公共交通を維持・活性化するため、既存町営バスの運行体系やデマンド交通^{*}の運行要領の見直しを図り、自家用車に対して過度に依存しない、環境に優しく利便性の高い暮らしの実現が求められています。
- 浄化槽^{*}設置促進に資する補助金交付などの取り組みを進め、汚水処理人口普及率を向上させ、公共水域の水質保全を図る必要があります。
- 洪水ハザードマップ^{*}、溜池ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップを活用して、安全で迅速な避難が行われるよう、地域住民への周知徹底が必要です。
- 景観資源の背景となる豊かな森林について、その保全を図る必要があります。

(3) まちづくり方針

■西部自然地域の将来像

豊かな森林とやまなみ景観の保全★

未来へつながり子どもたちへ残す自然地域

①ゾーン別土地利用

●農地・集落生活ゾーン

- ㊦大音琴・飯盛地区において、河川上流域に沿って山地が迫り、区画が狭小で耕作条件が不利な農地については、農業経営の効率化や安定化・高収益化、有害鳥獣被害^{*}の解消等に資する支援策を活用して生産効率の向上を図り、中山間地域の耕作放棄地^{*}の増加を防ぎます。
- ㊧土砂災害特別警戒区域に指定されている区域内では、一定の開発行為^{*}の制限や住宅の構造が規制されており、居住に適さない、あるいは移転の検討が必要なため、居住の条件を確認し、災害予防として安全・安心へ向けた集落地の土地利用を図ります。

●自然緑地ゾーン

- ㊨飯盛・坂本地区にややまとまって指定されている保安林は、落石防止、土砂流出・崩壊防備、保健、干害防備、良好な景観確保等の公益的機能を持ち、本町の災害防備に役立っているため、必要な施業を計画的に行い、これらの機能の維持・確保を図ります。
- ㊩森林の持つ多面的機能を維持し、安定した生産性が保てるよう、施業面積拡大や間伐を計画的に行い施業環境の維持を図るとともに、放置竹林や里地里山整備に取り組む地域活動を支援し、自然環境の保全と適正な活用を図ります。

②道路整備

●農道・林道

- ㊦農道は、舗装の更新や橋梁点検、部分的な改良や改修など、適切な維持管理を行い、長寿命化*を図ります。また、林道については、間伐・枝打等の保育管理や木材搬出等の効率的な施業を確保し、森林の整備推進を図ります。

③公共交通整備

- ㊧公共交通を維持・活性化するため、既存町営バスの運行体系やデマンド交通*の運行要領の見直しを図り、山間部から中心部への移動を担う交通として、町民の移動需要に応じた柔軟なサービスを提供します。

④上・下水道整備

- ㊨本地域の飯盛地区の集落地は、概ね上水道給水区域にあり、今後は老朽管の計画的な改修・更新と地震等の災害に備えて基幹管路の耐震化*を図ります。
- ㊩本地域は、下水道計画区域外となっており、浄化槽*設置費用や維持管理費に対する補助金交付などの取り組みを進め、汚水処理人口普及率の向上による河川・水路等の公共水域の水質保全を図ります。

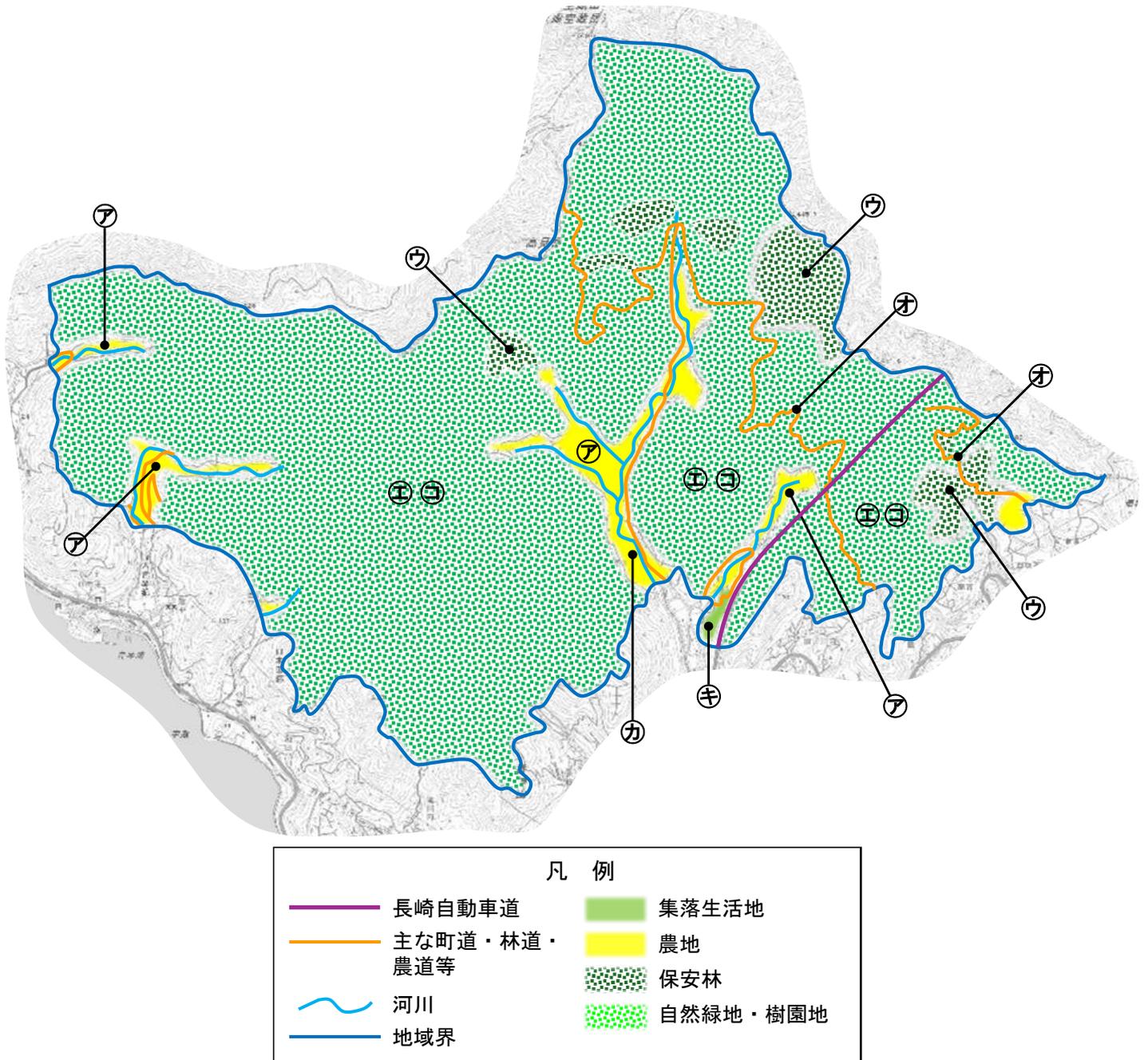
⑤安全安心なまちづくり

- ㊪土砂災害から町民の生命と財産を守るため、土砂災害ハザードマップ*を活用して、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進などの対策について地域住民への周知徹底を図ります。

⑥景観形成

- ㊫本地域の森林は、山間部の棚田や茶園等の特色ある農地や里地里山の背景となるやまなみ背景観となっており、無計画な伐採を避け落葉広葉樹林の育成など、四季折々の豊かな表情を見せる森林の保全を図ります。

■西部自然地域の主なまちづくり方針位置図



※まちづくり方針の各項目のうち、㉑・㉒：土砂災害警戒区域、㉓：下水道整備区域外については、多くの区域数及び地域全体が該当するなど表現に限界があるため、本位置図において非表記としている。このため、位置等については、東彼杵町ハザードマップやP35の「◆下水処理施設の現況」をそれぞれ参照するものとする。

5. 東部自然地域のまちづくり方針

(1) 地域の概況

- 東部自然地域の地域面積は4地域のうち最も広く3,877.45haとなっています。令和2年国勢調査*人口は、全体の7.8%に相当する600人となっています。平成22年～令和2年までの10年間で地域全体の人口は199人減少し、率にして-24.91%となり、4地域で最も減少率が高くなっています。地域全体の人口密度は、広大な大野原高原の陸上自衛隊大野原演習場の立地、地域東部の広大な保安林などを擁していることなどから0.15人/haとなっています。地区別に人口を見ると、太ノ原・中尾・蕪・中岳の各地区の集落で比較的人口が多くなっています。
- 彼杵川・千綿川の上流域や塩鶴川に沿って区画が狭小な農地が続き、これらの農地の中には、機械が入りにくい耕作困難な農地もあり、担い手への集約が見込めず耕作放棄地*が増加しています。
- 木場・蕪・中岳地区の傾斜地には、比較的緩やかな棚田が広がり、イチゴ・肉用牛・水稻・茶などを中心とした栽培が行われており、これまでに農業改善事業により11.3haの農地が集約整備されています。
- 中尾・太ノ原地区の傾斜地に広がる農地は、茶を中心とした栽培を行っており、日本一そのぎ茶のブランドで農林水産大臣賞を4年連続受賞するなど、産地として飛躍的な成長を遂げています。また、当該地区は、棚田・茶畑、森林に囲まれて住宅地がややまとまった形で集落を形成しています。一方、蕪・中岳地区は、農地の合間に点在する形で、住宅地が形成されています。
- 約600haの広大な草原が広がる大野原高原には、隣接する嬉野市にまたがって陸上自衛隊大野原演習場が立地し、演習の合間に山菜取りやハイキングを楽しむことができます。また、毎年地元住民と自衛隊員の管理の下で行われる野焼きにより草原環境が保たれ、草原性の希少な動植物の生息・生育空間として生物多様性の保全上重要な「長崎県重要里地里山」に選定されています。
- 中尾・太ノ原地区、八反田・太ノ浦地区、遠目・蕪地区には、落石防止、土砂流出・崩壊防備、保健、干害防備、良好な景観確保等の公益的機能を持つ保安林が広く指定されています。
- 県道千綿溪線と林道龍頭泉線は、龍頭泉へのアクセス*道路であるとともに、道路と並行して流れる千綿川の周辺は、滝や淵など良好な溪谷美を魅せています。
- 森林や中山間地域の農地が多い本地域において、自動車での移動が主な交通手段となっており、農道・林道は生産活動や生活面に重要な役割を担っています。
- 地域は、デマンド交通*の運行エリアとなっています。
- 本地域には、多良岳県立公園が指定されており、自然交流拠点に設定している龍頭泉をはじめ、千綿川上流の滝・淵や緑地、溜池、武留路山など、自然豊かな休養・観光・景観資源が存在しています。

- 地域内の集落地は、概ね上水道給水区域内にあります。また、下水道についても、中尾地区の農業集落排水事業*の整備事業は全て完了し、水洗化率も 100%となっています。これ以外の地区では、下水道計画区域外となっています。
- 災害時に迅速な避難行動が行われるよう、地域内の溜池には浸水想定区域が示されたハザードマップ*が作成されています。
- 地域内の急峻な山や斜面が住宅地背後に迫る山間部には、人的被害を最小限にとどめるため、土砂災害ハザードマップが作成されています。
- 自然交流拠点に設定している龍頭泉をはじめとして、千綿川上流域には玉簾の滝・霧降の滝、白木淵などがあり、周辺の森林とともに渓谷特有の景観資源となっています。

(2) 地域の主な課題

- 農業者の高齢化、後継者不足、有害鳥獣被害*等により、耕作放棄地*が増加しています。特に、急傾斜地や狭地など機械が入りにくい耕作困難な農地では、担い手への集約が進まず耕作放棄地が増加しており、農業施策を活用した新たな農地の受け手の確保などにより、農地を保全する必要があります。また、集落地の空き家や荒地、周辺の二次林の管理など、良好な里地里山の保全が求められています。
- 集約整備された農地においては、優良農地*の保全へ向けて、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進する必要があります。
- 水害や土砂災害の予防として、安全・安心へ向けた集落地の土地利用を図る必要があります。
- 広大な大野原高原は、希少な動植物の生息・生育空間として草原環境の保全を図ります。
- 森林の持つ公益的機能が発揮できるよう、地域内の保安林を保全するとともに、保安林以外の森林は、安定した生産性を保つため、施業環境の維持が求められています。
- 県道千綿溪線は、龍頭泉への重要なアクセス*道路となっており、県道終点から龍頭泉駐車場までの林道龍頭泉線も含めて、拡幅改良や離合箇所整備等による安全性の確保を図る必要があります。
- 農道・林道は、生産・生活面で重要な役割を発揮するため、計画的で効率的な点検・維持補修および整備を推進し、持続的に車両の安全な通行を確保する必要があります。
- 多良岳県立公園内の自然環境について、適正な保全と施設整備による利活用が求められています。
- 公共交通を維持・活性化するため、デマンド交通*の運行要領の見直しを図り、自家用車に対して過度に依存しない、環境に優しく利便性の高い暮らしの実現が求められています。
- 中尾地区の農業集落排水事業*区域において、今後は老朽化した施設の改築更新により、公共水域の水質保全を図る必要があります。
- 下水道計画区域外では、浄化槽*設置促進に資する取り組みを進め、汚水処理人口普及率を向上させ、公共水域の水質保全を図る必要があります。
- 溜池ハザードマップや土砂災害ハザードマップを活用して、安全で迅速な避難が行われるよう、地域住民への周知徹底が必要です。
- 龍頭泉をはじめとして、千綿川上流域にある渓谷特有の景観資源を保全する必要があります。

(3) まちづくり方針

■東部自然地域の将来像

日本一そのぎ茶の茶畑と棚田の保全★ 豊かで美しい里地里山を育む自然共生地域

①ゾーン別土地利用

●農地・集落生活ゾーン

- ㊦ 彼杵川・千綿川の上流域や塩鶴川に沿った農地は、山地が迫り農地の区画が狭小で耕作条件が不利な農地が多いため、農業経営の効率化や安定化・高収益化、有害鳥獣被害^{*}の解消等に資する支援策を活用して生産効率の向上を図り、中山間地域の耕作放棄地^{*}の増加を防ぎます。
- ㊧ 木場・蕪・中岳地区の棚田については、急傾斜地や狭隘地など機械が入りにくい耕作困難な農地を除き、農地中間管理機構を活用した中心経営体への集約を図るとともに、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進します。
- ㊨ 中尾・太ノ原地区の比較的緩やかな傾斜地に広がる茶畑は、近年産地として飛躍的な成長を遂げており、日本一そのぎ茶のブランディングを進めつつ、販路拡大を図るとともに、茶園農地利用については、農地中間管理機構を活用して中心経営体への集約を図ります。
- ㊩ 中尾・太ノ原地区の集落地や地域内に点在する小規模集落地の既存住宅地は、空き家の適正管理と住宅ストック^{*}の有効活用を図るとともに、周辺の二次林や竹林の維持管理と鳥獣被害の解消を目指して、多様な施策を取り入れ、農地の荒地を無くして里地里山の再生を図ります。
- ㊪ 土砂災害特別警戒区域に指定されている区域内では、一定の開発行為^{*}の制限や住宅の構造が規制されており、居住に適さない、あるいは移転の検討が必要なため、居住の条件を確認し、災害予防として安全・安心へ向けた集落地の土地利用を図ります。

●その他施設ゾーン

- ㊫ 大野原高原内の陸上自衛隊大野原演習場は、地元住民と自衛隊員の管理の下で行われる野焼きによる草原環境の保全とともに、希少な動植物の生息・生育空間として、生物多様性の保全を図ります。

●自然緑地ゾーン

- ㊬ 中尾・太ノ原地区、八反田・太ノ浦地区、遠目・蕪地区にまとまって指定されている保安林は、落石防止、土砂流出・崩壊防備、保健、干害防備、良好な景観確保等の公益的機能を持ち、本町の災害防備に役立っているため、必要な施業を計画的に行い、これらの機能の維持・確保を図ります。
- ㊭ 森林の持つ多面的機能を維持し、安定した生産性が保てるよう、施業面積拡大や間伐を計画的に行い施業環境の維持を図るとともに、放置竹林や里山整備に取り組む地域活動を支援し、自然環境の保全と適正な活用を図ります。

②道路整備

●幹線道路

㊦ 溪谷美を魅せ、自然交流拠点に設定している龍頭泉へのアクセス^{*}道路となる県道千綿溪線は、八反田地区の広域農道との立体交差付近から県道終点まで 1 車線区間となっており、安全な道路整備に向けて引き続き拡幅整備や離合箇所の改良整備を県に要望していきます。

●農道・林道

㊧ 地域内の農道は、農業生産の向上、集落間を結ぶ生活道路など重要な役割を担っており、農業や生活環境を健全に保全するため、適切な維持管理を行い、農道の長寿命化^{*}を図ります。また、林道についても適切な維持管理を行い、林業用車両の安全かつ効率的なアクセスを確保し、森林施業の推進を図ります。

㊨ 県道千綿溪線終点から龍頭泉駐車場までの林道龍頭泉線について、狭隘な道路が続くため、安全な道路整備に向けて拡幅改良や離合場所の整備等を検討します。

③公共交通整備

㊩ 公共交通を維持・活性化するため、既存町営バスの運行体系やデマンド交通^{*}の運行要領の見直しを図り、山間部から中心部への移動を担う交通として、町民の移動需要に応じた柔軟なサービスを提供します。

④公園・緑地整備

㊪ 自然交流拠点に設定している龍頭泉をはじめとして、多良岳県立公園内に点在する自然豊かな休養・観光・景観資源について、余暇活動、休養、観光等に資するため、適正な保全とアクセス^{*}路など観光・交流ネットワークの強化と施設整備によりその利活用を図ります。特に、三井木場池などの水辺空間を活用した公園・広場の整備など、観光・交流の場の計画的な整備を検討します。

⑤上・下水道整備

㊫ 本地域の上水道給水区域については、老朽管や浄水場施設の計画的な改修・更新と地震等の災害に備えて基幹管路の耐震化^{*}を図るとともに、安全な飲料水を安定供給するため、未普及地域の解消を図ります。

㊬ 中尾地区の農業集落排水事業^{*}については、全て整備事業は完了し水洗化率も 100%となっており、今後は、施設の適切な維持管理、老朽化した施設の改築更新を行い、公共水域の水質保全を図ります。

㊭ 中尾地区以外の下水道計画区域外では、浄化槽^{*}設置費用や維持管理費に対する補助金交付などの取り組みを進め、汚水処理人口普及率の向上による河川・水路等の公共水域の水質保全を図ります。

⑥安全安心なまちづくり

㊮ 蕪溜池や大田代溜池などの地域内溜池においては、ハザードマップ^{*}を活用して、浸水が予想される区域や到達時間、最大水深、歩行困難度の確認など、安全で迅速な避難が行われるよう地域住民への周知徹底を図ります。

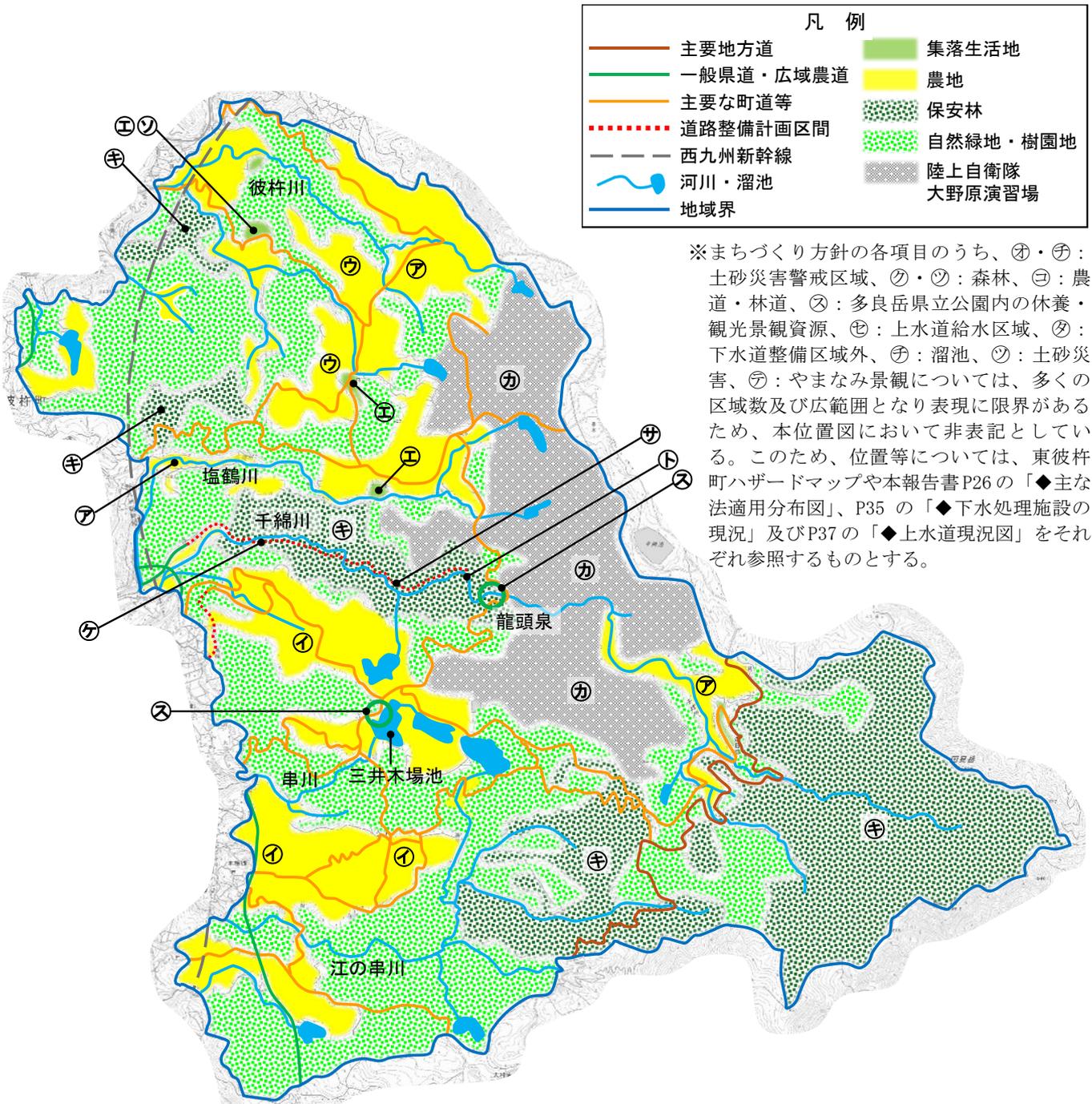
㊸土砂災害から町民の生命と財産を守るため、土砂災害ハザードマップ*を活用して、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進などの対策について地域住民への周知徹底を図ります。

⑦景観形成

㊸本地域の森林は、山間部の棚田や茶園等の特色ある農地や里地里山の背景となるやまなみ景観となっており、無計画な伐採を避け落葉広葉樹林の育成など、四季折々の豊かな表情を見せる森林の保全を図ります。

㊸自然交流拠点に設定している龍頭泉をはじめとして、玉簾の滝・霧降の滝、白木淵など千綿川上流域の渓谷景観について、周辺の森林とともにこれらの景観の保全を図ります。

■東部自然地域の主なまちづくり方針位置図



第5章 計画の実現に向けて

1. 協働*のまちづくり

(1) 役割分担

近年、住民一人ひとりの価値観が多様化し、地域社会の課題も複雑化しています。また、人口減少・少子高齢社会の進行等による地域活力の低下など、本町においても取り組むべき課題が山積しています。

このような課題に対して、これまでは行政が主体的に対応してきました。しかしながら、より複雑、多様化する住民ニーズやそれぞれの地域課題へ対しては、行政主導のまちづくりでは十分応えることが難しくなっています。

特に、新たな道路整備や産業基盤整備、コンパクトシティ・プラス・ネットワーク*の形成へ向けた持続可能な土地利用など、今後の本町のまちづくりを実現するためには、規制誘導手法の導入や都市施設*整備事業など、町民生活へ与える影響が大きい事象が発生する可能性もあり、町民の合意や協力が不可欠となります。

このため、町民、事業者、行政など、それぞれの主体の役割を明確にするとともに、まちづくりの目標の共有と適切な役割分担に基づき、地域の特性に応じた魅力と活力ある地域づくりに協働*で取り組む必要があります。

①町民・町民団体の役割

まちづくりの主人公である町民には、地域に密着したまちづくりの取り組みに積極的に参画し、継続的な活動を行うことが期待されます。また、地域のことをよく知り、地域に密着した自治会等の自治組織、NPO（非営利団体）等の町民団体が主体となり、地域ぐるみの取り組みを行うことが望まれます。

本町は、「この町・この地域に住んでよかった」と言えるまちづくりのため、地域エリア担当制度の実施など、地域ごとの組織やまちづくり関連のNPO等の町民団体の育成に努め、必要に応じて支援を行い、町民組織を大切に育て、協働*関係の構築を目指します。また、全町的なまちづくりについても、行政の取り組みに対する町民の積極的な参画を推進します。

- 法や条例等で定められたルールの遵守
- 町が行う施策や事業への協力
- まちづくりに関する要望やアイデアの提案・提言
- 建築協定*、地区計画*制度等、地域独自の環境整備や保全のためのルールづくりとその運用
- 敷地内の緑化・街角へのフラワーポットの設置など、町民が自ら行うまちなみ景観の形成
- 地域内住民組織やまちづくり組織への積極的な参加と活動
- ボランティアによる公園や歩道の清掃等の環境美化活動
- 公共の施設の利活用の増進と利用者としてのモラルやマナーの向上

②事業者の役割

事業者は、事業活動を営む地域の住民や行政と連携・協力するとともに、自らの事業活動を活かした専門的なノウハウを活用し、個性ある地域資源や既存ストック*の有効活用、6次産業化*の推進、美しい景観づくりなど、地域活動の向上に資する新たな取り組みが望まれます。

このため、本町は周囲に及ぼす影響等を考慮しながら、町民や行政との協働*体制の構築と事業者間の連携等を推進していきます。

- 本町が目指すまちづくりの方向性についての理解と協力
- 周辺環境や景観に配慮した施設計画
- 環境整備や美化・清掃活動等による地域への貢献と地域との融和
- 町が行う施策・事業への協力

③行政の役割

行政は、本町のまちづくりにおいて、公共事業の実施などの主導的な役割を担う一方、地域づくりにおいては、町民や事業者の活動を支援する役割も担います。このため、広く町民の意見を聴き、透明性の高い行政運営を行うとともに、公正かつ効率的で質の高い行政サービスの提供に努めます。

また、町民・町民団体、事業者等と一体となったまちづくりを推進するため、町民主体のまちづくりに対して、積極的な支援に努めます。さらに、協働によるまちづくりを円滑に進めるため、まちづくりに関する情報提供を積極的に行い、町民の意見を個別計画に反映させるとともに、まちづくり活動への支援や住民参加の仕組みづくりを進めます。

- 公共事業の実施
- 町民等への情報発信、情報提供・公開、意見等の聴取
- 財政的支援等の公益的なまちづくり活動への支援
- 社会実験・実証実験の実施や支援
- 関係機関との調整や連携

(2) 推進体制の強化

まちづくりの推進体制を強化するためには、計画を決定する行政内部の関係部局間の連携体制や町民、事業者等との協働^{*}の仕組みを強化するとともに、国・県などの上位計画や連携する周辺市町との調整、社会経済情勢の変化に対応した計画の見直しなど、柔軟な体制づくりが必要です。

①協働の仕組みづくり

協働のまちづくりを円滑に推進するためには、町民、事業者等と行政が都市計画の必要性や重要性を適切に認識し、協働^{*}でまちづくりに取り組む必要があります。そのため、まちづくりへの町民参加や事業者等の協力を促し、町民、事業者等と行政が連携・協力できる仕組みづくりを進めることで、協働のまちづくりの実現を図ります。

また、身近な道路や河川、公園など、本町の都市施設^{*}の計画、整備、運営等にあたっては、ワークショップ^{*}の開催やパブリックコメント^{*}の実施などにより町民、事業者等と行政がまちづくりについて十分に話し合い、共にまちを育てていく仕組みづくりを進めます。

②関係機関との連携強化

本計画を実現するためには、各種関係機関との連携が必要不可欠となります。

国や県が事業主体となる都市施設の整備等については、各事業主体との連携強化を図り、積極的に整備の促進を働きかけていきます。

また、周辺市町、公共交通事業者、警察、消防などの関係機関との連携や調整を図り、利便性が高く安全・安心なまちづくりを進めます。

③推進体制の強化

本計画に基づいたまちづくりを推進するためには、都市計画制度の枠組みだけにとどまらず、個々の計画について産業、福祉、教育、環境なども含めた総合的な判断が必要となります。したがって、行政内部の関係部局の横断的な連携による推進体制を強化し、関連組織・関連各課と協議・調整のうえ、総合的かつ効率的なまちづくりを進めます。

④地域づくりを担う人材育成

地域の持続可能な発展は、行政のみならず、住民一人ひとりが多様な形で地域づくりやまちづくりに関わるのが不可欠です。また、地域が抱える課題に対して、地域に詳しい住民が協働^{*}のまちづくりを担うといったことも重要となります。本町には、集落の維持・活性化が課題として存在しており、地域の実情に詳しく、町職員と連携して地域運営組織などへのサポートを行う集落支援員（総務省支援）の育成も課題解決の一助となります。また、将来を見据えては、小・中学校へのまちづくり出前講座等の実施により、未来の本町のまちづくりを担う人材の育成も必要です。以下に、集落支援員による支援施策の例を示します。

- デマンド交通^{*}システムなど地域交通の確保
- 都市から地方への移住・交流の推進
- 特産品を生かした地域おこし
- 農山漁村教育交流
- 高齢者見守りサービスの実施
- 伝統文化の継承
- 集落の自主的活動への支援 等

2. 都市計画マスタープランの運用

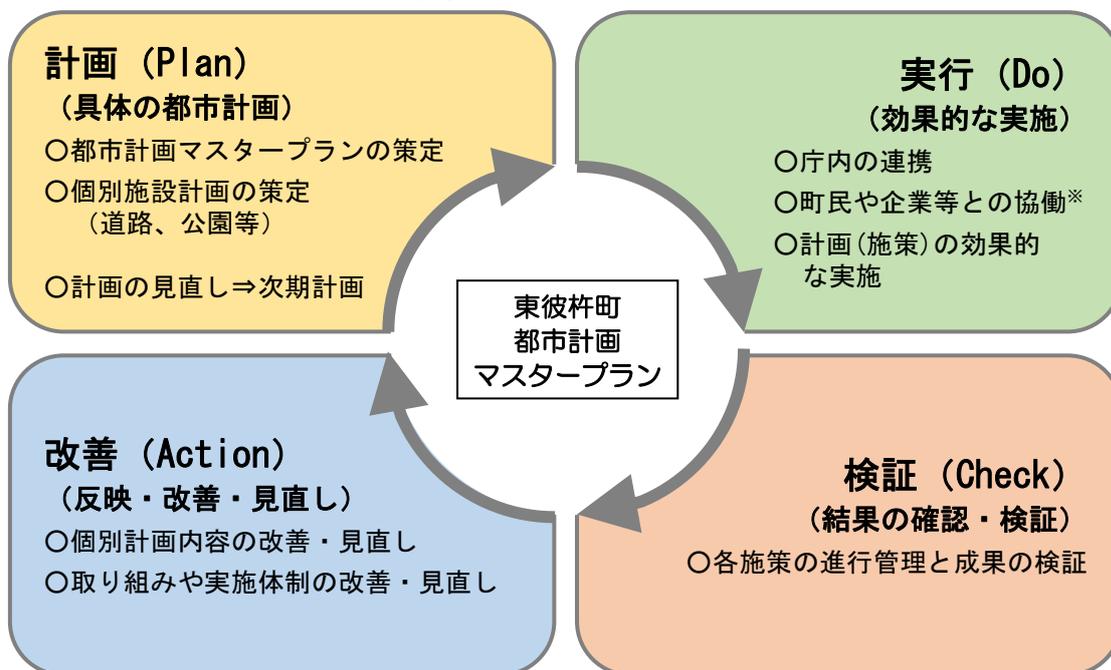
(1) 計画の進行管理と見直し

① 進行管理

都市計画マスタープラン^{*}は、中長期的な視点に立った計画であり、その実現には時間を要することから、その過程を適切に進行管理する必要があります。

本計画に基づく具体的な計画決定や事業の施行については、実効性を確保するため、定期的に施策・事業の進捗状況をチェックするとともに、下図に示す「PDCAサイクル」の考え方に即した進行管理を行い、進捗状況や成果が評価できる体制づくりを進めます。

■ PDCAサイクルによる進行管理



② 都市計画マスタープランの見直し

都市計画事業^{*}、用途地域^{*}の指定、地区計画^{*}の決定による規制・誘導等は、効果が表れるまで時間を要することもあるため、本計画は概ね10年を基本に見直しを行います。

なお、計画期間中は、本計画の都市づくりの将来像と基本理念、都市づくりの骨格となる方針について、一貫性や継続性の観点から原則として継承します。しかしながら、将来像等に大きく影響を及ぼす社会経済状況の変化があった場合は、必要に応じて随時見直しを行います。また、実効性のある計画となるよう、以下の視点で適切な更新・見直しを検討します。

- 国勢調査^{*}や都市計画基礎調査^{*}等の様々なデータを基に、現状を踏まえた定期的な更新。
- 国・県をはじめとする上位計画の改訂や新たな法制度の制定等により、今後の都市づくりの方針に大きな変更が生じる場合に伴う変更。
- 高規格道路^{*}「東彼杵道路」の整備など、本町のまちづくりに大きな影響を与える大規模なプロジェクトの実施に伴う見直し。
- 町民の主体的な活動により、地域のまちづくり方針を見直す必要がある場合に伴う地域別構想の見直し。

3. 実現の方策

本計画は、都市計画区域※のみならず、中山間地域を含む本町全域を対象としたまちの姿を示しています。このため、都市計画区域内及び区域外の中山間地域などの状況に応じて、都市計画法に基づく規制・誘導によるまちづくりをはじめとして、産業振興等の総合的なまちづくりに資する事業手法や施策についても活用し、まちづくり方針の実現を目指します。

また、本町は過疎地域に指定されており、総合的なまちづくりの手法としては、「東彼杵町過疎地域持続的発展計画」に定められている分野別の対策や事業計画をまちづくりの方針・手法として活用し、交通基盤の整備や基幹産業である農林水産業の振興、少子高齢化対策、健康・福祉のさらなる向上などに総合的かつ計画的に取り組み、良好な居住環境※や魅力ある景観を維持しつつ、地域管理構想の理念等に基づき、里地里山の形成や地域活力の維持を目指します。

本町の都市計画区域は、用途地域※が定められていない、いわゆる白地地域となっています。国道沿いの市街地や中心市街地※の住宅地における用途の混在を防ぐなど、土地利用の適正な配置を図るため、以下のような土地利用の規制・誘導手法の活用・検討が今後必要となります。

○用途地域（都市計画法第8条第3項第2号、都市計画法第9条第1～13項）

- ・ 建築基準法等各種個別法の規定と相まって、良好な市街地の形成と住居、商業・業務、工業等の諸機能の適切な配置を誘導する。
- ・ 概ね5年ごとに行う都市計画基礎調査※に基づいて見直しの検討を行う。

○特定用途制限地域※（都市計画法第9条第15項）

- ・ 用途地域が定められていない非線引き都市計画区域や準都市計画区域※内において、良好な環境づくりや環境維持を目的とし、各地域の特性に適した土地利用が行われるよう、建築物の用途に対して規制できる。
- ・ 特定の建築物等の用途の概要を定め、条例により用途を制限する。

○建築物の形態制限（建築基準法第52条第1項第7号、第53条第1項第6号等）

- ・ 白地地域における建築物のボリュームをコントロールし、地域の特性を生かした個性ある街並みの形成や良好な住環境の確保などを目的として容積率及び建ぺい率の最高限度などを定めることができる。
- ・ 容積率(50～400%)、建ぺい率(30～70%)などを特定行政庁の都市計画審議会を経て定める。

○地区計画※（都市計画法第12条の4第1項第1号）

- ・ 都市計画区域内に定めることができ、一定のまとまりを持った地区を対象として、地区の住民と市町村とが連携しつつ、その地区の課題や特徴を踏まえて実情に合ったよりきめ細かい規制を行う。
- ・ 地区整備計画に建築物等の用途や形態等についての制限を定める。

○景観地区（都市計画法第8条第1項第6号、景観法第61条第1項）

- ・ 都市計画区域内、準都市計画区域内に定めることができる。
- ・ 形態意匠の制限の他、建築物の最高限度、敷地面積の最低限度等について、市町村が都市計画として決定できる。

○風致地区※（都市計画法第8条第1項第7号）

- ・ 都市計画区域、準都市計画区域内で良好な自然的景観を形成している土地に定めることができる。
- ・ 水や緑などの自然的な要素に富んだ良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境※の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定める。
- ・ 条例で都市の風致を維持するため必要な規制を定めることができる。

■参考資料

1. 用語解説

■あ行

【あ】

○ICT（アイ・シー・ティー）

Information and Communication Technology の略で情報通信技術を指す。IT とほぼ同じ意味合いを持つ。なお、「Communication」の単語が入っていることから、コンピュータ技術そのものを IT、コンピュータ技術の活用に関することを ICT と区別する場合もある。

○アクセス

対象とする場所に接近すること。またはそこに至るまでの交通の便。

【い】

○インフラ

インフラストラクチャーの略で、道路、河川、公園、電気、通信施設、上下水道などの都市施設の総称。

【え】

○AI（エーアイ）

Artificial Intelligence の略。計算という概念とコンピュータという道具を用いて「知能」を研究する計算機科学の一分野を指す語。言語の理論や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術のこと。

○SDGs（エスディージーズ）

Sustainable Development Goals（サステイナブル・ディベロップメント・ゴールズ）の略称であり、「持続可能な開発目標」と訳され、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標。持続可能な世界を実現するために 17 のゴール(国際目標)と 169 のターゲット（達成基準）から構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っている。

【お】

○温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。この濃度の増加が地域温暖化の主原因とされており、京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の 6 物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

■か行

【か】

○開発行為

建築物の建築や特定工作物の建設を行うために行う土地の区画形質の変更のこと。

○核家族

夫婦と子、夫婦のみ、ひとり親と子のいずれかから成る家族。

○環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。

○幹線道路

道路網のうち、都市の骨格を形成する道路又は都市間を連絡する道路。

【き】

○既成市街地

産業又は人口が相当程度集中し、都市施設の整備や土地の高度利用などの市街地として開発が既に行われている地域のこと。

○既存集落

古くからある農業集落や漁業集落などで、近代的な市街地形成や都市基盤整備が進む以前から形成され、継承されているもの。一般的に集落内の道は狭く、木造家屋が密集している場合が多い。

○急傾斜地の崩壊

土砂災害用語の定義。崩壊するおそれのある急傾斜地で、高さが5メートル以上、傾斜度が30度以上で、崩壊により危害を生じるおそれのある箇所。

○狭あい道路

建築基準法第42条第2項に規定する道路で、その幅員が4m未満の道路のこと。

○協働

パートナーシップの関係を前提として、課題や目的を共有しながら、より良いものを創り上げていく具体的な「行為や行動」をいう。

○漁業集落排水事業

漁港及び漁場の水質の保全、漁村の環境衛生の向上、自然災害の防止などを図るために、し尿及び家庭雑排水の処理並びに雨水排除を目的とし、漁村の生活環境を快適にする事業。

○居住環境

通勤通学や買物の利便性、生活関連施設の整備状況、近隣における自然の豊かさ、災害に対する安全性等、居住地の良好さを指した環境をいう。

【く】

○区域区分

無秩序な市街化を防ぐとともに、計画的なまちづくりを進めるため、市街化区域と市街化調整区域に区分する制度のこと（都市計画法第7条）。

○グリーンインフラ

グリーンインフラストラクチャーの略。社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を積極的に活用して、地域の魅力や居住環境の向上、防災・減災等の多様な効果を持続可能なまちづくりにつなげようとするもの。これまでの事例としては、多自然の川づくり、遊水・水環境・雨水流出抑制等のための貯留や浸透を行う公園や街路、屋上等の緑化、緑の防潮堤の築造などが行われてきた。

○グリーンツーリズム

都市住民が農山漁村に滞在して、自然豊かな環境でその土地での生活体験やレクリエーション等の余暇活動を行うこと。

【け】

○景観計画

平成 16 年に施行された景観法に基づき、景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画。景観形成に関する方針やその実現に向けて行為の制限等を定める。

○建築協定

建築物の利用を増進し、かつ土地の環境を改善するため、一定区域内の土地所有者等全員の合意により、その地域内における建築物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠又は建築設備に関する基準について、条例に基づき認可を受けて締結される協定をいう。住宅地の環境、商店街の利便性を維持増進する目的で定めるもの。

【こ】

○5R 活動

リフューズ (Refuse:拒否 (ごみになるものを断る))、リデュース (Reduce : 発生抑制)、リユース (Reuse : 再使用)、リペア (Repair : 修理)、リサイクル (Recycle : 再生利用) の 5 つの R (アール) の総称。5 つの R に取り組むことでごみをできる限り少なくし、環境への悪影響を減らすことと、限りある地球の資源を有効に使う社会 (循環型社会) をつくろうとするもの。

○高規格幹線道路

高速自動車国道および一般国道の自動車専用道路のこと。

○公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの (下水道法第 2 条第 3 項)。

○公共交通空白地域

バス停等から一定の距離を越えた公共交通のない地域。

○耕作放棄地

以前耕地であったもので、過去 1 年以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりした考えのない土地をいう。

○交通結節機能

駅前広場や駐車場・駐輪場などのように、鉄道・バス・自転車などの異種の交通手段間をつなぐ機能をいう。

○交通体系

道路、鉄道、空港等、人や荷物の移動に必要な施設を一つのシステムとして捉えた場合の総称。

○国勢調査

日本国内の人口・世帯・産業構造などの現在の状況を明らかにするもので、各種の行政施策を立案するための基礎資料を得ることを目的として、5 年ごとに国が実施する統計調査で、日本国内に普段住んでいるすべての人 (外国人も含む) を、普段住んでいるところで調査を行う。

○コンパクトシティ

都市の中心部や地域の拠点に居住や商業等の都市機能を集積させ、歩いて暮らすことのできる集約型のまちのこと。

○コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めようとするもの。

■さ行

【さ】

○再生可能エネルギー

自然環境の中で何度も繰り返し起きていて現象の中から取り出すエネルギーのこと。太陽光や風力、水力、地熱等を利用するものがある。

【し】

○シェアリングエコノミー（共有経済）

個人・組織・団体などが保有する何らかの有形・無形の資源（モノ、場所、技能、資金など）を売買、貸し出し、利用者と共有（シェア）する経済モデルのことをいう。多くの場合、資源の売買や貸し借りはインターネット上のマッチングプラットフォームを介して行われ、提供したい人（貸したい人、売りたい人）と、利用したい人（借りたい人、買いたい人）がマッチングプラットフォームに登録し、お互いが合意すれば、提供者は資源を提供し、利用者はそれを利用することが考えられる。

○市街地開発事業

地域が抱える課題を解消するため、一定の区域を定め地域の状況に応じた整備手法を用いて道路や公園などの都市施設を含んだ面的な市街地の開発を行い、良好な市街地を形成する事業をいい、具体的には土地区画整理事業や市街地再開発事業などが挙げられる。

○自助・共助・公助

「自助」は自分や家族、「共助」は地域の共同体において、身を守り助けあうこと、「公助」は公的機関によって提供される援助のこと。

○自然公園

自然公園法（優れた自然の風景を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養、教化に資することを目的として制定された法律）に基づいて指定される国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称。

○自然的土地利用

土地利用の区分のうち、森林、水面、農地等。都市的土地利用と対比して用いられる。

○指定管理者制度

多様化する町民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、町民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的とした制度。

○循環型社会

限りある資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会。

○準都市計画区域

都市計画区域に指定する要件を満たしていない等の理由で都市計画区域外にあるが、将来的に市街化が見込まれる区域の土地利用をあらかじめ規制し、将来的に一体の都市として総合的に整備・開発・保全されることを目的として都道府県が指定する区域のこと。

○浄化槽

浄化槽には、し尿のみを処理する「単独処理浄化槽」と、し尿と生活雑排水を併せて処理する「合併処理浄化槽」とがある。合併処理浄化槽の処理水質はBOD20ppmと下水道並であり、下水道計画のない農村や山村だけでなく下水道計画が遅れている地域でも導入が進んでおり、平成13年4月1日浄化槽法の改正により、単独処理浄化槽の設置は原則禁止された。現在では「浄化槽」の文言が一般的であることから、本計画に記載の「浄化槽」は全て「合併処理浄化槽」とする。

○親水空間

河川、海岸、池、湖沼など水辺の形態や規模を問わず、水を主題として意図的に水と親しむことを主目的とした空間をいう。

【す】

○水源涵養

森林の土壌が降雨を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を防止するとともに、川の流量を安定させること。

○ストック

過去に整備され、蓄積された都市施設や建築物。

○スマートシティ

IoT の先端技術を用いて、基礎インフラと生活インフラ・サービスを効率的に管理・運営し、環境に配慮しながら、人々の生活の質を高め、継続的な経済発展を目的とした新しい都市のこと。

○スマート林業

ドローンや地理情報システム(GIS)などの先端技術を駆使することで、森林施業の効率化・省力化を図る取り組み。

【せ】

○生活機能

銀行、郵便局、医療施設、スーパーマーケット、商店街等、日常の生活に必要な諸々の施設や公共公益施設が提供する機能。

【そ】

○総合計画

行政と住民のまちづくりの指針となるもので、市町村における諸計画の最上位に位置づけられるもの。向こう10年間の基本的なまちづくりの方向を示す「基本構想」と5年ごとにその基本構想の実現に向けて具体的な施策を明らかにする「基本計画」で構成されている。

○Society 5.0 (ソサエティ 5.0)

日本が提唱する未来社会のコンセプト。科学技術基本法に基づき、5年ごとに改定されている科学技術基本法の第5期(平成28(2016)年度から令和2(2020)年度)でキャッチフレーズとして登場した。サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな未来社会(Society)を「Society 5.0」と提唱している。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)といった人類がこれまで歩んできた社会に次ぐ第5の新たな社会を、デジタル革新、イノベーションを最大限活用して実現するという意味で「Society 5.0」と名付けられた。

■た行

【た】

○耐震化

大規模地震でも建物が倒壊・損壊しないように補強すること。現在の耐震基準は1981年に改正された建築基準法により定められており、住宅やビルは震度6~7程度の揺れでも倒壊しないよう基準が引き上げられている。しかしながら、1995年に発生した阪神・淡路大震災では、1981年以前に建てられた建築物に大きな被害が発生したため、国土交通省では「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を制定、2013年にはこの法律が改正され、病院、学校など不特定多数が利用するなど、避難に配慮が必要な建物については耐震診断が義務付けられている。

【ち】

○地域地区

都市計画法で定められた住宅地、商業地、工業地等の土地利用上のゾーニングのこと。建築物の用途、建ぺい率・容積率等を定めた12種類の用途地域等がある。

○地域防災計画

地域に係る災害対策全般に関し、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする計画（災害対策基本法第42条）。

○地球温暖化

人間の活動によって地球が放出する熱を吸収する性質を持った温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、フロン等）の大気中の濃度が増加し、地球全体の平均温度が上昇する現象。

○地区計画

良好な都市環境の整備と保全を図るために、地域のまちづくりの目標に併せ、道路などの地区施設を定めたり、用途地域などで定められている建築ルールを厳しくしたり、緩和したりしながら、地域の特性に応じたルールを定めることができる制度である（都市計画法第12条の5）。広義には、地区計画のほか防災街区整備地区計画、沿道地区計画、集落地区計画も含めた地区計画等の全体を指すこともある。

○地すべり

地形図や過去の災害履歴などから判断して、地下水などの影響により土地の一部がすべりだす危険があり、人家、河川、鉄道、官公署に被害を生ずる恐れのあるところ。地下水の増加をもたらす行為、地表水の浸透を助長する行為等地すべりの防止を著しく阻害し、または地すべりを著しく助長するおそれのある行為が制限される。

○中心市街地

商業・業務・住居などの都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地をいう。

○長寿命化

土木施設や建築物に対し、計画的に補強や維持補修等の対策を行い、施設の寿命を延ばすこと。

【て】

○デマンド交通

正式にはDRT(Demand Responsive Transport:需要応答型交通システム)と呼ばれ、路線バスとタクシーの中間的な位置にある交通機関。事前予約により運行するという特徴があり、運行方式や運行ダイヤ、さらには発着地の自由度の組み合わせにより、多様な運行形態が存在する。

○テレワークオフィス（サテライトオフィス）

テレワークとは「tele=離れた所」と「work=働く」をあわせた造語で、ICTを活用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を意味しており、企業または団体などの本拠から離れた場所に設置されている仕事場所のこと。

【と】

○特定空家

平成27(2015)年5月26日に施行された「空家等対策特別措置法」において、特定空家等とは、そのまま放置すれば倒壊等の著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。指定されると土地にかかる固定資産税の優遇措置が適用されなくなるなどデメリットがある。

○特定用途制限地域

用途地域が定められていない都市計画区域内・準都市計計画区域内において、良好な環境の形成又は保持を図る観点から、特定の用途の建物が建てられないよう制限する地域。

○都市環境

都市の全般的な環境。都市内における生活環境、交通・輸送問題、交通安全、防災、廃棄物・エネルギー問題、景観形成等をはじめ、都市内の自然的環境も含む。

○都市機能

居住、商業・業務、行政、教育、医療・福祉、スポーツ・レクリエーション、交通、情報通信等、都市が提供する各種のサービス機能。

○都市計画基礎調査

都市計画を適切に策定し、実現することを目的に、概ね5年ごとに都市計画区域における人口、産業、市街地面積、土地利用、交通量等について、現況を調査し、都市の動向を把握する調査。

○都市計画区域

都市計画法で定められた規制の対象になる地域のこと。自然的・社会的条件や人口、土地利用、交通量等の現状や推移などから、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域で、都道府県が指定する。都市計画区域ごとに各種の都市計画が定められ、それに基づいて土地利用規制や都市計画事業等が実施される。

○都市計画公園

「都市公園」のうち、都市計画法で「都市施設」として計画決定した公園、緑地。原則として都市計画区域内において設置する。

○都市計画事業

国土交通大臣又は都道府県知事の認可、承認を得て実施される道路、公園等の都市施設や土地区画整理事業等の市街地開発に関する事業。

○都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2で規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を指す。議会の議決を経て、定められた当該市町村の建設に関する基本構想（総合計画等）や都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、公聴会など住民意見を反映する方策を取り入れて策定する。策定後は計画の公表と知事への通知が義務付けられ、市町村の都市計画は、このマスタープランに即して進められる。

○都市構造

都市の骨格的な自然要素や土地利用をベースとして、都市機能の配置を空間的に表したもの。

○都市施設

道路、公園、下水道等の都市での諸活動を支え、生活に必要な都市の骨組みを形作る施設で都市計画に定めることができるものこと（都市計画法第11条第1項）。交通施設・公共空地・供給施設・処理施設・河川・教育文化施設・医療施設・火葬場・住宅施設・官公庁施設などの施設の総称。

○都市的土地利用

住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等、主として都市活動に資する土地利用。

○土石流

土石流の発生の危険性があり、5戸以上の人家(5戸以下でも官公署・学校・病院・駅・旅館・発電所等のある場合を含む)に被害を生ずるおそれがあることとされた溪流。

○土地利用基本計画

国土利用計画法第 9 条において、都道府県が国土利用計画を基本としつつ、当該都道府県の都市地域・農業地域・森林地域・自然公園地域・自然保全地域について定めるもの。土地利用基本計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等をはじめとした個別行政目的を達成するための個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として位置付けられ、これらの諸計画の総合調整機能を果たす。

■な行

【な】

○長崎街道

江戸時代に整備された脇街道の一つで、豊前国小倉（北九州市小倉北区）の常盤橋を始点として、肥前国長崎（長崎県長崎市）に至る路線で、途中で本町の彼杵宿や千綿宿など 25 の宿場が置かれた。鎖国政策の下で幕府が日本で唯一、外国との交易を行う港である長崎に通じる街道として非常に重視され、九州諸大名の参勤交代のほか、長崎奉行や西国筋郡代の交代、さらにはオランダ人や中国人の江戸参府や交易・献上品の運搬にも用いられた。

【の】

○農業基盤整備

食糧自給力の維持強化を図り、農業の生産性の向上と農業構造の改善を推進するとともに、需要の動向に即応した農業生産の再編成を促進するために、その基礎的条件である農業生産基盤を計画的に整備することをいう。その中心は土地改良であり、ほかに農用地開発がある。

○農業集落排水事業

農村集落におけるトイレ、台所、風呂場などの生活雑排水を集めて、これをきれいに処理して水路や川に戻すことにより、農村の水環境や農作物の生産条件の改善とともに農村の生活環境を快適にする事業。

○農地転用

農地として登記してある土地を、他の用途に転用することで、農地転用する場合、市街化区域内は届出を、それ以外は許可が必要となる。

○農用地（区域）

農業振興地域内において、長期にわたり農業利用を確保するため、農業基盤の整備を進める区域。

■は行

【は】

○ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所などの防災関係施設の位置などを示した地図。

○パブリックコメント

政策等の策定途中で、事前にその計画等の素案を住民に公表し、それに対して意見、課題、問題点、情報等を受け、提出された意見等を考慮して政策等を決定していくとともに、寄せられた意見とそれに対する行政の考え方を公表する制度。

○バリアフリー

社会生活を行う上で障壁（バリア）となるものを取り除き、障がい者や高齢者等にやさしいまわりの環境や制度をつくること。元来、段差解消などのハード面（施設）の色彩が強いが、現在では高齢者や障害のある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味も含んでいる。

【ふ】

○風致地区

都市計画法に基づく地域地区の一種。都市の風致を維持するために定められる地区で、良好な自然的景観に富んでいる区域や、良好な住環境を維持している区域等を指定し、生活にうるおいを与え、緑に富んだ快適な都市環境の維持を図っている。建物の建築、宅地造成、木竹の伐採その他の行為について規制を設けることができる。

【ほ】

○防災活動拠点

災害発生時に、迅速かつ適切な応急対策を行うための施設で、ヘリポート、備蓄倉庫、物資集積場、トラック等の駐車スペースなどが整備すべき施設として示されている。

■ま行

【ま】

○MaaS（マース）

Mobility as a Service の略。ICT（情報通信技術）を活用し、バスや電車、タクシー、飛行機など、自家用車以外の全ての交通手段による移動を一つのサービスで完結させることを指す。具体的にはスマートフォンなどのデバイスでMaaSを適用したデジタルプラットフォームやアプリなどにアクセスすれば、全ての交通機関のルートや乗り換え情報を検索、チケットの予約や支払い、決済までをワンストップで可能にすることなど。

○まち・ひと・しごと創生総合戦略

人口ビジョンで示した目指すべき将来の方向と人口の将来展望を踏まえ、5年間の目標や施策の基本的な方向、具体的な施策を示した計画。本町では、第1期計画を平成27（2015）年10月に策定し、令和2（2020）年3月に第2期計画を策定している。

【み】

○未利用地

本来、建築物などが建てられ、その土地にふさわしい利用がなされるべき土地のうち、市街地内等に残る空き地や、商店街等で青空駐車場として利用されている土地等、効率的な利用がなされていない土地をいう。

【も】

○目標年次

計画の最終目標として設定した年次。

■や行

【ゆ】

○有害鳥獣被害

野生鳥獣による農林水産業等への被害のこと。近年はイノシシ、ニホンザル、ニホンジカなどによる被害が全国規模で発生し、山間地に留まらず平野部にも被害が拡大している。これらの背景には、開発の進行による野生動物の生息地の分断・縮小や、中山間地域の衰弱に伴う森林や農地の荒廃など環境変化に伴う影響が大きい。

○優良農地

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等によって生産性が向上した農地等、良好な営農条件を備えた農地。

○ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種に関わらず、製品・建物・環境等について、最初からすべての人にとって使いやすい構造や仕様にデザインすること。

【よ】

○用途地域（地域地区）

都市機能の維持・増進や住環境の保全等を目的として、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、土地の合理的利用を図るため、建築物などについて必要な制限を課することにより、土地の合理的な利用を図るために設定される土地利用ゾーニングのこと。

■ら行

【ら】

○ライフスタイル

生活様式。社会的、経済的、文化的な条件の基で示す生活のスタイル、生活パターンのこと。

【り】

○緑地保全地区

都市計画法及び都市緑地保全法に基づく地域地区の一種。都市の緑地を保全するために指定する地区で、無秩序な市街化や公害・災害の防止効果があるもの、神社、寺院等の建造物と一体となった伝統的文化的意義を有するもの、風致景観が優れるなど地域住民の生活環境確保に必要なものなどが対象となる。

○臨港地区

港湾の管理運営を円滑に行うため、水域である港湾区域と一体として機能すべき陸域で、都市計画法または港湾法に基づき指定された地区。臨港地区内では、港湾の様々な機能をそれぞれ十分発揮させるため、機能別に商港区等の分区を指定し、各分区における構築物を規制している。

【ろ】

○6次産業化

農山漁村の所得向上や雇用の確保を目指し、1次産業としての農林漁業、2次産業として製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組み。

■わ行

【わ】

○ワークショップ

共同作業や討論を通じて、課題発見、創造的な解決策や計画の考案、それらの評価などを行っていく住民参加の手法。